

# 自己評価報告書

平成25年3月

静岡大学

人文社会科学部

人文社会科学研究科

目 次

I	人文社会科学部の現況及び特徴	.....	1
II	目的	.....	3
III	基準ごとの自己評価		
基準1	組織の目的	.....	5
基準2	組織構成	.....	9
基準3	教員及び支援者等	.....	17
基準4	学生の受入	.....	24
基準5	教育内容及び方法	.....	33
基準6	教育の成果	.....	68
基準7	施設・設備及び学生支援	.....	83
基準8	内部質保証システム	.....	98
基準9	管理運営	.....	109
基準10	情報等の公表	.....	111
基準11	研究活動の状況及び成果	.....	115
基準12	地域貢献活動の状況	.....	134
基準13	国際化の状況	.....	144
	<b>【資料編】</b>	.....	149

## I 人文社会科学部の現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 学部名 人文社会科学部
- (2) 静岡県静岡市駿河区大谷
- (3) 学科等の構成

#### 【学科】

##### 社会学科

(履修コース：人間学、社会学、心理学、文化人類学、歴史文化)

##### 言語文化学科

(履修コース：日本・アジア言語文化、欧米言語文化、比較言語文化)

##### 法学科

(講座：国際関係法、公共生活法、企業関係法、社会生活法、法政理論)

##### 経済学科

(履修分野：理論と情報、経済と政策、企業と経済)

#### 【関連施設】 地域社会文化研究ネットワークセンター (学部)

アジア研究センター (学部)

経済研究センター (経済学科)

静岡大学こころの相談室 (全学)

### (4) 学生数及び教員数 (平成 24 年 5 月 1 日現在)

#### ① 学生数：総数 2,170 人 (296 人)

社会学科 347 人

言語文化学科 347 人

法学科 519 人(151 人)

経済学科 957 人(145 人)

\* ( ) 内は夜間主コース学生数を内数で示す

#### ② 専任教員数：総数 100 人

教授 55 人(3 人)、准教授 38 人、講師 2 人、助教 1 人(1 人)

社会学科 20(+4)人

言語文化学科 27 人

法学科 18 人

経済学科 31 人

\* ( ) は大学院人文社会科学研究科の併任教員

### 2 特徴

本学部は、戦後学制改革により発足した静岡大学文理学部の改組により、昭和 40 年に設置された人文学部を前身としている。設置時においては、人文学科と法経学科の 2 学科編成であったが、昭和 53 年に法経学科が法学科と経済学科に改組となり、昭和 57 年には社会学科が新設された。その後、平成 4 年に人文学科が言語文化学科に改組され、それ以来現在まで、社会学科、言語文化学科、法学科、経済学科の 4 学科編成となっている。また、平成 7 年、静岡大学法経短期大学部の廃止に伴い、法学科及び経済学科に夜間主コースが設けられた。平成 12 年、静岡大学の教育研究の施設として「こころの相談室」が設置され、一般の方々を対象に子供の問題、心の問題、対人関係の問題について人文社会科学部教官(臨床心理学専門)が対応している。平成 17 年、大学院法務研究科(法科大学院)の設置に伴い、法学科の入学定員削減と、大学院法律経済専攻の経済専攻への改組を行った。平成 24 年度、上記のような人文系と社会科学系の複合学部としての存在をよりの確に反映させるために学部名称を「人文社会科学部」に変更、学生定員の再配置などを実施し今日に至る。

現在の本学部は、人文・社会科学の各学問分野をほぼ網羅する総勢 100 人の教員スタッフと学生約 2200 人を擁する、国立大学のなかで最大規模の人文・社会科学系総合学部であり、教育面においては、各学問分野の専門的知識と学際的総合的知力を身につけた、教養豊かな社会人・職業人の育成に努めてきた。また研究面においては、人文・社会科学の各分野における創造的研究の発展に努め、学術的および社会的な貢献を果たしてきた。

本学部の特徴は次のとおりである。

- ① 国立大学のなかでは最大規模の、静岡大学のなかでは唯一の人文・社会科学系総合学部である。
- ② 社会学科・言語文化学科・法学科・経済学科の 4 学科編成の教育体制により、各分野の専門的知識が修得できるとともに総合的知力を身につけることができる教育課程・カリキュラム編成を整備している。
- ③ 4 年間一貫の少人数教育(新入生セミナー→基礎演習→専門演習→卒業論文(卒業研究)指導)により、課題探求能力、論理的思考力、プレゼンテーション能力の修得を学年段階的に追求し、その集大成として卒業論文又は卒業研究を課す教育システムを整備している。
- ④ 学生自らの主体的能動的学習意欲を啓発し、社会・地域の現場から学ぶ「臨床型」思考を重視する教育方針にそって、『フィ

ールドワーク基礎演習』など、地域連携学生参加型フィールドワーク教育を展開している。

- ⑤ キャリア形成教育のため、『キャリアデザイン』(全学教育科目)のほか専門科目としてのインターンシップ科目を整備し、その充実を図っている。また、同窓会と連携して、学生の進路指導および就職支援の取り組みを積極的に行っている。
- ⑥ 地域社会文化研究ネットワークセンターを拠点に地域連携活動を推進し、これを教育の質的向上と教員の研究能力向上に結びつけるよう努力している。また、現代において様々な面で存在意義を高めているアジア研究に特化した「アジア研究センター」を設置し、学際的な研究教育を行っている。さらに、全学施設である「こころの相談室」と、心理学分野での教育的連携を図っている。

## II 目的

### 1 本学部の目的

静岡大学は、「学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・研究の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成することを目的・使命とする」（学則第1条）。

本学部は、静岡大学の教育理念及び中期目標に定める基本的目標を踏まえて、平成16年4月1日、「静岡大学人文学部学術憲章—教育と研究の発展のために—」を制定し、教育・研究の目標を学内外に宣言した。（平成24年度に「静岡大学人文社会科学部学術憲章」に改称）

人文社会科学部学術憲章に掲げる教育目標は、次のとおりである。

- 「1. 静岡大学人文社会科学部は、自由な知的活動が展開される知の共同体であり、次代を担う次のような市民が育っていく学びの場でなければならない。
  - ・人文・社会科学の各分野の専門的知識を身につけるとともに、自身の専門と職業の意味を幅広い視野から見据えることのできる教養を兼ね備えた市民。
  - ・地域社会の多面的な発展に寄与するとともに、国際社会にも通用しうる力量をもった多彩な市民
  - ・現実の諸問題の核心をとらえるための総合的な理解力、さらに問題解決の道を切り拓く実践的な応用力を身につけた市民
  - ・倫理感覚と責任意識をもった市民社会の担い手
2. 社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多面的な発展に貢献する。
3. 外国人留学生を広く受け入れ、各分野における専門的教育を提供するとともに、日本の文化や社会事情を理解するための教育を提供する。異なる文化の相互理解を通じて国際的友好関係の発展に努める。」

人文社会科学部学術憲章に掲げる研究の目標は、次のとおりである。

- 「1. 静岡大学人文社会科学部は、人文・社会科学の各分野において、創造的な研究を展開し、世界の平和と人類の福祉、学術文化の創造的発展に貢献する。
2. 研究成果を社会に還元し、人類社会の持続可能な発展に貢献する。それはけっして一方的関係ではなく、社会への応答（アカウンタビリティ）は新たな質の研究課題を設定し研究を活性化する上でも不可欠である。その点からも、とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフィードバックしていく。
3. 未来にむけて現代の諸課題に取り組むためには、過去にも目差しを向けなければならない。現在直面している問題が由来する歴史的な背景を理解し、過去の知的遺産をふまえてこそ、新たな知の創造も可能となる。人類文化の歴史と伝統を軽視することなく、未来を見据えて、現在の課題に取り組む。特にアジア諸国などとの交流を図るために、戦争責任問題の意味を理解し、偏狭なナショナリズムに陥ることのない国際性豊かな研究に注意を払う。」

### 2 各学科の目的

人文社会科学部では、従来からあった各学科の目的を平成24年12月に改訂し下記のように定めた。

**【社会学科】**社会学科は、静岡大学人文社会科学部憲章に従い、人間学、社会学、心理学、文化人類学、歴史学という人文社会科学の専門分野における発展と連携に裏打ちされた「総合知」による教育と研究を目指します。隣接する専門分野の研究を支えとした、地域に根ざす専門的な教育の展開を目的として、「他者への共感と社会の一員であるという意識に基づいて、主体的な探求と問題解決に向かう、臨床型の思考能力と責任ある態度を身につけた人間」を育成します。

**【言語文化学科】**言語文化学科は、伝統的な文学・言語学研究の成果を基盤としながら、「ことばによって表現される、あるいは言語学的方法によって分析可能」な「あらゆる精神文化現象」を探究し、高度な日本語表現能力に裏打ちされた実践的な語学力を養い、学際的な知見を広めることで、国際社会に通用する人間を育てます。

**【法学科】**法学科は、4年間にわたる法律学・政治学の幅広い学習を通じて、現代社会において生じる複雑かつ多様化した諸問題に

対し、それらの背景や原因を明らかにする分析力とともに、問題解決の方法を導き出すための実践的応用力と総合力を身につけることにより、地域社会の発展に寄与し、さらに国際社会にも通用する市民を育みます。

【経済学科】経済学科は、経済に関する理論、政策、および経営学・会計学など社会科学の諸分野を専門的に、また隣接する分野をあわせて総合的に学ぶことにより、健全かつ実践的な知識・技能を修得し、もって現代社会が直面する諸問題を理解・分析し、解決しうる能力と国際的な視野を持った「地球市民」を育成します。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 【基準1】 組織の目的

[1-1]学部・研究科等の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

##### （1）観点ごとの分析

**観点1-1-①（学士課程）学部等の目的（学科又は課程等の目的を含む。）が、学部規則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。目的として、教育活動を行うにあたっての基本方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。**

##### 【観点到る状況】

人文社会科学部規則第1条の2は、静岡大学学則第1条に定める大学の目的・使命を踏まえ、「本学部は、人文・社会科学の各分野の専門的知識・能力を身につけるとともに、国際的な視野と幅広い教養を備え、社会の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。」と定めている。

平成16年4月に、「人文学部学術憲章—教育と研究の発展のために—」を制定し、次のような教育目標を内外に宣言した。（平成24年度、「人文社会科学部学術憲章」に改称。）

- （1） 人文・社会科学の各分野の専門的知識と学際的総合的知力を兼ね備えた教養豊かな市民の育成。
- （2） 地域社会に貢献し、国際社会において通用しうる力量の修得。
- （3） 現代社会の諸問題に対する認識能力と問題解決のための実践的応用能力の修得。
- （4） 市民社会の担い手にふさわしい倫理感覚と責任意識の修得。

また、本学部の教育組織は4学科から編成され、学科ごとに、人文・社会科学の各専門分野において修得すべき固有の専門教育目標と教育方針を明確にしている。

さらに、育成する人材像を明確にするため、次のようなアドミッション・ポリシーを策定している。

##### 【育てる人間像】

21世紀の諸問題（地球環境問題、人口爆発と貧困、低開発と不平等、医療・福祉・教育・文化の発展、民族問題、社会経済の持続的成長、人口減少と少子高齢化問題など）に、社会、文化、政治、経済等の分野から取り組むために必要な専門知識と能力を身につけ、国際的な視野と幅広い教養を備え、人類社会の発展に貢献する市民・社会人を育成します。

##### 【目指す教育】

人文社会科学諸分野の専門教育とともに、専門知識を生かして課題発見・問題解決する能力を育成するフィールドワーク教育（体験型教育）を行います。

##### 【入学を期待する学生像】

人類社会が共に抱える諸問題に関心を持ち、人文社会科学に対する学習意欲と、そのための基礎学力を有する人の入学を期待します。

以上のように、本学部は、21世紀人類社会の課題である世界の平和、人類の福祉と社会の持続的発展ためには、豊かな人間性を基礎にした「総合知」の修得が切に求められているとの認識のもとに、人文・社会科学の専門的知識・学際的総合力と市民的教養・モラル、国際化対応力、実践的応用力を身につけた多彩な市民の育成を教育目的とする。

### 【分析結果とその根拠理由】

人文社会科学部の教育目的は、人文社会科学部規則第1条の2、人文社会科学部学術憲章、アドミッション・ポリシーなどにおいて、明記しているところである。これは、静岡大学学則や中期目標に定める基本理念・目的に沿うものであり、文系総合学部としての特色を生かして、その教育目的の明確化・具体化を図ったものである。

また、本学部の教育組織は4学科に編成されていることから、学部としての教育目的を前提として、学科ごとに、人文・社会科学の各専門分野において修得すべき固有の教育目標と教育方針を明確にしている。

以上のことから、本学部の教育の目的は、学校教育法第83条<sup>1</sup>に規定する大学一般に定められる大学教育の目的に合致するものであり、それに沿って明確に定められていると判断する。

### 観点1-1-②（大学院課程）研究科等の目的（専攻等の目的を含む。）が、研究科規則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

#### 【観点到に係る状況】

静岡大学は、中期目標・計画において、教育に関する基本的目標として、「1. 社会の様々な分野でリーダーとして活躍できる、

高い専門性と多角的な視野をもち21世紀の解決すべき問題を追求し続ける人間性豊かな人材、2. アジアをはじめ、諸外国とのかかわりの中で活躍できる豊かな国際感覚を身につけた人材」を養成することを掲げ、この目標達成のため、具体的な教育目的として、主として学部段階において、「専門分野に関する知識・技術」「自然科学基礎分野に関する知識・技術〔自然系学部・学科〕」「幅広い教養」「外国語能力」「問題発見／解決能力」「プレゼンテーション能力」「情報活用能力」「コミュニケーション能力」「国際感覚」「リーダーシップ」の涵養を、さらに大学院では、これら能力等を踏まえ、発展させつつ、「国際的水準の深い専門的知識と研究開発能力」「高度の専門的職業に必要な高い能力」を育成することを定めている。

人文社会科学研究科は、以上の本学の基本的目標及び目的を踏まえ、地域社会・地域経済を担う人材育成を21世紀の課題と位置づけ、人文社会科学諸分野における実践的教育の展開を基本方針として、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度専門職業人を養成することを目的としている（静岡大学大学院人文社会科学研究科規則第1条の2）。

そのような人材として具体的に、人文学部中期目標・中期計画にも示していたように、①保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動などヒューマン・サービスや社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り実践的に活動しうる高度専門職業人、②新しい地域社会文化と国際的コミュニケーションの構築に向けて、人間社会と文化の探求、言語を媒介とした全ての精神文化への考察など、これらの学際的で高度な専門知識を修得しながら、国際社会にも通用する広い視野と応用性のある自立した研究能力を有する高度専門職業人、③企業経営のグローバル化・情報化に伴い、現代企業をとりまく国際経済環境を総合的に理解し、経営管理・企業情報などに関する諸問題を解決するために、企業経営の実態を把握し、国際的視野に立った企業の経営戦略を立案するなどの経済学・経営学分野における高度で専門的な分析能力・応用能力をもつ人材、が考えられ、こうした人材を養成するために、①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の3専攻を設置し、それぞれの特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する教育を行っている（同規則第1条の2の2号）。

臨床人間科学専攻は、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的として、平成15年に設置された。心理臨床家を養成する臨床心理学コース（日本臨床心理士資格認定協会第1種指定大

<sup>1</sup> 学校教育法 第九章 第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。



学院) と、保健・医療・福祉・教育・NPO などの分野の専門職のリカレント教育を中心とするヒューマン・ケア学コースの2コースから出発し、現在までに70余名の臨床心理士を輩出するとともに、専門職のキャリアアップの場を提供してきた。平成19年には、調査能力に優れ社会の実態や人々の思いを適切に捉えた上で共生社会実現のために活動できる人材の育成を目指して、共生社会学コースを増設し、同時に専攻全体に、調査リテラシー向上のための教育基盤を築いてきた。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本研究科は、人文社会科学の分野において、高度職業人の養成を基本方針として、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的としている。また、そのために、①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の3専攻を設置し、それぞれの特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する教育を行っている。

以上のことから、人文社会科学研究科規則第1条の2において明記する目的は、学校教育法第99条<sup>2</sup>に定める大学院の目的に合致し、明確に定められていると判断する。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### —学部—

#### 【優れた点】

平成16年4月に、「静岡大学人文学部学術憲章——教育と研究の発展のために」を制定し、学部教育の目標をより明確にし、学内外に示した。また、これを制定する過程で、平成15年12月13日、外部評価委員を招いて人文学部学術シンポジウム「新しい人文学部の創造」を開催し、学術憲章草案について公開討論を行った。

その後、平成18年度に、憲章に沿った教育目的実現のためのカリキュラム改革を実施した。

その第1は、「21世紀型市民」に相応しい資質・能力として、専門的知識・能力に加えて、より汎用性のある基礎的能力、総合的知力の育成を図ることであり、新たに学部共通科目を開設した。第2に、学生の主体的能動的学習意欲を啓発し現場から学ぶ“臨床型”思考を重視するという教育方針を掲げて、地域連携学生参加型フィールドワーク教育の積極的導入を図った。第3に、学修の動機づけとキャリア形成教育の一環として、インターンシップ科目の開設や社会人講師による講義の拡充を実施してきた。

以上のようなカリキュラム改革は、国立大学法人化以降、自己評価のPDCAのサイクル化を組織的に取り組んだことの成果であり、平成18年度実施の外部評価において、外部評価委員から高い評価を受けている。平成19年度以降も上記サイクルを着実に実施しつつ、内容の充実を図ってきた。さらに、平成24年度に「教育の目的」を改訂するとともに、複合学部としての実態にふさわしい学部名称へ改称した。

#### 【改善を要する点】

人文社会科学部の教育の目的は、上記記載のとおり、明確に示されているといえるが、そのような教育目的をすべての学部構成員が共有し、さらに深く実質化することが引き続き求められている。とりわけ、学ぶ主体である学生における実質化の取り組みが課題である。

##### —研究科—

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

---

<sup>2</sup> 学校教育法 第九章 第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

【優れた点】人文社会科学の分野において、高度職業人の養成を基本方針として、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成するという明確な目的を有しており、そのために、①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の3専攻を設置し、それぞれの特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する多面的な教育を行っていることである。

【改善を要する点】

上記の目的をよりいっそう的確に実現するために、①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の3専攻の連携と協力体制に改善の余地がある。

(3) 基準1の自己評価の概要

本学部は、21世紀人類社会の課題である世界の平和、人類の福祉と社会の持続的発展のためには、豊かな人間性を基礎にした「総合知」の修得が切に求められているとの認識のもとに、人文・社会科学の専門的知識・学際的総合力と市民的教養・モラル、国際化対応力、実践的応用力を身につけた多彩な市民の育成を教育目的とする。そのような本学部の教育の目的は、人文社会科学部規則第1条の2、人文社会科学部学術憲章、アドミッション・ポリシーなどにおいて明確に定められている。

本研究科は、「社会に開かれた大学院」を21世紀の課題と位置づけ、人文社会科学の分野において、高度職業人の養成を基本方針として、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的としている。そのために①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の3専攻を設置し、それぞれの特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する多面的な教育を行っている。

**【基準2】 組織構成**

[2-1]教育教育研究に係る基本的な組織構成(学科、専攻、その他の組織の実施体制)が、学部・研究科等の目的に照らして適切なものであること。

(1) 観点ごとの分析

**観点2-1-① (学士課程) 学科の構成(学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、学士課程における教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

【観点に係る状況】

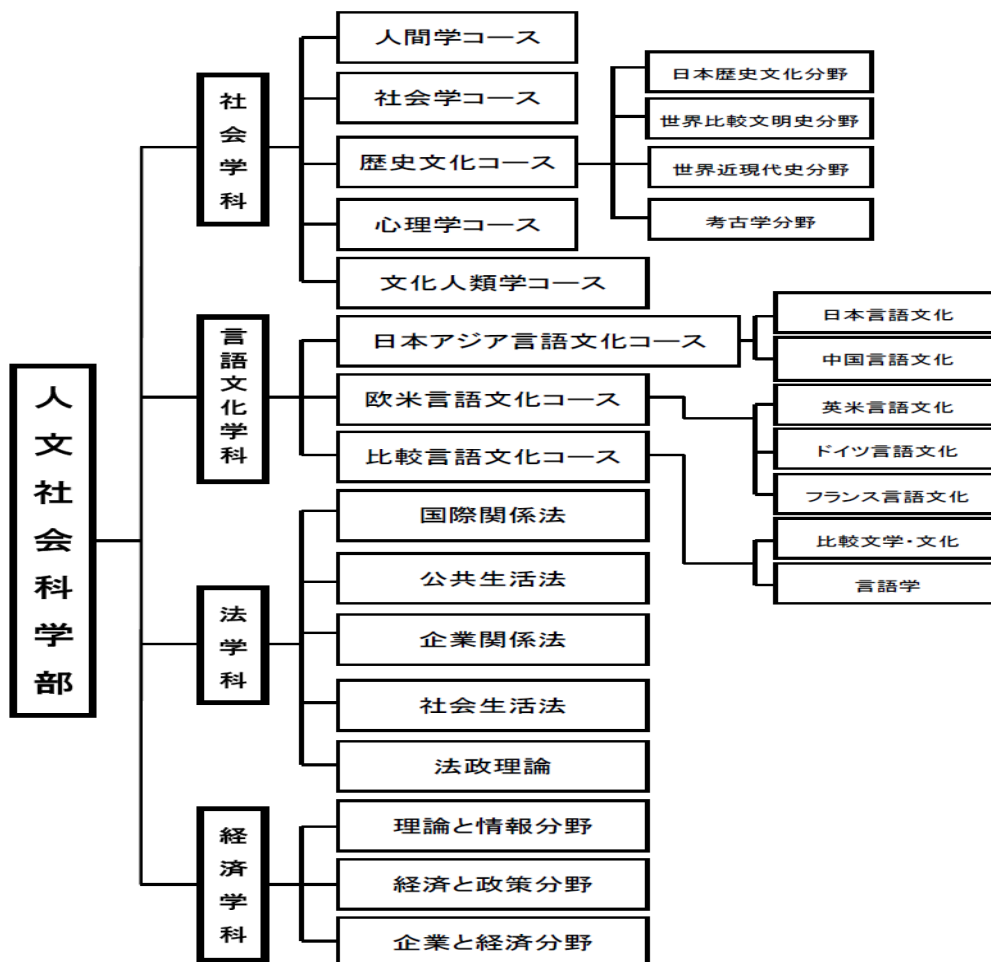
本学部の教育組織を図I-1に示す。

本学部は、文系総合学部としての設置目的に基づき、人文・社会科学分野の教育研究組織として、社会学科、言語文化学科、法学科及び経済学科の4領域に分けた4学科編成をとっている。各学科においては、学修目的に沿ってより専門的な教育を体系的に行うために履修コース制をとっている。法学科・経済学科においては、勤労学生のための夜間主コースを併設している。

学生はいずれかの学科に所属し、各学科の教育目的にそった専門的知識・能力を順次、修得し、4年次において、その成果を卒業論文又は卒業研究をまとめることになる。

また、本学部の教育目標を効果的に遂行するため、各学科には、各専門領域の教育と研究を担うにふさわしい教員が適正に配置されている。

図I-1 人文社会科学部組織図



\* 法学科・経済学科に夜間主コースを併設

【分析結果とその根拠理由】

1. 学生定員と現員

学生定員（入学定員）と現員数を表 I-1 に示す。1 年から 3 年次までの学年別の超過率は概ね 7～9% 程度で推移している。4 年次における留年者が相当数、在籍しているため、学部全体の超過率は 15～18% 程度である。

表 I-1 入学定員と現員（平成 24 年 5 月 1 日現在）

学科	入学定員	性別	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計	
社会学科	75	男	25	40	42	44	151	
		女	55	41	37	63	196	347
言語文化学科	75	男	26	26	18	30	100	
		女	57	55	58	77	247	347
法学科	120(30)	男	77(18)	72(20)	65(19)	108(45)	322(102)	
		女	41(8)	39(6)	52(13)	65(22)	197(49)	519(151)
経済学科	200(30)	男	157(26)	176(13)	181(26)	201(42)	715(107)	
		女	58(9)	57(6)	71(14)	56(9)	242(38)	957(145)
合計	470(60)	男	285(44)	314(33)	306(45)	383(87)	1288(209)	
		女	211(17)	192(12)	218(27)	261(31)	882(87)	
		計	496(61)	506(45)	524(72)	644(118)	2170(296)	

\* ( ) は夜間主コースで内数、法学科に編入学定員 5(3) が外数

平成 24 年度より法経両学科の定員変更と学部名称変更にもない年度ごとに入学定員が異なり「収容定員」が変わっている。

2. 教員組織の構成（専任教員の配置）

各学科の教育研究目的にそって、専任の教授又は准教授・講師等を、表 I-2 のとおり、配置している。

表 I-2 専任教員の配置（平成 24 年 5 月 1 日現在）

学科等	講座・学科目	職 位					計
		教授	准教授	講師	助教	助手	
院・人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	3	0	0	1(1)	0	4(1)
社会学科	人間学	3	1	0	0	0	20(2)
	社会学	5(1)	2	1	0	0	
	文化人類学	2(1)	1	0	0	0	
	歴史学	2	3	0	0	0	
言語文化学科	日本・アジア言語文化	4	4(2)[1]	0	0	0	27(7)[3]
	欧米言語文化	8(3)[1]	2	0	0	0	
	比較言語文化	6(1)[1]	2	1(1)	0	0	
法学科	国際関係法	1	0	0	0	0	18(5)
	公共生活法	1	3(1)	0	0	0	
	企業関係法	1	4(3)	0	0	0	

	社会生活法	0	2	0	0	0	
	法政理論	4	2(1)	0	0	0	
経済学科	経済システム	5	1	0	0	0	31(6)[2]
	経済情報	3	3(1)[1]	0	0	0	
	公共政策	3(1)	3	0	0	0	
	比較政策	4[1]	2(1)	0	0	0	
	経営情報	3	3(2)	0	1(1)	0	
合 計		58(7)[3]	38(11)[2]	2(1)	2(2)	0	100(21)[5]

( ) は内数で女性教員 [ ] は内数で外国人教員

\*法学科には法科大学院専任教員の法学科専任カウント教員を含む。

### 3. 学内・学外兼務教員数

学内・学外兼務教員数を表 I-3 に示す。学外兼務教員数の割合は 33.3% である。その多くは 1 科目担当の非常勤講師であることから、学外兼務教員の担当科目が全科目に占める割合は 10% 弱である (表 III-19 参照)。

表 I-3 学内・学外兼務教員数 (平成 23 年度)

(参考) 本務教員数	学内兼務 教員数	学外兼務教員数		学内兼務 教員割合	学外兼務 教員割合
		教員からの兼務	教員以外からの兼務		
98	(20)	29	30	11.3%	33.3%

**観点 2-1-② (大学院課程) 専攻の構成 (専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成) が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

#### 【観点に係る状況】

人文社会科学研究科 (修士課程) は、教育研究組織として、臨床人間科学、比較地域文化、経済の 3 専攻を設置している。各専攻はその教育目的を効果的に達成するために、次のようなコースあるいは研究指導分野を置いている。学生はいずれかの専攻に所属し、各専攻の教育目的に沿った専門知識・能力を順次、修得し、その成果を学位 (修士) 論文にまとめることになる。また、本研究科の教育目標を効果的に遂行するため、各専攻には、各専門領域の教育と研究を担うにふさわしい教員が適正に配置されている。

人文学部

大学院  
人文社会科学研究科  
(修士課程)

○ 社会学科 (修士講座)

- ・人間学コース
- ・社会学コース
- ・心理学コース
- ・文化人類学コース
- ・歴史文化コース

○ 臨床人間科学専攻

- ・臨床心理学 (大学院専任教員)
- ・ヒューマン・ケア学
- ・共生社会学

○ 言語文化学科 (修士講座)

- ・日本アジア言語文化コース
- ・欧米言語文化コース
- ・比較言語文化コース

○ 比較地域文化専攻

- ・哲学芸術文化論
- ・文化人類学
- ・歴史文化論
- ・国際言語文化論
- ・比較言語文化論

○ 法学科

- ・国際関係法
- ・公共生活法
- ・企業関係法
- ・社会生活法
- ・法政理論

○ 経済学科 (修士講座)

- ・理論と情報
- ・経済と政策
- ・企業と経済

○ 経済専攻

- ・経営政策
- ・地域経済政策

- ・国際経営
- ・地域公共政策



平成 24 年度に経済専攻の分野再編を実施

【分析結果とその根拠理由】

1. 学生定員と現員

学生定員と現員（平成 23 年度）を次表に示す。社会人・留学生など多様な学生を受け入れている。

学生定員と現員(平成23年度)

専攻	収容定員	現員			左記の内 社会人	左記の内 留学生	
			1年次	2年次			計
臨床人間科学専攻	22	男	2	6	8	5	0
		女	10	11	21	9	0
比較地域文化専攻	20	男	2	10	12	1	1
		女	8	10	18	1	5
経済専攻	20	男	9	12	21	10	5
		女	4	9	13	6	8
合計	62	男	13	28	41	16	6
		女	22	30	52	16	13
		計	35	58	93	32	19

2. 教員組織の構成(専任教員の配置)

専攻別の専任教員組織編成は次の通りである(平成23年5月1日現在)。女性教員・外国人教員のバランスを考慮しつつ、教育研究目的を効果的に達成するための教員配置を行っている。

専任教員組織の編成(平成23年5月1日現在)

専攻	研究指導分野	職位					計
		教授	准教授	講師	助教	助手	
臨床人間科学専攻	臨床心理学	4	0	1 (1)	1 (1)	0	6 (2)
	ヒューマンケア学	2	2	0	0	0	4
	共生社会学	2 (1)	2	0	0	0	4 (1)
比較地域文化専攻	哲学芸術文化論	3 (1)	0	0	0	0	3 (1)
	文化人類学	2 (1)	1	0	0	0	3 (1)
	歴史文化論	4	3 (1)	0	0	0	7 (1)
	国際言語文化論	7 (1) [1]	5 (3)	0	0	0	12 (4) [1]
	比較言語文化論	11 (2) [1]	3	1 (1)	0	0	15 (3) [1]
経済専攻	経営政策	9 [1]	4 (1)	0	0	0	13 (1) [1]
	地域経済政策	10 (1)	4 (1) [1]	0	0	0	14 (2) [1]
合計		53 (7) [3]	25 (6) [1]	2 (2)	1 (1)	0	81 (16) [4]

### 3. 学内・学外兼務教員数

学内・学外兼務教員数は次の通りである（平成23年5月1日現在）。

学内・学外兼務教員数(平成23年5月1日現在)

本務教員数	学内兼務教員数	学外兼務教員数		学内兼務教員割合	学外兼務教員割合
		教員からの兼務	教員以外からの兼務		
81人	2人	8人	5人	2.1%	13.5%

以上のことから、本研究科の教育研究組織は教育研究目的を効果的に達成するために、適切な構成になっており、各専攻には、各専門領域の教育と研究を担うにふさわしい教員が適正に配置されていると判断する。

### 観点2-1-③ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到に係る状況】

人文社会科学部にかかわるセンターとして、平成14年に設立された「地域社会文化研究ネットワークセンター」と、平成21年に設立された「アジア研究センター」がある。前者は各専門分野の学術研究を通じた質の高い社会情報・文化情報の開発と提供、そして、情報化社会に対応したデータベースの蓄積・開発を目指し、さらに資源の充実を図るために地域調査・研究を行う上での支援システムを提供するとともに、地域との更なる協力・連携を図ることを目的としている。後者は現代社会におけるアジアの文化的・政治的・経済的重要性の増大に鑑み、①国際的視野に立った学部の特徴ある研究体制づくり、②学部及び大学院の留学生教育、③県等の地域との連携を目的としている。センターのこれらの目的は、おもに研究の連携・協力を支援するものであり、研究の遂行と成果によって間接的に教育目的の達成に資するものとなっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部に設置されている地域社会文化研究ネットワークセンター及びアジア研究センターは、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断される。

### [2-2] 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

#### (1) 観点ごとの分析

**観点2-2-① 教授会・学科会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。**

#### —学部—

#### 【観点到に係る状況】

本学部における教育カリキュラムの編成、授業の実施、教育改善等の教務上必要なあらゆる事柄を総括的に所掌する機関として、学部教務委員会が置かれている。教務委員会は、委員長のほか、各学科からの委員により構成され、定例会議を隔週に開催している。学部教務委員会は、全学関係委員会および各学科と連携して、学部教務運営にあたり、教務上の重要事項については、教授会における審議・承認・報告事項となる。

そのほか、入試に関しては入試委員会、学生生活支援に関しては学生委員会、学生の就職支援に関しては就職委員会が置かれている。



### 【分析結果とその根拠理由】

いずれの委員会も定例会議を開催し、各学科と連携して所掌業務の円滑な遂行に当たっている。

#### —研究科—

本研究科における教務上・学生生活上における必要なあらゆる事柄を総括的に所掌する組織として、学務委員会が置かれている。学務委員会は、委員長と各専攻選出の委員により構成され、定例会議を隔週に開催している。学務委員会は、全学の大学院委員会等及び各専攻と連携して、本研究科の運営にあたり、教務上・学生生活上の重要事項については、研究科委員会における審議・承認・報告事項となる。研究科委員会は、ほぼ月に1回開催されている。また各専攻会議は必要に応じて随時開催している。これらにおいて、教務上・学生生活上における重要な事柄について審議付託され、効果的・効率的な運営を図っている。また、大学院FD委員会が必要に応じて随時開催され、学生アンケートを行うなど教育研究活動の評価と改善に努めている。

(分析結果とその根拠理由)

学務委員会は、定例会議を開催し、各専攻と連携して所掌業務の円滑な遂行に当たっている。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### —学部—

#### 【優れた点】

本学部における4年間の教育課程は教養科目と専門科目から構成され、学部の教育目的に沿って、幅広い教養を培いながら各分野の専門的知識・能力を修得することのできる教育課程となっており、実施体制において行き届いた努力と配慮がみられる。

#### 【改善を要する点】

教育の実施体制において、最低必要な基準は満たされているものの、教育目標を円滑に実現するためにはなお十分ではない。例えば、教員配置において、法科大学院設置に伴う法学科の規模縮小や、人件費削減により退職・転出教員の補充が出来ないことから、授業の隔年開講や非開講など、教育体制に大きな支障が生まれている。

近年、学生の学習意欲の低下など、教育の劣化ともいえるべき現象が指摘されている。学生に学びの作法と学びへの敬愛を身につけさせ、向学心と社会性を養成して、教育の質(QOE=Quality of Education)を高めるため、授業のみにとどまらない、広範囲にわたる日常的な教育の実施体制の整備と強化、とりわけ教員集団のいっそうの連携努力と、優秀な人材確保は極めて重要であり、早急な善処と対応が求められる。

##### —研究科—

#### 【優れた点】

本研究科は、各専攻に適切な「コース」又は「研究指導分野」によって構成されており、また、各専門領域の教育と研究を担うにふさわしい教員を適正に配置することによって、多様な専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成するという目的を達成することができる2年間の教育研究課程となっている。

#### 【改善を要する点】

本研究科の教育の実施体制において、現状では、教員の適正な配置がなされているが、人件費の削減により退職・転出教員の補充ができないことから、多様な専門科目の授業の提供に困難をきたす可能性がある。教員集団のいっそうの連携努力とともに、優秀な人材確保はきわめて重要であり、早急な善処と対応が求められる。

### (3) 基準2の自己評価の概要

#### —学部—

- ① 教育目的に照らして、学科等の教育組織を適切かつ効果的に編成している。
- ② 学生の収容定員が適切であり、現員につき大幅な過員はない。
- ③ 専任教員を教育目的に照らして適切に配置している。
- ④ 教育方法・内容の改善のための委員会を設置し、アンケート調査等の実施により、教育内容・方法の改善を行っている。
- ⑤ 以上のことから、学部における教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、効果的に機能していると判断する。

#### —研究科—

本研究科の研究教育組織は、その研究教育目的に照らして、各専攻に適切な「コース」又は「研究指導分野」によって構成されており、また、各専門領域の教育と研究を担うにふさわしい教員を適正に配置している。また、大学院における教育研究活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、効果的に機能している。

### 【基準3】教員および支援者等

#### 【3-1】教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

##### (1) 観点ごとの分析

**観点3-1-① 教員の役割分担が明確化され、他組織等との組織的な連携体制が整備され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。**

##### —学部—

###### 【観点到に係る状況】

学部教員組織の編制は、国立大学法人化以前より、4学科大講座制を採用し、各学科は、大学設置基準および当該学科の教育研究目的・方針に沿って教員を配置してきた。現在の教員配置はほぼ従来からの配置を踏襲しているが、平成17年度よりすべての教員ポストの管理を学部として一括管理することになり、学部人事管理委員会（学部長・評議員・学科長により構成）を設けて、教員ポストの適正かつ効果的な配置に努めている。教員の採用と昇任にあたっては、高度な教育研究水準を維持するため、大学・大学院設置基準に規定する教員の資格基準および静岡大学教員資格基準を踏まえた「人文学部教員選考基準」等を定めて、その適正な運用を図ることにより、学部の教育研究機能を担うにふさわしい教員スタッフの質および量の確保を図っている。

###### 【分析結果とその根拠理由】

本学部の教員組織編制方針は大学設置基準を満たしており、実際の組織編制もその編制方針に従って実践されていると判断する。

##### —研究科—

###### 【観点到に係る状況】

本研究科の教員組織編制の基本的方針は、その教育研究目的を効果的に達成するために、①臨床人間科学専攻、②比較地域文化専攻及び③経済専攻の3専攻に、また、各専攻においては、研究指導分野に適正な教員を配置している。教員の採用と昇任にあたっては、高度な教育研究水準を維持するため、大学院設置基準に規定する教員の資格基準および静岡大学教員資格基準を踏まえた「人文社会科学研究科教員選考規準」を定めて、その適正な運用を図ることにより、大学院の教育研究機能を担うにふさわしい教員スタッフの質および量の確保を図っている。

###### 【分析結果とその根拠理由】

本研究科の教員組織編制の基本的方針は大学院設置基準を満たしており、実際にも、この方針に基づいた、教育研究目的を効果的に達成するために適正な教員組織編制となっていると判断する。

**観点3-1-②（学士課程）学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。**

###### 【観点到に係る状況】

学部教員については、大学設置基準を基本方針として各学科の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために、専任教員として教授、准教授、講師、助教を表3-1のとおり配置している。

表3-1 教員の配置（平成24年5月1日現在）

学科等	講座・学科目	職 位					計
		教授	准教授	講師	助教	助手	
院・人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	3	0	0	1(1)	0	4(1)

社会学科	人間学	3	1	0	0	0	20(2)
	社会学	5(1)	2	1	0	0	
	文化人類学	2(1)	1	0	0	0	
	歴史学	2	3	0	0	0	
言語文化学科	日本・アジア言語文化	4	4(2)[1]	0	0	0	27(7)[3]
	欧米言語文化	8(3)[1]	2	0	0	0	
	比較言語文化	6(1)[1]	2	1(1)	0	0	
法学科	国際関係法	1	0	0	0	0	18(4)
	公共生活法	1	3(1)	0	0	0	
	企業関係法	1	4(2)	0	0	0	
	社会生活法	0	2	0	0	0	
	法政理論	4	2(1)	0	0	0	
経済学科	経済システム	5	1	0	0	0	31(6)[2]
	経済情報	3	3(1)[1]	0	0	0	
	公共政策	3(1)	3	0	0	0	
	比較政策	4[1]	2(1)	0	0	0	
	経営情報	3	3(2)	0	1(1)	0	
合 計		58(7)[3]	38(10)[2]	2(1)	2(2)	0	100(20)[5]

【分析結果とその根拠理由】

本学部は、学部及び各学科の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために大学設置基準第13条に定める必要な専任教員を確保していると判断する。

**観点3-1-③ (大学院課程) 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。**

【観点に係る状況】

本研究科においては、各専攻の理念・目標に沿った教育課程を遂行し、充実した研究指導を行うために、教授、准教授、講師、助教（助手）、非常勤講師を「人文社会科学研究科の教員の配置」の表（第2表）の通りに配置している。

第2表 人文社会科学研究科の教員の配置

専任教員組織の編成(平成23年5月1日現在)

専攻	研究指導分野	職位					計
		教授	准教授	講師	助教	助手	
臨床人間 科学専攻	臨床心理学	4	0	1 (1)	1 (1)	0	6 (2)
	ヒューマン・ケア学	2	2	0	0	0	4
	共生社会学	2 (1)	2	0	0	0	4 (1)
比較地域 文化専攻	哲学芸術文化論	3 (1)	0	0	0	0	3 (1)
	文化人類学	2 (1)	1	0	0	0	3 (1)
	歴史文化論	4	3 (1)	0	0	0	7 (1)
	国際言語文化論	7 (1) [1]	5 (3)	0	0	0	12 (4) [1]
	比較言語文化論	11 (2) [1]	3	1 (1)	0	0	15 (3) [1]
経済専攻	経営政策	9 [1]	4 (1)	0	0	0	13 (1) [1]
	地域経済政策	10 (1)	4 (1) [1]	0	0	0	14 (2) [1]
合計		53 (7) [3]	25 (6) [1]	2 (2)	1 (1)	0	81 (16) [4]

(経済専攻の研究指導分野は平成24年度より「国際経営」と「地域公共政策」に変更されている)

【分析結果とその根拠理由】

本研究科は各専攻の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を確保していると判断する。

視点3-1-④ 学部・研究科等の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学部・研究科における教員の採用は、原則、公募制とし、採用審査においては、研究業績および教育実績を厳正に審査するとともに、平成18年度からは地域連携活動や研究奨励金等の獲得状況も考慮に入れている。採用面接においては、模擬授業を求めるなどして、教育的能力の評価について特に留意して採用審査をしている。また、性別バランスの適正化をすすめ、(学内兼務教員を含む専任教員中の)女性教員は21人で全体の21.0%となっており、女性教員の比率は平成19年度の15.7%と比べてかなり改善されてきている。外国人教員については、平成19年度とは違って5人だが、専任教員数が減少の中で外国人教員数を維持しており、その比率は増えている。

【分析結果とその根拠理由】

本学部・研究科は教員組織の活性化のため公募制を採用していることに加えて、性別バランスに配慮するとともに、外国人教員の増加にも取り組んでおり、教員組織の活性化のための努力を実践している。

**[3-2]教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。**

(1) 観点ごとの分析

**観点3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。**

—学部—

【観点到に係る状況】

教員の選考にあたっては人事委員会を設置し、「人文社会科学部教員選考基準」に基づいて行われる。人事委員会では、応募者の研究業績や教育歴から担当すべき科目の研究及び教育における適格性を判断する。また、人事委員会が必要と認めた場合、模擬授業やプレゼンテーションを実施することもある。

【分析結果とその根拠理由】

教員採用基準及び教員昇格基準が明確に規定されており、人事委員会において適切に運用されていると判断する。また、部分的ではあるが、模擬授業やプレゼンテーションを課すことによって、応募者の教育上の指導能力を判断する取組もなされている。

—研究科—

【観点到に係る状況】

本研究科では、大学院担当教員の採用に当たっては、大学院人事に関する審査委員会及び選考委員会を設置し、「人文社会科学研究科教員選考規準」に基づいて行われる。両委員会では、採用予定者の研究業績や教育歴から担当すべき科目の研究及び教育の的確性及び教育研究上の指導能力を判断している。

【分析結果とその根拠理由】

教員採用及び昇格基準が明確に規定されており、また大学院人事に関する審査委員会及び選考委員会適切に運用されている。また、研究業績や教育歴から担当すべき科目の研究及び教育の的確性及び教育研究上の指導能力を判断している。

**観点3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。**

—学部—

【観点到に係る状況】

教員の教育活動の評価と改善に資するために、学部FD委員会を設置して、学生による授業評価、公開授業、教員相互の教育経験の交流等の取組を行っている。1学期に2回（中間・最終）、アンケート形式で学生による授業評価を実施し、その結果や教員からの授業改善案を学生に示すことで、教員と学生との双方向的な意見交換を

促進している。

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価とその結果を授業改善にフィードバックさせるための措置が図られており、教育活動の組織的評価が適切に行われていると判断する。

—研究科—

【観点に係る状況】

教員の教育活動の評価と改善に資するために大学院FD委員会を設置して、院生による授業評価を含むアンケートなどを実施している。また、その結果を冊子や自己評価報告書等に記載し、教員にフィードバックしている。

【分析結果とその根拠理由】

院生による授業評価を含むアンケート等を実施し、その結果を教員にフィードバックさせるための措置が図られており、教育活動の組織的評価が適切に行われている。

[3-3]教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**観点3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。**

—学部—

【観点に係る状況】

教育課程の実施に関する各種支援を行う事務組織として、学部学務係が置かれている。学務係には、係長以下8名の職員が配置されている。

また、実習、演習等に対する教育補助業務として、大学院人文社会科学系研究科学生によるTA（＝ティーチング・アシスタント）制度を活用している（表3-3-1参照）。さらに、平成24年度より、多人数授業における公正な試験の実施を担保するために、大学院人文社会科学系研究科学生および法務系研究科学生による試験監督補助員を公募により採用する制度を実施している【31科目にのべ45名の補助員を採用】。

表3-3-1 TAの採用状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
社会学科	15	24	32	21	23
言語文化学科	2	1	1	1	0
法学科	0	0	0	0	0
経済学科	11	8	11	15	12
計	28	33	44	37	35

数値はTAが担当した授業科目数

【分析結果とその根拠理由】

本学部の教育課程を展開するために必要な事務職員は適切に配置されていると判断する。  
TA等の教育補助者としての活用は図られていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

教員の採用は原則、公募制を採用し、「人文社会科学部教員選考基準」に基づいて行われている。さらに、教員の採用にあたっては、性別や国籍にとらわれない人事が行われている。

FD委員会を設置し、学生による授業評価を定期的実施するとともに、その結果をフィードバックする取り組みを行っている。

### 【改善を要する点】

人件費の削減によって教員の補充ができない状態にあるため、将来的に現行カリキュラムを維持することが困難であると考えられる。したがって、将来的な教員編制上の変化を考慮しながら、カリキュラムの改訂を行う必要がある。

## (3) 基準3の自己評価の概要

本学部は、大学設置基準を基本方針として、4学科の教育研究目的を達成するために、各学科の理念・目標に沿った組織を編制している。

本学部の教員は、教授、准教授、講師、助教、助手からなる専任教員と非常勤講師を配置しており、専任教員の数は大学設置基準第13条の定める数に基づいて、学士課程において必要な専任教員数を確保している。

本学部は、教員組織の活性化のために公募制を採用している。また、性別や国籍にとらわれない採用人事を行っている。

教員の選考は、人事委員会を設置し、「人文社会科学部教員選考基準」に基づいて行っている。人事委員会では、応募者の研究業績や教育歴から担当すべき科目の研究及び教育における適格性を評価している。

教員の研究活動と教育内容との関連性については、カリキュラムごとの主要な授業と教員の研究活動とが適切に対応している。

教育課程を展開するのに必要な教育支援者としての事務職員は適切に配置されていると判断する。また、教育補助者としてのTAの活用も図られている。

## —研究科—

### 【観点に係る状況】

教育課程の実施に関する各種支援を行う事務組織として、学務係には、大学院担当の職員1名が配置されており、必要に応じて係長以下7名の職員が応援する体制になっている。また、本研究科は修士課程のみで博士課程の院生が存在しないため、大学院の教育課程ではTAの活用はなされていないが、学部の実習、演習、試験等に対する教育補助業務として、人文社会科学研究科院生によるTA（＝ティーチング・アシスタント）制度を活用しており、このことは院生の研究・教育能力を向上させることに貢献している。

### 【分析結果とその根拠理由】

大学院担当の職員は1名が配置されているが、教育課程を展開するために必要な事務職員は必ずしも十分とはいえない。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

本研究科は、性別バランスに配慮するとともに、外国人教員の増加にも取り組んでおり、教員組織の活性化の



ための努力を実践している。

**【改善を要する点】**

大学院担当の職員は1名が配置されているが、教育課程の事務処理全般をこなし、教育を支援するためには必ずしも十分とはいえない。

**(3) 基準3の自己評価の概要**

本研究科は、大学設置基準を基本方針として、3専攻の教育研究目的を達成するために、各専攻の理念・目標に沿った組織を編成している。

本研究科の教員は、教授、准教授、講師、助教、助手からなる専任教員と非常勤講師を配置しており、専任教員の数は大学院設置基準の定める数に基づいて、修士課程において必要な専任教員数を確保している。

本研究科では、大学院担当教員の採用に当たっては、大学院人事に関する審査委員会及び選考委員会を設置し、「人文社会科学研究科教員選考基準」に基づいて行われる。両委員会では、採用予定者の研究業績や教育歴から担当すべき科目の研究及び教育の的確性及び教育研究上の指導能力を判断している。

本研究科における教員の研究活動が教育内容に反映されており、両者の関連性が十分に保証されている。

大学院担当の職員は1名が配置されているが、必ずしも十分とはいえない。

## 【基準4】学生の受入

### —学部—

[4-1]入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。

#### （1）観点ごとの分析

**観点4-1-①：入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。またその方針が、学部・研究科等が掲げる教育の目的と適合しているか。**

#### 【観点に係る状況】

人文社会科学部は、全学共通のアドミッション・ポリシー（求める学生像）（以下、「AP」という。）に基づき、より具体的なアドミッション・ポリシーを以下のように定め、静岡大学のホームページ（<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/adm/index.html>）や「一般入試学生募集要項」等で公表している。

【育てる人間像】21世紀の諸問題（地球環境問題、人口爆発と貧困、低開発と不平等、医療・福祉・教育・文化の発展、民族問題、経済社会の持続的成長、人口減少と少子高齢化問題など）に、社会、文化、政治、経済等の分野から取り組むために必要な専門知識と能力を身につけ、国際的な視野と幅広い教養を備え、人類社会の発展に貢献する市民・社会人を育成します。

【目指す教育】人文社会科学諸分野の専門教育とともに、専門知識を生かして課題発見・問題解決する能力を育成するフィールドワーク教育（体験型教育）を行います。

【入学を期待する学生像】人類社会が共に抱える諸問題に関心を持ち、人文社会科学に対する学習意欲と、そのための基礎学力を有する人の入学を期待します。

【大学入試までに身につけておくべき教科・科目等】人文社会科学部で学ぶ基礎として、論理的な思考力、文章の読解力、自分の意見を適切に伝える表現力、他者との円滑な意思疎通を図るコミュニケーション能力を身につけておく必要があります。この点で高等学校の教育課程に応じた国語や外国語についての十分な学習を欠かすことはできません。また、人類社会が抱える諸問題を認識し、解決していくための基礎として、地理歴史・公民、理科、数学など、すべての教科・科目を偏りなく学習しておくことが必要です。さらに、そうした学習とは別に、日頃から社会の動きに関心を持ち、幅広い問題意識と探求心を養っておくことが重要です。

他方、人文社会科学部に属する4学科はそれぞれの専門分野の特性に応じて、以下のような教育目的を掲げている。

【社会学科】社会学科は、人間学、社会学、心理学、文化人類学、歴史学という人文社会科学の専門分野における発展と連携に裏打ちされた「総合知」による教育と研究を目指します。隣接する専門分野の研究を支えとした、地域に根ざす専門的な教育の展開を目的として、「他者への共感と社会の一員であるという意識に基づいて、主体的な探究と問題解決に向かう、臨床型の思考能力と責任ある態度を身につけた人間」を育成します。

【言語文化学科】言語文化学科は、伝統的な文学・言語学研究の成果を基盤としながら、「ことばによって表現される、あるいは言語学的方法によって分析可能」な「あらゆる精神文化現象」を探究し、高度な日本語表現能力に裏打ちされた実践的な語学力と学際的な知見を広めることで、国際社会に通用する人間を育てます。

【法学科】法学科は、4年間にわたる法律学・政治学の幅広い学習を通じて、現代社会において生じる複雑かつ多様化した諸問題に対し、それらの背景や原因を明らかにする分析力とともに、問題解決の方法を導き出すための実践的応用力と総合力を身につけることにより、地域社会の発展に寄与し、さらに国際社会にも通用する市民を育みます。

【経済学科】経済学科は、経済に関する理論、政策、および経営学・会計学など社会科学の諸分野を専門的に、また隣接する

分野をあわせて総合的に学ぶことにより、健全かつ実践的な知識・技能を修得し、もって現代社会が直面する諸問題を理解・分析し、解決しうる能力と国際的な視野を持った「地球市民」を育成します。

【分析結果とその根拠理由】

学部APのうち【育てる人間像】、すなわち専門知識・能力の習得と国際的視野・教養の涵養による市民・社会人の育成という点については、すべての学科において教育目的として共有され、それぞれの専門分野の立場から目的達成が図られていることから、APと教育目的とは十分適合していると評価することができる。

次に、【目指す教育】に掲げる「フィールドワーク教育」については、学科ごとに以下のような取り組みを行っている（なお、ここでフィールドワーク教育とは、座学と異なり、研究対象となっている人々や地域へ出かけ、対話、インタビュー、文献資料等の調査活動などを学生に体験させる教育方法をいう）。

学 科	具体的な取り組み
社会学科	<p>人間学コースでは、古典文献を通じて偉大な過去の精神的創造に向き合うとともに、さまざまな現場へ踏み出すフィールド教育も実践している。たとえば芸術文化の授業では、芸術家や博物館・美術館での聞き取り調査を行い、身体論の授業では、気功や太極拳、能楽、韓国舞踊の専門家を招いて実演してもらい、アジアの身体について考えている。</p> <p>文化人類学コース所属の3年生は「フィールドワーク実習」という授業（通年科目）を履修する。これは静岡県内の特定地域を対象にして、自分で興味のあるテーマを選んで調査を行ない、報告書を作成するというもの。例年、6月に1週間、山村や漁村などで泊まり込みの調査を行っている。調査結果をまとめた報告書は、調査協力者、県内公立図書館、国立国会図書館、全国大学の文化人類学系研究室などに送られ、また静岡大学学術リポジトリに掲載されている。</p> <p>(<a href="http://www.hss.shizuoka.ac.jp/shakai/bunjin/fieldwork.html">http://www.hss.shizuoka.ac.jp/shakai/bunjin/fieldwork.html</a>)</p> <p>歴史文化コースでは、大学外での古文書調査、発掘調査、史跡見学などのフィールドワークを行い、その成果を調査報告書、大学祭の企画展示などによって公表している。</p> <p>(<a href="http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~jsksino/">http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~jsksino/</a>などを参照)</p>
言語文化学科	<p>言語学の方言研究分野では実地調査が不可欠であるほか、県立美術館、県立・市立図書館との連携、および地域の商店街やスーパーの広報宣伝活動に実践的に取り組んでいる授業もある。</p>
法 学 科	<p>専門演習（ゼミ）活動の一環としてフィールドワークを位置づけ、地域の街づくり活動への参加、裁判所・刑務所見学などを行っている。</p>
経済学科	<p>専門演習（ゼミ）活動の一環としてフィールドワークを位置づけ、国内外の社会調査（自治体へのヒヤリング調査、工場見学、途上国訪問調査など）を行っている。その成果は『経済論集』やゼミ論集として公表されている。</p>

このようにすべての学科が教育目的を達成する教育方法の一つとして「フィールドワーク教育」を導入していることから、ここでもAPと適合していると評価することができる。

観点4-1-②：入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

学部APに従って、各学科単位で以下のような入学試験を実施している。

一般入試	前期日程試験
	後期日程試験

特別入試	AO入試〔専門学校卒〕（経済学科）
	センター試験を課す推薦入試
	私費外国人留学生入試
	夜間主コースセンター試験を課さない推薦入試（法経両学科）
	夜間主コース社会人入試（法経両学科）

注) 編入学試験を除く。

このような多様な入試方法を通して、学部APで示した【入学を期待する学生像】（人類社会が共に抱える諸問題に関心を持ち、人文社会科学に対する学習意欲と、そのための基礎学力を有する人）に合致する受験生を積極的に受け入れようとしている。その結果、表「学科別入学定員及び実入学者数の推移」に示す通り、毎年度着実に入学者を受け入れている。

【分析結果とその根拠理由】

本学部は、APに沿って、各学科の特性を生かした入学者選抜方法を実施することによって、当該学科の教育課程を履修するために必要となる基礎的な学力や意欲を持つ多様な学生を受け入れている。以上のことから、APに沿った適切な学生受入方法が採用され、実質的に機能していると評価することができる。

**観点4-1-③：入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。**

【観点到に係る状況】

入学者選抜の実施に当たっては、作問、袋入れ、試験監督、採点、集計に至る作業過程において常に複数教員を配置し、作業ミスがないようダブル・チェックの体制をとっている。

入学試験当日は学部長、入試委員長のもとに実施本部を設置し、一元的な実施体制をとっている。

合格者判定については、教授会の委任を受けて、部内合否判定会議（学部長主宰）がこれを行い、その結果を教授会に報告している（人文社会科学部教授会規則、合否判定会議の運営に関する内規）。

【分析結果とその根拠理由】

本学部の入学者選抜システムにおいて、意思決定のプロセスやその実施過程における責任の所在およびチェック体制は明確である。このような実施体制により、合否判定に至るまでの入学者選抜は、適切かつ公正に実行されていると評価することができる。

**観点4-1-④：入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。**

【観点到に係る状況】

静岡大学では、全学入試センターが年度ごとに入学試験実施状況、入試成績結果等の重要項目について調査・分析を行い、その結果を『入学者選抜方法研究会報告書』等の冊子にまとめて報告し、あわせて各学部に対して点検と改善を促す仕組みをとっている。

人文社会科学部では、学科ごとに入試委員を中心とする複数メンバーによって入学者選抜方法に関する問題点を恒常的に検討する態勢をとっている。検討に必要な情報の収集・分析は主にここで行われる。なお、学部全体にわたる問題点については、入試委員会で検討する態勢をとっている。

【分析結果とその根拠理由】

以上述べたところから、学生受入に関する問題を検証する態勢は明確に確立しており、そこでの検証結果は大小によらず選抜方法の改善に役立てられていると評価することができる。

[4-2]実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点4-2-①：実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学部では、入学定員を大幅に超えることはなく、また定員を下回ることなく推移している。過去4年間の各学科別の入学定員及び実入学者数は、表「学科別入学定員及び実入学者数の推移」の通りである。定員充足率は約102～104%で推移している。

本学部では、毎年度入試終了後、各学科において入試検討ワーキングを組織し入試状況について検証を行うことによって、入学定員と実入学者数との関係の適正化を実践している。

表 学科別入学定員及び実入学者数の推移

学科・課程	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者
〔昼間コース〕								
社会科学	75	85	75	75	75	79	75	77
言語文化学科	75	78	75	76	75	79	75	81
法学科	80	80	80	84	80	86	90	92
経済学科	180	181	180	184	180	198	170	179
小計	410	424	410	419	410	442	410	429
〔夜間主コース〕								
法学科	30	30	30	29	30	27	30	26
経済学科	40	40	40	40	40	19	30	35
小計	70	70	70	69	70	46	60	61
合計	480	494	480	488	480	488	470	490
定員充足率 (%)		102.9		101.7		101.7		104.3

【分析結果とその根拠理由】

入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、かつ定員も充足していることから、実入学者数と入学定員の関係は適正と評価することができる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学部APで強調されているフィールドワーク教育（体験型教育）の実践は、実際に全学科で熱心に取り組んでおり、さらに今後の拡充も期待されることから、とくに優れた点として評価することができるだろう。

【改善を要する点】

とくに改善を要する点は認められない。

### (3) 基準4の自己評価の概要

- ・学部のAPは明確に定められている。
- ・学部のAPと教育目的とは十分に適合している。
- ・APに沿う形で適切な学生受入方法が採用されており、かつ実質的に機能している。
- ・入学者選抜は、適切な実施体制のもとで公平に実施されている。
- ・学部として、学生受入に関する検証態勢を確立して日常的に検証作業を行い、その成果を改善に役立てるよう努力している。
- ・学部全体の実入学者数は、入学定員と比較して適正な数を維持している。

#### —研究科—

**[4-1]入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。**

##### (1) 観点ごとの分析

**観点4-1-①：入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。またその方針が、学部・研究科等が掲げる教育の目的と適合しているか。**

##### 【観点到に係る状況】

本研究科は、静岡県内唯一の総合的な人文社会科学系大学院であり、国際的かつ地域的期待に応えた先端的教育研究を展開している。スタッフは、人文学部の社会学科、言語文化学科、経済学科を基礎とする約80名の教員からなり、国立大学屈指の充実した教授陣を擁する文系総合大学院となっている。

前述のような人材の育成には、多様な大学院生の個別のニーズに充分に対応する必要があり、そのため、高度専門職業人を目指す社会人（14条特例の社会人も含め）や人文社会科学系の学問・研究を母国であるいはわが国と母国との関係において生かそうと考える外国人留学生の積極的な受け入れも行い、それに対応できる教育を実施している。

本研究科では、各専攻ごとにアドミッション・ポリシーを定めていたが、人文社会科学研究科全体としてのアドミッション・ポリシーは定められていなかったため、平成20年12月11日の研究科委員会において、人文社会科学研究科全体としてのアドミッション・ポリシーを明確に定めた。

#### 1. 育てる人間像

個別領域を越えた学際的・総合的な学習と研究を通じ、広い視野と実践的学識・素養をもつ高度専門職業人と、地域の課題にリーダーとして取り組み、改善策を提案し、地球の未来にも関心をもつ人材、分裂と衝突の時代を、共生と調和の時代に変えていく応用能力をもつ人材を育成します。

#### 2. 目指す教育

人文社会研究科は、国際社会と地域社会に開かれた大学院教育の実践を基本方針として、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人の養成を理念としています。

#### 3. 入学を期待する学生像

人類が歩んできた歴史を踏まえ、21世紀の国際社会が抱える諸問題に積極的に取り組む意欲をもち、人文社会科学の各分野に対し高度の研究意欲と実践意思を有する人の入学を期待します。

#### 4. 入学に必要とされる資質・能力

人文社会科学研究科が行う入学者選抜試験は、筆記試験において大学院での研究を開始するのに十分

な専門知識があるかを判断し、面接試験において研究計画が明確かを判断します。社会人入試では、専門知識を有しているかを問うのはもちろんですが、研究計画の明確さに重点を置いて判断します。

なお、比較地域文化専攻と経済専攻で行っている後期入試では、論文作成能力の高さと、研究計画の明確さを問います。

また、教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が、専攻ごとに、次のように明確に定められている。

臨床人間科学専攻では、心理ケア、保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動などヒューマン・サービスや社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り実践的に活動する高度専門職業人をめざす人（既にその領域での職業経験を持つ社会人等を含む）を求めている。入学前のレディネスとして、研究方法を含む基礎学（倫理学・哲学、心理学、もしくは社会学）や関連する実践領域・実践活動についての基礎的な知識・技能もしくは経験、ならびに、人の生を尊重する態度・情熱・倫理観および感受性を兼ね備えていることが期待されている。

比較地域文化専攻では、人間社会と文化の探求、言語を媒介としたあらゆる精神文化への考察など、これらの学際的で高度な専門知識に対して強い関心を持ち、グローバルな国際化時代に対応しうる広い視野と応用性のある研究能力をもつ高度専門職業人の育成をめざしている。より具体的には、さまざまな地域における共時的かつ通時的な社会現象や言語文化現象の解明を図りながら、物事の本質を見通す複合的な思考判断能力や学際的な実践応用能力を身につけたいと思う人材・資質を求めている。

経済専攻では、経済のグローバル化、情報化など現代の国際経済の諸問題や日本の社会経済問題に強い関心を持ち、それらの問題に取り組むための研究能力や高度な職業能力を身に付けることを目指す人材を求めている。とくに、将来、企業において経営管理・企業情報などの分野で高度な能力を発揮しようと思っている人や、地域の行財政の分野において地域経済政策などに貢献しようと思っている人を求めている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、毎年発行している冊子『静岡大学大学院人文社会科学部研究科修士課程学生募集案内』に掲載し、関係する各方面に配布するとともに、静岡大学人文社会科学部ウェブサイトの学科・研究科案内のページ（<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/faculty/index.html>）でも公開して、大学院構成員（教職員・学生）に周知し、社会にも広く公表している。また、平成 19 年からは静岡大学大学院人文社会科学部研究科説明会を開催し、受験希望者に対するきめ細かい説明と相談の機会を設けている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本研究科では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を上記のように明確に定めており、上記の冊子やウェブサイト、大学院説明会を通じて大学院構成員に周知され、社会にも広く公表されている。

#### **観点 4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。**

##### 【観点に係る状況】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に従って、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻、経済専攻の各専攻が、それぞれの学習経験及び社会経験に対応して、一般選抜及び社会人特別選抜の入学試験を実施して、学力検査や口述試験、調査書または成績証明書などにより学力を判定している。また、各専攻では、受験生の研究目的の応じた多様な専門科目による学力検査実施しているとともに、比較地域文化専攻、経済専攻の 2 専攻では、外国人留学生特別選抜の入学試験を実施している。その結果は、学生定員と現員は冒頭の「学生定員と現員」の表の通り、社会人・留学生も多く、多様なニーズに対応している。

**【分析結果とその根拠理由】**

本研究科は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、各専攻の特性を生かした選抜方法を実施することによって、当該専攻の教育課程を履修するために必要となる基礎的な学力や意欲を持つ多様な学生を受け入れている。したがって、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った適切な学生受入方法が行われ、実質的に機能している。

**観点4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。**

**【観点到に係る状況】**

全学の大学院委員会の決定事項に沿って、人文社会科学研究所学務委員会が募集要項の作成から入試の実施計画に至るまで、ほとんどの業務を審議・決定している。全学および研究所の決定に基づいて、各専攻の学務委員が立案企画者となって専攻会議に諮り、決定事項を学務委員会に報告し、フィードバックするシステムとなっている。その結果は研究所委員会に報告され、承認を受ける。

**【分析結果とその根拠理由】**

本研究科の入学者選抜システムにおいて、意思決定のプロセスやその実施過程における責任の所在は明確である。このような実施体制により、合否判定に至るまでの入学者選抜は、適切かつ公正に実行されている。

**観点4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。**

**【観点到に係る状況】**

各専攻においては、学務委員が入試状況と合格者を報告し、それに基づいて入学者選抜方法に関する検討を行っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

各専攻単位で、各専攻の学務委員より選抜ごとの結果・状況が報告され、改善の必要が認められた場合は早急にその取り組みがなされる体制が整っている。したがって、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取り組みが行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。

**[4-2] 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。**

**観点4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。**

**【観点到に係る状況】**

本研究科では、入学定員を大幅に超えることはなく、また定員を下回ることなく推移している。過去4年間の各専攻別の入学定員及び実入学者数は、下記の表の通りである。



人文社会科学研究科の学生数・入学定員

専攻名	19年度～23年度	入学定員	1年次	2年次	計
臨床人間科学専攻	平成19年度	11	14	12	26
	平成20年度	11	14	19	33
	平成21年度	11	10	21	31
	平成22年度	11	13	16	29
	平成23年度	11	12	17	29
比較地域文化専攻	平成19年度	10	10	18	28
	平成20年度	10	16	16	32
	平成21年度	10	14	19	33
	平成22年度	10	17	17	34
	平成23年度	10	10	20	30
法律経済専攻	平成19年度	-	-	2	2
	平成20年度	-	-	1	1
	平成21年度	-	-	-	-
	平成22年度	-	-	-	-
	平成23年度	-	-	-	-
経済専攻	平成19年度	10	14	10	24
	平成20年度	10	15	15	30
	平成21年度	10	15	20	35
	平成22年度	10	13	22	35
	平成23年度	10	13	21	34
計	平成19年度	31	38	42	80
	平成20年度	31	45	51	96
	平成21年度	31	39	60	99
	平成22年度	31	43	55	98
	平成23年度	31	35	58	93

出典：静岡大学概要2007～2011より作成

注1：数字はいずれも各年5月1日現在

また、本研究科では、毎年度入試終了後、各専攻において入試検討ワーキングを組織し入試状況について検証を行うことによって、入学定員と実入学者数との関係の適正化を実践している。（上記表で2年次生が多いのは一定数の長期履修生（3年履修計画生、4年履修計画生）がいるためである。）

【分析結果とその根拠理由】

本研究科では、入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、したがって、問題はないと判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

一般選抜、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜といった多様な入学試験を実施して、入学希望者の要望に応じている。受験生の研究目的に応じた多様な専門科目による学力検査や口述試験、調査書または成績証明書などにより学力を判定している。

【改善を要する点】

留学生、社会人、編入学生のための入学者選抜要項において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に示されていない。したがって、これらの入学者に特化した受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示す必要がある。

### (3) 基準4の自己評価の概要

本研究科は教育の目的に基づき、各専攻の特性を明確に示す入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。また、この入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は冊子やウェブサイト、大学院説明会を通じて大学院構成員に周知され、社会にも広く公表されている。ただし、留学生、社会人、編入学生のための入学者選抜要項において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示されているとはいえないので、この点は改善する必要がある。

さらに本研究科は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、各専攻の特性を生かした選抜方法を実施することによって、当該専攻の教育課程を履修するために必要となる基礎的な学力や意欲を持つ多様な学生を受け入れている。したがって、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った適切な学生受入方法が行われ、実質的に機能している。

入学者選抜の実施体制としては、全学の大学院委員会の決定事項に沿って、人文社会科学研究所学務委員会が募集要項の作成から入試の実施計画に至るまで、ほとんどの業務を審議・決定している。また、各専攻においては、当該学科の入試委員が入試状況と合格者を報告し、それに基づいて入学者選抜方法に関する検討を行っている。改善の必要が認められた場合は早急にその取り組みがなされる体制が整っている。

本研究科では、入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、したがって、問題はない。

## 【基準5】教育の内容及び方法

### 【5-1】(学士課程)

教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

(観点ごとの評価)

#### 観点5-1-① 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められているか。

##### 【観点到る状況】

「人文社会科学部学術憲章」や「学部案内」等に、ポリシーに相当する事項の定めはあったが、明確にカリキュラム・ポリシーとしての規定はなかった。よって平成24年度に、以下のように学部ならびに各学科のカリキュラム・ポリシーを策定した。本学部では、学科によって授与する学位名称が異なるため、学科ごとにポリシーを定めている。

##### [人文社会科学部 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)]

人文社会科学部は、静岡大学が定める教育課程の編成・実施の方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、学生の主体的判断を尊重しつつ、学習の系統性に配慮して、以下のような方針で教育課程を編成し実施する。

1. 全学教育科目の「基軸教育科目」では英語・初修外国語の運用能力の修得を重視するとともに、「現代教養科目」では学際科目の他に自然科学分野の科目履修を指定して、人文社会科学分野の専門教育と調和する教養の修得を図る。
2. 人文社会科学部を構成する四学科の連携によって総合的な視野が涵養される教育を「学部共通専門科目」「自由科目」として提供する。
3. 各学科の特質を活かした専門教育を重視し、十分な質と量を備えた「学科専門科目」を展開する
4. 教育システムを系統的・継続的に自己点検し、教育改善に努め、質の高い教育実践を行う。成績評価は、学生の各授業への取り組み姿勢を適正に反映したものとする

##### ・社会学科

1. 専門的知識と主体的な探求の基礎を築くために、基盤科目を開講する。
2. 関心を高め、幅広く探究するために、各専門分野の研究知見を講義する発展科目を開講する。
3. 現場のリアリティに即した課題発見と問題解決の力を養成する、実践型の専門科目として、専門分野ごとに専門コア科目を開講する。
4. 基盤科目・発展科目・専門コア科目を通じて培われた主体的な探究と問題解決の力を集大成するものとして、3年次研究演習Ⅰ・Ⅱ、4年次卒業演習Ⅰ・Ⅱおよび卒業論文の作成を必修とする。
5. 修得した力を専門的職業等に展開するための資格等科目を開講する。

##### ・言語文化学科

1. 1年次には、「日本・アジア言語文化基礎論」「英米言語文化基礎論」「ヨーロッパ言語文化基礎論」「比較言語文化基礎論」といった基礎科目を配置する。これらの基礎科目を履修することによって、7つの専門分野に関わる導入的基礎知識を得ることができる。またこれらの基礎科目の履修は、2年次での所属コース選択における判断材料となる。
2. 2年次には、「文学概論」と「言語学概論」という学際性の強い2つの必修科目を配置し、1年次に得た基礎知識を深めるとともに、言語文化一般における視野の一層の拡大を目指す。同時に、所属コースの専門領域に関わるさまざまなコア科目を展開し、卒業論文執筆に向けた基礎を固めていく。
3. 3～4年次には、講義と演習のバランスが十分に考慮された発展的科目を多数配置し、1～2年次に培った知識とスキルを応用・発展させる。さらに、卒業論文執筆に必要なスキルや方法論を修得する場として「課題研究」を科目設定し、卒業論文執筆に向けた無理のない段階的指導を実践していく。

## ・法学科

1. 基礎から応用への段階的学習に応じた科目を設定する。1年次において、法律学と政治学の入門科目、ならびに、憲法、民法、刑法の法律基本三科目の総論部分を開講し、これにより、法律学・政治学の基礎を修得させる。2年次以降は、法律学・政治学の専門科目を選択科目として広く開講し、法律的・政治的問題を分析する力を養う。
2. 少人数教育に重点を置く。1年次においては法学科専任教員が大学教育センターと連携して新入生向けの演習科目を開講し、法学・政治学リテラシーを磨く機会を提供する。2年次以降（夜間主コースは3年次以降）は多彩な専門演習を開講し、4年次には卒業研究を課す。これらにより法律学・政治学の特定の分野についての専門的知見と応用力を身につけてもらう。オフィスアワーを毎週提供し、きめ細やかな学習指導を行う。
3. 講義・演習を問わず、授業時間以外の積極的な自主学習を求める。そのための環境整備として、法政資料室において多種多様な資料を閲覧に供するとともに、法情報室を設置し、法情報へのアクセスを容易にする。

## ・経済学科

1. 経済学科には、「理論と情報」、「経済と政策」、「企業と経済」の3分野からなる昼間コースと、夜間主コースが設置されている。カリキュラムは、講義・演習を問わず、基礎から応用へ、一般から専門へと系統的・階梯的に設定する。
2. 演習形式の少人数教育に重点を置き、次のような学習活動の場を提供する。1年次には、入門的な演習（社会科学基礎演習）を通じて、経済学・経営学の基礎・視角を学ぶとともに、諸専門分野の中から自らが関心のある分野を発見する。2年次以降（夜間主は3年次以降）には、各専門ゼミナール（経済学演習）に所属し、そこでの学習、発表、討論等を通じてより専門的な知識を身に付けるとともに、自ら課題を設定し、それを解決する力を養う。また各ゼミナールでの諸活動を通じ、学生同士、学生と教員、学外者との交流も深める。4年次には自らの学びの総まとめとして、卒業演習を通じて卒業論文を執筆する。
3. 経済学科のカリキュラムにおいては、講義・演習を問わず、学生に授業時間外の積極的な自主学習を求める。とくに各ゼミナールにおいては、事前の文献読解、発表準備、討論で指摘された課題への事後的取り組みといった自主学習は必須となる。

### 【分析結果とその根拠理由】

学部全体の教育課程編成・実施の方針を基礎に、各学科のカリキュラム・ポリシーが明確に定められている。

## **観点5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。**

### 【観点到る状況】

人文社会科学部は、「人文社会科学部学術憲章」に基づき、人文・社会科学の専門的知識・学際的総合力と市民的教養・モラル、国際化対応力、総合的理解力と実践的応用力を身につけた多彩な市民の育成を教育目的としてきた。また、上述の通り平成24年度にはカリキュラム・ポリシーを定めたところである。併せて、カリキュラムの改正（主に、科目の大系性に焦点を当てた改正）を行った。

4年間の教育課程は、教養科目と専門科目から構成され、国際化時代の市民として求められる幅広い教養と、各学科で授与される学位に即した専門の学芸を学ぶことができるように編成されている。1・2年次には主に教養科目を履修し、2,3年次と進むにしたがい、専門科目が増える4年一貫のくさび型教育課程が体系的に編成されている。

### 【分析結果とその根拠理由】

人文・社会科学系総合学部としての特色を生かした4年一貫のくさび型教育課程が体系的に編成され、教育目的を達成するための教育が実現されている。

**観点5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

**【観点に係る状況】**

教育課程編成において下記のような取組みを行っている。

- 1) 他学科・学部での履修科目を自由科目として卒業単位に認定（表5-1-③1）
- 2) 静岡県立大学等、他大学との単位互換（表5-1-③2）
- 3) 大学以外の教育施設等での学修単位の認定、入学前の既修得単位等の認定（表5-1-③3A、3B）
- 4) キャリア教育・インターンシップ授業の開講（表5-1-③4、資料1参照）
- 5) 学部共通専門科目「現代社会の変容とキャリア形成」など社会人非常勤講師の任用をつうじたキャリア形成に資する授業の展開（表5-1-③5）
- 6) 資格取得（教職免許・学芸員資格等）に必要な講義の開講（表5-1-③6A、6B、6C）
- 7) 社会人を含む多様な学生の受講制度として研究生・科目等履修生・聴講生・特別聴講学生制度、および社会人学生を対象とした長期履修制度（表5-1-③7A、7B）
- 8) 社会人教育を含む多様な学生のための社会人特別選抜を含む3年次編入制度、法・経済学科における夜間主コースの設置（表5-1-③8）
- 9) 多様な学生の学修ニーズに対応するための転学部・転学科制度、9月卒業制度、市民による寄付講座の開講（表5-1-③9A、9B）

**【分析結果とその根拠理由】**

以上の点から、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮されていると判断する。

**5-1-③1 他学部科目履修の実績表**

**前期**

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
社会学科	1	4	1	3	2
言語文化学科	2	0	1	3	3
法学科	0	0	1	2	0
経済学科	1	1	0	1	0
特別聴講生	1	0	0	0	0
合計	5	5	3	9	5

**後期**

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
社会学科	3	1	3	4	4
言語文化学科	2	0	0	4	0
法学科	1	0	2	1	0
経済学科	1	1	1	1	0
特別聴講生	0	0	0	0	0
合計	7	2	6	10	4

年間

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間 合計	12	7	9	19	9

5-1-③2 他大学との単位互換実績表

(人数)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
海外の大学	0	0	1	1	1
県立大学(静大申請者)	2	2	2	2	0
県立大学(静大受入れ者)	1	1	2	0	5
合計	3	3	5	3	6

(単位認定科目数)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
海外の大学	0	0	3	5	1
県立大学(静大申請者)	2	3	4	3	0
県立大学(静大受入れ者)	1	1	2	0	7
合計	3	4	9	8	8

5-1-③3A 本学以外の教育施設等での学修(放送大学・TOEIC等)による単位認定実績表

(出願希望者数)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	6	10	7	4	10

(科目数)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計	11	23	12	10	16

5-1-③3B 入学前既修得単位(専門科目)認定実績表(3年次編入以外)

学生の所属学科	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
社会学科	0	0	0	0	0
言語文化学科	0	0	5	0	4
法学科	0	2	0	0	0
経済学科	0	0	9	0	0
法学科(夜間主)	0	3	0	0	2
経済学科(夜間主)	0	0	21	23	0
合計	0	5	35	23	6

## 5-1-③4 インターンシップの参加学生数

		社会	言語文化	法	経済	合計
平成 19 年度	官公庁	3	5	6	13	27
	企業	7	5	3	11	26
	銀行	1	0	2	1	4
	その他	0	0	0	0	0
	小計	11	10	11	25	57
平成 20 年度	官公庁	8	2	3	9	22
	企業	3	3	4	6	16
	銀行	4	0	1	7	12
	その他	0	0	0	0	0
	小計	15	5	8	22	50
平成 21 年度	官公庁	12	6	11	8	37
	企業	13	8	9	12	42
	銀行	0	1	1	10	12
	その他	0	0	6	2	8
	小計	25	15	27	32	99
平成 22 年度	官公庁	12	5	8	13	38
	企業	7	4	7	11	29
	銀行	1	0	0	10	11
	その他	0	0	6	3	9
	小計	20	9	21	37	87
平成 23 年度	官公庁	11	7	18	19	55
	企業	11	4	9	7	31
	銀行	0	0	0	6	6
	その他	0	1	4	1	6
	小計	22	12	31	33	98

(注：大学を通して参加し、単位履修を行った数のみ記載。学生が個別に参加しているものは含まない。)

5-1-③5 学部共通専門科目履修実績表

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
科目名	人類社会の歴史と展望	153	302	247	26	—
	国際社会の諸問題	152	177	186	162	104
	哲学の世界	—	289	—	236	—
	社会学の世界	—	123	—	117	—
	心理学の世界	179	—	296	—	278
	文化人類学の世界	152	—	121	—	103
	日本史概論	99	126	185	102	152
	外国史概論	131	160	143	140	188
	文学の世界	—	99	140	—	135
	ことばの世界	184	92	—	100	—
	世界の地域と文化	171	—	237	173	112
	政治学概論	204	176	135	144	135
	現代社会と法Ⅰ	193	—	171	—	137
	現代社会と法Ⅱ	—	177	—	—	—
	経済理論の考え方Ⅰ	—	74	—	—	—
	経済理論の考え方Ⅱ	—	—	40	—	—
	現代社会と経済Ⅰ	—	104	—	26	—
	現代社会と経済Ⅱ	46	—	92	—	75
	現代社会と企業Ⅰ	30	—	99	—	—
	現代社会と企業Ⅱ	29	92	—	39	—
<b>現代社会の変容とキャリア形成*</b>	—	—	—	211	161	

※「現代社会の変容とキャリア形成」平成22年開講。平成25年より「地域社会と企業活動」開講。

5-1-③6A 教員免許取得実績資料

【免許状の種類ごとの件数】

免許状の種類		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	(件)
中学校	一種免許状	20	13	11	18	12	
高等学校	一種免許状	53	42	46	45	38	
合計		73	55	57	63	50	

【学科ごとの件数】

学部・学科		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	(件)
人文学部	社会学科	29	20	22	24	18	
	言語文化学科	21	16	24	27	19	
	法学科	7	11	3	6	0	
	経済学科	16	8	8	6	13	
合計		73	55	57	63	50	

※静岡県教育委員会への教員免許状一括申請・受領分



## 5-1-③6B 学芸員資格取得実績資料

学部・学科		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人文学部	社会学科	20	18	16	15	18
	言語文化学科	1	2	3	7	0
	法学科	0	1	1	0	0
	経済学科	0	0	0	0	0
合計		21	21	20	22	18

## 5-1-③6C 社会調査士資格取得実績資料

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人文学部・社会学科	23	11	10	24	22
合計	23	11	10	24	22
担当教員	平岡	平岡	竹ノ下	竹ノ下	竹ノ下

※担当教員からの依頼により、卒業時「社会調査士指定科目履修証明書」を発行した数

## 5-1-③7A 研究生・科目等履修生・聴講生・特別聴講学生制度

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
科目等履修生	日本人	7	6	7	5	4
	留学生	4(※前年度からの在籍3名除く)	3(※前年度からの在籍1名除く)	0	5	3(※前年度からの在籍1名除く)
研究生	日本人	2	3	2	0	0
	留学生	8(※前年度からの在籍1名除く)	12(※前年度からの在籍1名除く)	6(※前年度からの在籍1名除く)	5(※前年度からの在籍1名除く)	3
特別聴講学生	日本人	1	1	0	0	3
	留学生	21(※前年度からの在籍16名除く)	17(※前年度からの在籍19名除く)	25(※前年度からの在籍13名除く)	27(※前年度からの在籍20名除く)	20(※前年度からの在籍18名除く)
合計		43	61	40	42	33

## 5-1-③7B 長期履修実績

学科	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
社会学科	0	0	0	0	0	0
言語文化学科	1	1	0	0	0	0
法学科	2	2	2	1	1	1
経済学科	0	0	0	0	0	0
法学科(夜間主)	4	4	7	12	15	16
経済学科(夜間主)	4	6	4	6	6	6
合計	11	13	13	19	22	23

5-1-③8 編入学実績表

		学 科	募集定員	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
昼間	一般	社会学科	若干名	4	3	3	1	3
		言語文化学科	若干名	2	0	0	0	—
		経済学科	若干名	2	—	—	—	—
	社会人	社会学科	若干名	0	0	0	0	0
		言語文化学科	若干名	0	0	0	0	—
		法学科	5	3	2	0	1	1
経済学科		若干名	0	—	—	—	—	
夜間	法 学 科	5	6	5	4	4	3	
	経済学科	若干名	1	2	2	0	1	
小 計			18	12	9	6	8	

5-1-③9A 転学部・転学科(学年毎)実績表

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
社会学科	1	5	2	0	1
言語文化学科	0	1	1	0	1
法学科	0	2	2	0	0
経済学科	3	0	1	0	1
法学科(夜間主)	0	0	0	1	0
経済学科(夜間主)	0	0	0	0	0
合計	4	8	6	1	3

※年度は、試験実施年度ではなく、転学科した年度。いずれの年度も転学部・転学科募集を行っている。

5-1-③9B 9月卒業実績表

学科	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
社会学科	0	2	1	0
言語文化学科	2	3	0	3
法学科	2	1	1	1
経済学科	0	3	1	0
法学科(夜間主)	1	1	2	2
経済学科(夜間主)	2	1	0	1
合計	7	11	5	7

※9月卒業制度は平成20年3月より施行

(学士課程)

[5-2]教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

演習を軸として専門科目を学習段階に応じて体系的に配置。学生の学修到達度および予復習の確保に配慮し、講義、演習、実習を配置している。また、学習指導上の工夫としては、1) 教育の双方向化や伝達経路の多元化と、その一つの方法としてのプレゼンテーションソフトや授業支援システムの利用等、情報機器やシステムの活用、2) フィールドワーク教育・地域連携学生参加型授業等学生自身が調べ、発表し、討論する演習等の少人数授業、3) 卒業論文作成に向けた研究指導演習（プレゼミ）や個別の指導と、研究成果の発表の場としての発表会や抄録集の刊行があげられる。また、経済学科では経済学会の予算を用いて、各種ゼミ学習支援金制度を設けている。

5-2-①1A 学科別少人数教育の実態(カリキュラムベース)

		クラス規模			
授業種別		～29	30～59	60～	計
社会学科	演習・実習	107	12	1	120
	講義	14	70	41	125
言語文化学科	演習・実習	124	9	0	133
	講義	100	85	5	190
法学科	演習・実習	35	0	0	35
	講義	1	4	52	57
経済学科	演習・実習	7	2	0	9
	講義	0	18	63	81
法学科・夜間主	演習・実習	9	0	0	9
	講義	1	37	9	47
経済学科・夜間主	演習・実習	5	3	0	8
	講義	0	22	44	66

※平成24年度人文学部規則別表に示すカリキュラムにおけるクラスサイズの集計

※複数のクラスに分かれて実施される科目はまとめて1科目として集計している

※隔年開講の科目も毎年開講科目と同様に重みづけせずに集計している

※学部共通専門科目は除く

※インターンシップや卒業論文などの授業以外の科目も除く

## 5-2-①1B 学科別少人数教育の実態（開講ベース）

開講期別	クラス規模			計
	～29	30～59	60～	
前期	170	56	77	303
後期	218	42	70	330
通年	120	7	7	134
計	508	105	154	767

※平成24年度開講科目の集計

※複数のクラスに分かれて実施される科目はそれぞれ1科目として集計している

※学部共通専門科目を含む

※インターンシップや卒業論文などの授業以外の科目は除く

### 【分析結果とその根拠理由】

以上より、教育の目的に照らして、各種の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

### 観点5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

1) 夜間主土曜開講を含む授業回数15回（定期試験を除く）を確保するとともに、各学年別に年度始めに履修ガイダンスを実施し、組織的な履修指導を実施し、指導教員制の下、全教員がオフィスアワーを設け個別的な学習相談や教育指導を実施して、十分な学習時間が確保しつつ体系的な学修を行えるよう指導を行っている。

2) また、授業時間外の学習を促すための工夫として、シラバスに予復習の指示を明記したり、授業時ないしは授業支援システムを用いた授業時間外での小テスト、小レポート提出等を行っている。学生の授業時間外学習の時間についての実態は、資料5-2-②3) に示すとおりである。

3) さらに平成25年度よりCAP制を導入し、学期毎に履修出来る授業時間数の上限を制度的にも明確にする。また、経済学科では進級制度により取得可能な単位数の上限を設定している。

学生の授業時間外学習の時間についての実態は、学生アンケート「**授業時間以外の一日の平均勉強時間**」に示すとおりである。他部局と概ね同等の結果であるが、必ずしも規程どおりの予復習の時間が確保されているとはいえない結果である。単位の实質化に向けた配慮は一定の成果を得ているとはいえ、なお改善の余地を残す。今後FD活動や、単位の实質化についての目標設定などを検討し、より実効性の高い配慮が行われることが期待される。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上の理由により、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。なお、その配慮の実効性についてはなお検討の余地もあるので、さらなる努力を展開する必要もある。

### 観点5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

#### 【観点に係る状況】

授業名、担当教員名、予復習、成績評価の方法、オフィスアワー等に加え、教育課程の編成の趣旨に即した授業目標・内容・計画を掲載したシラバスが作成されている。シラバスは Web 上に公開され、授業履修計画の作成にあたって活用されている。学生のシラバス活用についての実態は学生調査アンケート「シラバスから授業の概要を読み取ることができる」に示すとおりである。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上により、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

### 観点5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

#### 【観点に係る状況】

- 1) 指導教員制やオフィスアワーを利用した、きめ細かな指導体制の構築している。
- 2) 経済学科では、数学の基礎力不足を補うため「経済数学Ⅰ」を開講している。
- 3) 法学科夜間主コースでは、名古屋大学法科大学院教育支援システム「学ぶ君」を利用し「再チャレンジ講座」を実施している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上の点から自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断される。

### 観点5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。（人文社会科学部のみ）

#### 【観点に係る状況】

- 1) 開講時間を17:50~21:00（土曜は14:25~17:35）とし、社会人の勤務に支障のない時間割を編成し、英語や初修外国語ならびに専門科目の科目構成において厳選された独自の科目編成としている。
- 2) 就業形態の多様化に対応するため、平成24年度より昼間コースの履修可能単位の上限をこれまでの30単位から60単位に拡充した。また、平成25年度より同一年度に昼夜同一科目開講の場合に夜間主の学生が柔軟に履修出来るよう内規の改正を行った。
- 3) 共通科目については平成25年度より、従来の上限10単位の履修制限を撤廃するとともに、初修外国語の履修の選択肢を明確にし、明確な履修プランを立てられるようにした。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上の点から、夜間主コースに在籍する学生に配慮した時間割が設定されていると判断する。

#### （学士課程）

**【5-3】学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。**

### 観点5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

従来より、学部憲章に掲げる教育目標に沿って、その達成の指標として、卒業所用単位数の計算においては、教養科目、専門科目にわたり、区分領域毎に各学科で必修科目、選択必修科目が定められ、また、卒業研究への

取り組みとその成果としての卒業論文の提出を、学位授与の要件とし（法学科においては選択科目として実施）、卒業研究への取り組みに向けた体系的な学修過程を通して、各学科の学位に相応しい資質の修得を担保してきた。

また、平成24年度よりディプロマ・ポリシーを明確に定め、特に学科毎に授与する学位が異なる点に照らして、学科毎に学位授与方針を明確化した。さらに、各学科の「教育の目的」を明確に定め（社会学科においては、「理念と方針」も策定）、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの背景となる考えや目的を明確にした。

**観点5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。**

**【観点に係る状況】**

- 1) 成績評価基準は静岡大学学則第30条および人文社会科学部規則第12条に基づき作成され、学生に配布される『規則集』等に掲載・公表されている。
- 2) 成績評価は、人文学部規則第12条に担当教員が試験の結果及び平常の学習状況を総合して5段階で行うことを定めている。これに基づき期末試験だけではなく、レポート課題、出席等、授業の特性に応じた多面的な評価を実施している。成績評価を学生の到達度に対応させるために、従来行われてきた5段階の評価方法に加え、G P (Grade Point) 値（※静岡大学独自のGrade Point 算出方法による）を学生の成績評価として通知している。さらに、学年毎にG P A（※静岡大学独自の算出方法によるFunctional G P A）を算出し通知している。
- 3) 更に以上ならびに各科目の成績評価の方法（期末試験成績、レポート、授業中実施の課題等への取り組み等）は、各学年始めに行われるガイダンスならびにシラバスにて学生に周知されている。実際の学生の成績評価の分布については以下に示したとおりであり、適性に評価がなされていると考えられる。

**5-3-②A 成績評価別単位数の割合**

	秀	優	良	可	不可
社会学科	16%	45%	24%	9%	6%
言語文化学科	21%	37%	26%	11%	5%
法学科	19%	28%	25%	17%	12%
経済学科	16%	26%	26%	20%	11%
法学科夜間主コース	15%	22%	21%	18%	23%
経済学科夜間主コース	16%	22%	22%	21%	18%
人文社会科学部全体	17%	31%	25%	16%	10%

各学科における成績評価ごとの評価単位数の割合。

不可には履修放棄者の一部を含む。

5-3-②B 学年別成績（GPA、修得単位数）分布

			GPA	修得単位数
夜間主コース以外	1年	平均値	2.357	41.1
	447人	標準偏差	0.657	7.7
	2年	平均値	2.328	86.9
	430人	標準偏差	0.611	14.9
	3年	平均値	2.361	120.0
	426人	標準偏差	0.623	16.7
	4年	平均値	2.296	134.1
536人	標準偏差	0.648	15.4	
	合計	平均値	2.333	97.2
	1839人	標準偏差	0.636	38.9
夜間主コース	1年	平均値	1.988	30.5
	45人	標準偏差	0.641	8.5
	2年	平均値	2.127	64.6
	68人	標準偏差	0.722	17.5
	3年	平均値	1.929	90.5
	66人	標準偏差	0.829	37.0
	4年	平均値	1.758	105.3
95人	標準偏差	0.879	41.2	
	合計	平均値	1.929	79.4
	274人	標準偏差	0.803	41.3
人文社会科学部全体	1年	平均値	2.323	40.1
	492人	標準偏差	0.663	8.3
	2年	平均値	2.301	83.9
	498人	標準偏差	0.630	17.1
	3年	平均値	2.303	116.1
	492人	標準偏差	0.670	22.9
	4年	平均値	2.215	129.8
631人	標準偏差	0.713	23.7	
	合計	平均値	2.281	94.9
	2113人	標準偏差	0.674	39.6

3月末時点での各学年学生のGPAおよび修得単位数の分布。  
 休学者含む。進級保留者含む。4年生には留年者を含む。  
 夜間主コースには長期履修者を含む。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価・卒業認定基準は、学則に基づき人文学部規則に定めている。成績評価基準はシラバス、学務情報システムをつうじて公開し、周知している。

**観点5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。**

【観点に係る状況】

各科目の成績評価の基準は、シラバスにて学生事前に学生に通知することとしている。また、通常授業は学期末に、集中講義は適時、学務情報システムを通じて成績評価を学生全員に通知し、成績評価について疑問がある場合は、学生は担当教員に説明を求めることができる手続きを制度化している。特に専門科目については、本学部独自の取り組みとして、メールによる問い合わせと、評価基準等についての回答（成績評価自体はメールに記載しないこととしている）を行うこととしており、学生と教員とのやりとりが記録として残されるようになっている。なお、成績表は保証人へも郵送されている。

さらに卒業研究など学位授与にあたって重要な要件科目にあつては、複数教員による評価等を行い、評価の客観性、透明性を担保する試みを推進している。また、成績評価分布についてのガイドラインの作成、成績評価の妥当性の事後チェック（学科毎の評価点の分布の違いや、中規模以上の受講生数の科目について評点の偏りの点検を行う）の取り組みも平成24年度から試行的に行っている。

【分析結果とその根拠理由】

以上の点から成績評価の正確さを担保する措置が講じられていると判断される。

**観点5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。**

【観点に係る状況】

- 1) 学部憲章に掲げる教育目標に沿って、その達成の指標として、卒業所用単位数の計算においては、教養科目、専門科目にわたり、区分領域毎に各学科で必修科目、選択必修科目が定められ、社会学科、言語文化学科、経済学科においては卒業研究への取り組みとその成果としての卒業論文の提出を学位授与の要件としている（何れの学科も、科目として展開しているので必要単位と位置づけている。法学科においては選択科目として実施）。各学科、領域毎で、学位授与にあたる者に期待される水準に対応して、卒業要件として求められる区分領域毎の必要単位数、選択すべき科目を定めている。更に卒業研究への取り組みに向けた体系的な学修過程を通して、各学科の学位に相応しい資質の修得を担保している。
- 2) 卒業認定に要する基準は静岡大学学則第38条および人文社会科学部規則第15条、卒業認定基準は学則第38条（および別表Ⅱならびに第7条別表Ⅰ）に基づき作成され、学生に配布される『規則集』等に掲載・公表されている。卒業は、所定の単位を修得した者について、人文社会科学部卒業判定会議の議を経て認定される。
- 3) さらに以上は、各学年始めに行われるガイダンス時ならびに指導教員の個別の指導において周知されている。

【分析結果とその根拠理由】

以上によって、成績評価および卒業認定基準にしたがって、成績評価、単位認定および卒業認定は適切に実施されている。



## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

本学部の教育目的のもと、4年間一貫少人数教育を軸に教育課程が体系的に編成されている。本学部の教育課程において特筆すべき点は、地域社会との協力による寄付講座、社会人非常勤講師による授業およびキャリア形成授業、およびフィールドワークを取り入れた実証的な授業の展開にある。

### 【改善を要する点】

単位の実質化に関して、単位あたりの十分な予習、復習の時間を確保するための方策の実効性を高める必要がある。

## (3) 基準5の自己評価の概要

人文・社会科学系総合学部としての特色を生かした教養教育と専門教育についての4年間一貫のくさび型教育課程が、本学部の教育目的に基づいて、体系的に編成されている。授業の内容は教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっており、また、最新の研究活動の成果を反映したものとなっている。また、教育課程の編成にあたっては、他学科・他学部の履修、他大学との単位互換、インターンシップの単位化等により、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応するように配慮されている。

単位の実質化にあたっては、教務委員会を中心とした履修指導、指導教員制度にもとづいた個別学習相談・教育指導を利用し、組織的・個別的に対応している。シラバスについては、授業の目標、学習内容、授業計画、成績評価の方法・基準等が明示されており、Web上に公開されている。学生の履修計画の作成にあたって活用されている。学生の週あたりの勉強時間の実態調査の結果は、単位の実質化にむけた努力の実効性を高めていく必要性を示唆している。

学生の自主的学習に配慮した取組みとしては、指導教員制をつうじた個別的な学習支援、自習室の設置および自習室へのコンピュータの設置やデータベースの利用があげられる。また、基礎学力不足の学生に配慮した取組みとしては、指導教員制やオフィスアワーを利用した、個別的な指導体制を構築している。また、数学の基礎力不足を補う授業（経済数学）の開講を実施している。

成績評価基準と卒業認定基準は学則に基づき人文学部規則に定めている。同基準は『履修の手引き』とシラバスにおいて明示するとともに、配布物、学務情報システムをつうじて公開し、学生に周知している。また、成績評価の正確さを担保するため、学生全員への成績報告表の配布の実施（保証人にも郵送）、および成績評価について疑問が生じた場合、授業担当教員に対して説明を求めることを認めている。成績評価に関する学生の問合せについても組織的手続きが確立された。

従来は学務情報システムの履修登録が学内限定となっており、学生の不満が高かったが、改善がなされ学外からのアクセスが可能となった。

以上のとおり、教育課程の編成状況、その内容、水準、授業形態、学習指導法、成績評価等から総合的に判断すれば、教育課程は教育の目的にもとづいて体系的に編成されており、その内容・水準も現時点においては適切である。

## (大学院課程)

[5-4]教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

### 観点5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

#### 【観点に係る状況】

従来、人文社会科学研究科では教育課程の編成・実施方針は大学院規則等に従っていたが、カリキュラム・ポリシーとしては明確に定めていなかったため、平成24年12月、ディプロマ・ポリシー（後述）とあわせ、以下のように明文化した。

### 人文社会科学研究科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

人文社会科学研究科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

#### 1. 教育研究の分野と領域

人文社会科学研究科は、「臨床人間科学専攻」「比較地域文化専攻」「経済専攻」という3つの専攻を設け、具体的には、それぞれ以下のような対象と課題について教育・研究を進める体制を構築している。

「臨床人間科学専攻」は、「臨床心理学コース」「ヒューマン・ケア学コース」「共生社会学コース」という3つの研究指導分野を設け、実践的に活動しうる高度専門職業人を養成するという観点から、臨床人間科学の総合的な学習と研究を通じて幅広い教養を提供すると同時に高度な調査・研究の能力、援助実践の専門的な技能などを培っている。

「比較地域文化専攻」は、哲学・文化人類学・歴史学・文学・言語学といった伝統的な学問分野を組み換え、「哲学芸術文化論」「文化人類学」「歴史文化論」「国際言語文化論」「比較言語文化論」の5つの研究指導分野を設け、広範な文化現象を総合的に把握することを目指している。

「経済専攻」は、「国際経営」並びに「地域公共政策」という2つの研究指導分野を設けている。「国際経営」は国際的視野に立った企業経営戦略の分析・立案・応用能力を育成することを、「地域公共政策」は地域の産業・行政・経済生活に対する総合的判断・政策立案能力の涵養を目指している。

#### 2. 科目編成

上記の各専攻すべてにおいて、大学院生の問題意識をふまえ、研究課題の設定・資料収集・データ処理や実証・考察と結論といった学問のプロセスを着実に進めることができるように、指導教員と副指導教員をおき、次のような科目編成を設けている。

修士論文作成のために指導教員の学問的指導を受ける「特別演習」4単位（「経済専攻」は8単位）を含む6－14単位を必修科目とし、専門能力を高めるために10単位以上（「比較地域文化専攻」は16単位以上）を選択必修科目とし、本研究科において開講される科目の中から2単位以上を自由科目として履修し、その上で大学院生が自らの力で修士論文を作成するように科目を編成し、実施している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

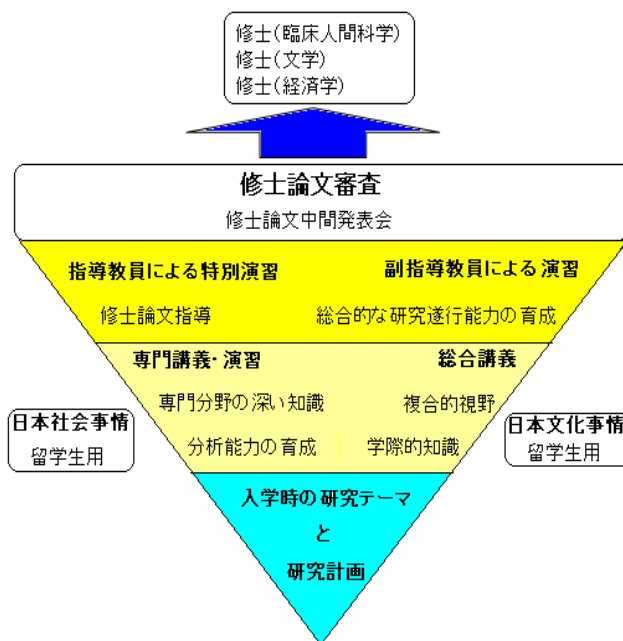
教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は明確に定められている。

観点5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

1. 教育課程の体系化

教育課程の概要は図示したように、入学時の研究テーマと研究計画から出発して総合講義および専門講義・演習さらに指導教員の修士論文指導と副指導教員による研究遂行能力の育成を経て、修士論文の完成に至るまでの体系化がなされている。



以下、各専攻において特筆すべき教育内容を記す。

**[臨床人間科学専攻]-複数指導体制の実質化**

指導教員を、入学時に、学生の研究計画や希望に基づき、学生と教員間で話合って決め、専攻会議、研究科委員会承認する。さらに、研究計画の内容に適合した副指導教員を選定するため、入学年度前期に行う修士論文構想発表会での報告内容をふまえ、学生と教員間で話し合って、修士1年後期から副指導教員を配置する。これによって、多面的・包括的な研究指導や指導のあり方の相互チェック態勢が構築されたが、正・副指導教員間の連携や相互の役割分担などについては、充分明確になっていない点が課題として残っており、今後は、正・副指導教員間における定期的な情報共有の促進につとめながら更なる改善を行っていく。

修士論文の作成過程では複数回の修士論文中間発表会を行い、専攻の他の教員による複眼的な研究上の助言を与える。

修士論文審査において主査と複数の副査による厳格な審査を行い、修士課程修了者の質を担保する。

## 【臨床人間科学専攻】審査の体制と公開

修士論文は、主査1人、副査2人以上、計3人以上により審査を行っている。審査委員には、論文提出者の研究分野と隣接する分野あるいは異なる分野の教員を含めるよう配慮し、適切な研究がなされているかを多様な視点から判断するようにしている。修士学位論文の審査をより厳正に行うため、21年度から、審査基準（学位論文採点表参照）を明確にし、それに基づいて行うこととした。本専攻では、人文社会科学研究科で承認された審査基準（平成22年2月18日研究科委員会承認/同22年7月8日改正）を21年度の審査から先取的に適用して、修士論文の審査を行ってきた。この基準はその後、研究科委員会でも承認され、研究科便覧を通じて学生にもあらかじめ周知されている。

### ・審査基準

評価は、下記にあげる5項目について、

A：優れている

B：良好である

C：一定の水準に達している

D：水準に達していない

の4段階で評価を行っている。合格の基準は、①まず全てがC評価以上であり（1項目であってもD評価があれば不合格）②そのうち少なくとも3項目においてB評価以上であること、としている。

### ・審査項目

#### (1)論文テーマについて

論文テーマが、学術的意義および/あるいは実践的・社会的意義を踏まえた問題意識に基づき、設定されているか。

#### (2)先行研究や関連研究に関する理解について

論文テーマにかかわる問題領域において、先行研究や関連研究が的確にサーベイされ、理解されているか。

#### (3)研究方法について

設定したテーマの研究に相応しい研究方法がとられており、文献検討・調査・実験などの情報収集とそれらに基づいた分析および推論が適切になされ、具体的な考察がおこなわれているか。

#### (4)論文の記述と構成について

引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理、結論に至るまでの論述および論文構成が、適正かつ十分におこなわれているか。

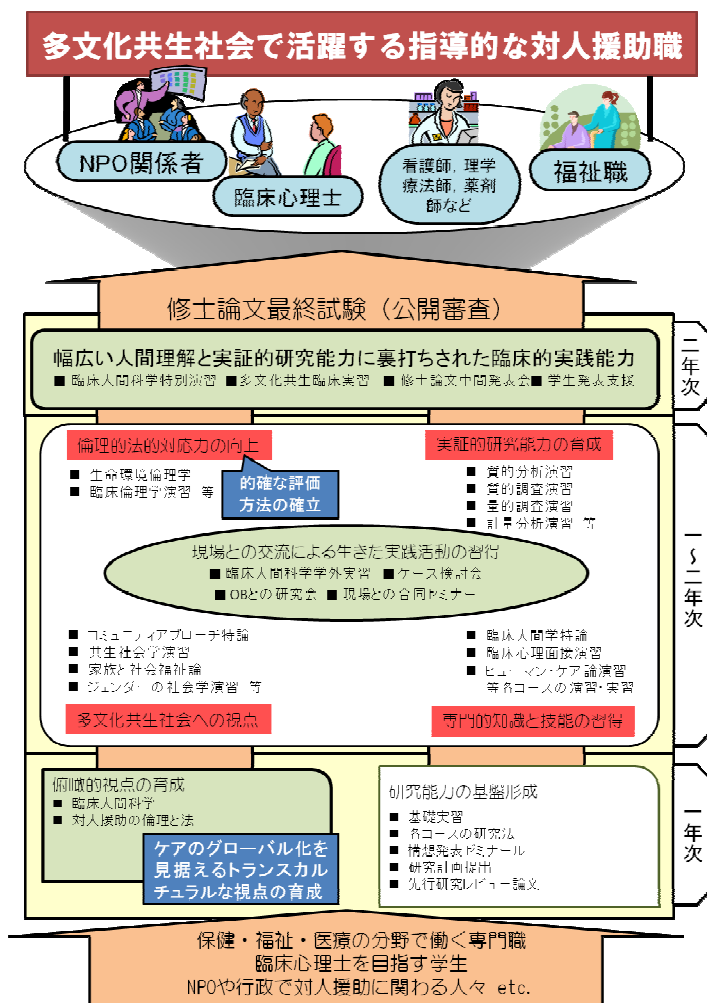
#### (5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について

テーマ・問題設定、調査対象や研究方法、ないし結論などにおいて、何らかの独自の学術的意義および/あるいは実践的・社会的意義が見出されるか。

指導教員（主査）及び副指導教員（副査）に他分野からの教員1名以上を加え、3名以上で査読・口頭試問・評価を行い、その結果を専攻会議で確認し、研究科委員会で承認する。

論文提出後の最終試験（口頭試問）は、論文執筆者（学生）と審査者3名だけで非公開で行っていたが、審査をより適正かつ公正に行うために、広く学内外に公開して実施することにした。公開審査会の開催を専攻ホームページや学内の電子掲示板に掲載し、広く参加を呼びかけた。次年度以降に修士論文の執筆を予定している学生もほとんど参加するため、教育効果も大きい。また、詳細な修士論文要旨を発行し学内外に公表している。

審査基準の事前周知、審査態勢の整備、口頭試問の公開、要旨集の公開など一連の改善によって、学位論文の水準の確保と審査の透明性と客観性を保証する状況になったと評価できる。



[比較地域文化専攻および経済専攻]

- ① 入学時の研究テーマと研究計画を教育研究指導の出発点として、各専攻の研究指導分野の専門講義・演習により当該分野の専門知識と分析能力を修得させるとともに、複数の教員による総合講義により研究上の複合的視野と学際的知識を涵養する。留学生向けには、さらに別の二つの総合講義（日本文化事情、日本社会事情）を開講していて、必修科目としているが、留学生にとって負担感が大きいと、平成 25 年度からの改革を予定している。
- ② 2年次に修士論文作成指導を行う「特別演習」において、学生は研究テーマの焦点を絞り、指導教員の直接的な指導下で論文作成のための専門的研究遂行能力の獲得をめざす。併せて、副指導教員の演習・講義を履修することで、総合的学際的研究能力を養う。

2. 授業科目の適切な配置と内容

各専攻は、教育目的・内容と教育課程に即して総合講義、講義、演習、特別演習、実習を有機的に組み合わせた授業科目を体系的に配置している。以下に、3 専攻の 23 年度開講科目をあげる。なお、演習や特別演習には I や II が授業科目に付いているが、これは削除してリストを作成した。

## 〈臨床人間科学専攻〉

### 教育の目的・特色

#### 1. 対人援助専門職として必要不可欠な倫理的・法的対応力の向上

対人援助職には専門的知識と技能が必要とされるが、かかる専門性は幅広い人間性と深い人間理解に裏打ちされなければならない。専門的能力と広く深い人間理解を基盤に、対人援助の現場で遭遇するさまざまな倫理的・法的諸問題に適切に対応できる力を養う。

#### 2. 実証的研究能力を基盤にした総合的な実践的能力の向上

多様な倫理的・法的諸問題をはらむ対人援助の現場において、単に情緒的な対応をすることはきわめて危険である。冷静に事態を分析して、適切な対応策を提起できる広い意味での政策能力が求められる。そのための実証的研究能力の涵養に取り組む。

#### [教育の実施の概要]

##### ① 倫理的・法的対応力を一層向上させる

- ・ 1年次総合講義「臨床人間科学」(前期)において臨床に関わる倫理と法の基本を学び、「対人援助の倫理と法」(後期)において具体的なケースの検討という展開に改革する。このなかで、現場専門職の指導助言の機会と法学教育の割合を高める。

##### ② 現場で通じる臨床実践力を強化する

- ・ 新設2科目(臨床人間科学学外実習Ⅰ及びⅡ)で事前事後指導を徹底し、内容充実を図る。
- ・ こころの相談室での学内実習に経験豊かな心理臨床家によるスーパービジョンを導入し、専門的で綿密な指導機会を提供することで、多様で複雑化する相談ニーズに対応可能な力を養う。
- ・ テーマに関連する現場の専門家を招聘し、ケア現場の実情とそこでの対応についての理解を深める。
- ・ 学外実習先とも提携して、教育効果をあげるためのFDを強化し、教育成果を検証する。
- ・ 学生の学外実習・研修、学会発表を指導面・経済面から支援する。

##### ・ 学内施設における実習強化

- ・ 静岡大学こころの相談室は、地域住民の心理的な問題への支援と教育研修を兼ねた施設である。21-23年度中、これまで以上に、より実践力を備えた臨床家の育成を目指して、相談室での心理臨床教育活動を見直し、改善に取り組んできた。
- ・ 平成22年9月から**相談業務を有料化**し、学生に、専門性の高い相談業務を提供するという実践感覚と責任感を持たせ、教育効果の向上をめざした。有料化後も、新規来談件数も例年並みの水準を維持し、相談室が行う心理相談と臨床心理教育に対して地域から一定の評価が得られていると評価できる。
- ・ **外部からそれぞれ家族療法と、子どものプレイセラピーを専門とする2名の先生をスーパーバイザーとして招聘し**、多様な実践的臨床技法の学習を強化した。22年度39回、23年度27回。スーパーバイザーによって家族療法を基本とした合同面接に実際に触れる機会をもうけ、実践的教育を導入したことにより、学生が合同面接を担当できるようになった。その結果、相談業務の有料化によって算出できるようになった合同面接回数が増加した(下表)。

表 平成22-23年度の合同面接回数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
--	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

22年度						*	0	2	2	2	2	2
23年度	2	1	1	1	2	2	4	3	3	4	1	4

・ \* 相談業務の有料化開始

・ **心理査定の実践力の強化**

・ 22年度より、連携施設に勤務する臨床心理士による検査を受ける「被検査者体験」を導入した。23年7月からは、2週間に1回、専任教員1名を中心とした心理査定研究会を相談室として始めた。講義のみでは足りない実践面を補完する目的で、参加している学生にとっては、結果の解釈のみに留まらず、心理検査の導入の仕方や被検査者へのフィードバックの方法を含め、実践において被検査者に役立つような心理検査の施行方法を学ぶ場となっている。

・ 関連する科目

・ ◆臨床心理査定演習（1年生対象 各45時間）

・ 連携施設：医療法人社団梓桑の会文教町クリニック、社会福祉法人恩賜財団済生会支部 静岡県済生会静岡済生会総合病院、JA 静岡厚生連遠州病院、浜松市発達医療総合福祉センター

・ ◆臨床心理基礎実習Ⅰ・Ⅱ（1年生対象 各45時間 通年90時間）

・ ◆臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ（2年生対象 各45時間 通年90時間）

③実証的研究能力の向上を図る

実践的問題解決能力を高めるためには、その前提として、現場における問題を科学的に把握する社会調査の技法に習熟することが必要であるが、入学者が学部段階で必ずしも社会調査の訓練を受けていないことが課題であった。そこで、量的調査、質的調査の両面において十分な能力を身につけるために、実習をとまなう授業を専攻全体で展開することにした。各コースで行われていた調査系科目を21年度より専攻全体の基礎科目という位置づけに変更し、より多くの訓練を必要とする質的調査の分析に関する実習科目「質的分析演習」を新設した。その結果、質的、量的調査について、十分な訓練を行うことが可能になった。

表. 調査系科目のカリキュラム

	科目名	内容
量的調査科目	量的調査演習	質問紙調査について、調査の設計、質問紙の作成から分析、報告書執筆までの過程を実習形式で学ぶ
	計量分析演習	実際のデータを分析しながら多変量解析の技法を習得する。
質的調査科目	質的調査演習	ドキュメント分析、参与観察といった質的調査の方法を学び、実際に簡単な調査を体験する。
	質的分析演習	病院、児童養護施設など実際の現場におけるインタビューデータを用いて、グラウンデッドセオリーに準じた手法で分析を行う。当事者や現場の専門家をコメンテーターとして招いた公開の報告会において、分析結果を検討する。

こうした授業群の展開によって、入学以前にまったく調査関係の授業を受けていない院生も含め、一定程度の調査リテラシーを身につけることができるようになった。その結果、社会学、心理学系だけでなく、倫理学系の院生でも、自らの手で、何らかの質的、量的な調査を行い、その分析をもとに修士論文を執筆するようになった。このように、社会調査の技法の習得をベースに、実証的な問題解決能力を育成するという教育目標はある程度達成されていると評価できる。

ただし、学生が将来関わる現場は多様で、問題関心もかなり異なるにもかかわらず、調査法を修得するための授業を実習形式で展開するためには、ある程度斉一的な方法をとらざるを得ないため、個々の学生のニーズに必ずしも応えきれない点が課題であり、個別の指導のなかで補う必要がある。

### 総合講義

「臨床人間科学」「対人援助の倫理と法」

1年次に全員が履修する総合講義「臨床人間科学」（前期）と「対人援助の倫理と法」（後期）を中心的な場として、本課題に取り組んだ。

「臨床人間科学」では、本専攻での学びの始まりにあたって、臨床人間科学の研究理念、などの講義に続いて、法学系教員(民法、刑法、医事法、社会保障法、少年法、法社会学)が法学の基礎知識とともに、対人援助職に関わりの深い法の具体的内容に焦点を当てて講義した。また、各分野の専門家を外部講師として招聘し(21年度12回、22年度9回、23年度7回)、対人援助の全体状況を広い視野からとらえなおすとともに、各専門領域の現場状況ならびに具体的な対応について認識を深めるよう努めた。

「対人援助の倫理と法」では、具体的な事例をもとに、学生みずからがディスカッションするワークショップ型の教育を展開してきた。

表. 検討した事例

平成 21 年度	スクールカウンセリングの倫理と法: 母親へのカルテ開示と説明責任 担任への情報開示をめぐる
平成 22 年度	そう状態で逮捕されたクライアントへの対応 覚醒剤使用の疑いがあるクライアントとの関係 リハビリテーションの倫理 多重関係:クライアントとの恋愛関係、友人からの援助依頼をめぐる 守秘義務とカルテ開示 虐待の通報:小学生のあざ、中学生性的虐待、 性的虐待、 犯罪被害者への支援と希死願望への対応
平成 23 年度	終末期患者への援助:尊厳死を希望する患者への対応 センシティブ情報の扱い:産業カウンセラーのディレンマ 生殖をめぐる葛藤:羊水検査を受けるかどうか 研究倫理:事例発表についての承諾

#### ・教育効果の検証

こうした教育のなかで実際に倫理的・法的問題へ対応力が身に付いたかを検証するため、学期末の3回の授業時間に4事例(家庭児童相談担当者から、怠学傾向があり授業時間に商店街を徘徊している中学3年生男子への対応について検討を依頼された場合など)を与え、グループで行う討論とそのまとめについて、評価シートに基づいて、**多様な法的・倫理的課題の存在に気づけるか**などの観点から評価した。また研究倫理をテーマとした模擬倫理委員会を実施し、チェックシートに基づいて評価した。

### 研究法

「臨床心理学研究法」「臨床人間学研究法」「臨床社会学研究法」「質的調査演習」「質的分析演習」「量的調査演習」



「計量分析演習」「臨床人間科学学外実習」

### 講義と演習

#### 【コース 臨床心理学(研究指導分野)】

「臨床心理学特論」「臨床心理学論」「臨床心理面接特論」「臨床心理面接演習」「臨床心理査定特論」「臨床心理査定演習」「臨床心理基礎実習」「臨床心理学外実習」「臨床心理実習」「臨床心理学講読演習」「発達心理学特論」「精神保健福祉特論」「障害学特論」「行動療法特論」「発達と家族の心理臨床」「学校と地域の心理臨床」「力動的アプローチ特論」「グループ・アプローチ演習」

#### 【コース ヒューマン・ケア学(研究指導分野)】

「臨床人間学特論」「ヒューマン・ケア論演習」「生命環境倫理学」「臨床倫理学演習」「家族と社会福祉論」「臨床社会学演習」「臨床社会心理学演習」

#### 【コース 共生社会学(研究指導分野)】

「産育と家族論」「ジェンダーの社会学演習」「教育臨床の社会学演習」「共生社会学演習」

### 特別演習

「臨床人間科学特別演習」

### <比較地域文化専攻>

### 総合講義

「社会変動と思想」「言語文化コミュニケーション論」「日本文化事情」「日本社会事情」

### 講義と演習

#### 【研究指導分野 哲学芸術文化論】

「芸術と宗教」「芸術・宗教文化論演習」「生と倫理」「哲学・宗教演習」「女性と生命」「女性と生命文化演習」「文化交流論」

#### 【研究指導分野 文化人類学】

「北・中央アジアにおける開発と文化変容」「社会主義圏における民族誌論演習」「文化と自然論」「人間環境論演習」「ポストモダニズム以後の人類学」「文化とメディア論演習」

#### 【研究指導分野 歴史文化論】

「日本伝統社会の国家と文化」「日本伝統社会文化史演習」「中国古代の社会と文化」「中国古代史演習」「近現代中国の社会と文化」「中国近現代史演習」「近代イギリスの社会と宗教」「近代イギリス史演習」「古代ギリシアの政治と社会」「古代ギリシア史演習」「古墳時代の政治と社会」「古墳文化論演習」「弥生時代の文化と社会」「先史文化論演習」「東海地域の自然と文化」「人文地理学演習」「文化遺産学」「文化遺産学演習」

#### 【研究指導分野 国際言語文化論】

「日本近代文学の虚構と現実の研究」「日本近代小説研究演習」「日本近世言語文化研究」「日本近世メディア演習」「日本近代文化テキスト研究」「ジェンダーの日本近代文学演習」「日本古代中世言語文化研究」「日本古代中世文学演習」「中国古代文芸思想研究」「中国古代文人演習」「中国近現代文芸思潮研究」「中国近現代文学演習」「中世ヨーロッパ文化研究」「中世英文学・図像学演習」「アメリカ文学研究」「アメリカ近現代小説演習」「英米現代詩研究」「モダ

ニズム以降の英米詩演習」「ドイツ抒情詩研究」「近現代ドイツ文学・文化演習」「ドイツ文化論」「現代ドイツ文学研究」「ドイツ小説論演習」「フランス近現代の芸術と文化」「20世紀フランス文学演習」

### 【研究指導分野 比較言語文化論】

「啓蒙と反啓蒙」「比較文学論演習」「詩学研究」「文学翻訳論演習」「音声学・音韻論研究」「英語構造論演習」「中国語ディスコース研究」「日中対照文法・表現論演習」「ドイツ語構造論」「ドイツ語語法研究演習」「ドイツ語地域文化演習」「言語調査論演習」「日独語対照研究」「パソコン利用の言語研究演習」「日本語学基礎論」「日本語史学演習」「現代フランス語統辞論」「中世フランス語演習」「言語と性」「社会言語学演習」「生成統語論」「現代英語学演習」「北米インディアン諸語研究」「言語類型論演習」「日韓比較文化論」「日韓比較文学論演習」「スペイン・ラテンアメリカ文化研究」「比較文化史演習」「スペイン文化研究」「ヨーロッパ比較文化史演習」

### 特別演習

「比較地域文化特別演習」

### ＜経済専攻＞

### 総合講義

「地域社会の変容と経済」「日本文化事情」「日本社会事情」

### 特別講義

「特別講義」

### 地域連携ワークショップ

「地域連携ワークショップ」

### 講義と演習

### 【研究指導分野 経営政策】

「企業情報システム」「産業組織論」「産業組織論演習」「市場経済と規制」「市場経済論演習」「寡占とゲームの理論」「価格理論演習」「経済情報システム」「経済情報論演習」「計量経済学」「計量経済学演習」「会計制度論」「会計制度論演習」「会計学」「会計学演習」「会計ディスクロージャー論演習」「税務会計論」「税務会計論演習」「多国籍銀行論」「多国籍銀行論演習」「アジア経済論」「アジア経済論演習」「国際貿易論」「経済発展論演習」

### 【研究指導分野 地域経済政策】

「地域統計情報論」「社会統計学演習」「経済統計分析」「統計学演習」「政策シミュレーション論」「政策シミュレーション演習」「経済政策システム」「経済政策演習」「都市経済学」「公共政策演習」「自治体財政論」「都市財政論」「都市財政論演習」「地域政策論」「地域政策分析演習」「就業・雇用の地域分析」「社会政策演習」「労働政策」「労働政策演習」「現代日本経済社会論」「現代日本経済社会論演習」「マクロ経済学と地域経済」「景気変動論演習」「環境政策論」「環境政策論演習」「租税法」

### 特別演習

「経済特別演習」

(分析結果とその根拠理由)

本研究科は、静岡県内唯一の総合的な人文社会科学系大学院としての特色を生かし、専門性と学際性、国際性

と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的とした教育課程が体系的に編成されている。これに基づき各専攻の教育方針に基づいた教育が実現されている。

こうした点から教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断される。

#### 観点5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

##### 【観点に係る状況】

本研究科では、教育課程において学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応すべく、以下のような取組みを行っている。

##### (1) 他専攻科目の履修

履修区分「自由科目(2単位以上)」により、他専攻の科目を含む本研究科の開講科目から研究上必要な科目の履修を認めている(静岡大学大学院人文社会科学研究所規則第7条)。他専攻科目の履修状況は次の通りである。

他専攻科目を履修した学生数・単位数

所属専攻	他専攻	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		学生数	単位数	学生数	単位数	学生数	単位数	学生数	単位数	学生数	単位数
臨床	比較	1	4	2	6	1	2	0	0	5	12
	経済	0	0	0	0	0	0	2	8	2	4
比較	臨床	0	0	0	0	1	10	1	2	4	16
	経済	1	8	0	0	1	4	0	0	0	0
経済	臨床	0	0	0	0	1	8	2	6	2	4
	比較	1	2	3	10	3	8	2	4	1	2
合計		3	14	5	16	7	32	7	20	14	38

##### (2) 単位互換制度

平成17年度から経済専攻は静岡県立大学大学院経営情報学研究所との単位互換制度を導入しており、その実績は次の通りである。

静岡県立大学との単位互換制度実績

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	学生数	単位数	学生数	単位数	学生数	単位数	学生数	単位数	学生数	単位数
静岡県立大学へ	1	2	1	2	2	4	0	0	0	0
静岡県立大学から	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2

##### (3) 留学プログラム

本研究科では海外留学を推奨しているが、平成19年度以降、国際交流協定大学(ボン大学、イェーテボリ大学)への留学生は出ていない。大学院生の留学を推奨するという立場からは、今後は、1年以下の短期留学でも大学院教育に生かせるような仕組みを考案する必要があると思われる。

##### (4) 臨床人間科学専攻における学外施設実習

「臨床心理士」資格試験の受験資格取得のためには医療福祉施設で実習を行うことが求められており、平成23年度には臨床人間科学専攻学生7名(19年度7名、平成20年度10名、平成21年度9名、平成22年度8名)が医療福祉施設の実習に参加した。

表. 学外実習連携施設

臨床人間科学学外実習Ⅰ・Ⅱ		
目的	矯正、医療、福祉施設等における対人援助サービスの実践とその対象者に接し、施設業務とその機能、利用者ニーズ、チームケアのあり方を学ぶ。また、現場における倫理的問題および社会との関わりと結びつきについて理解を深める。	
施設	矯正施設	駿府学園
	医療施設	浜松医科大学附属病院、国立病院機構天竜病院、医療法人社団翠会和光病院、静岡県立静岡がんセンター
	福祉施設	静岡県立吉原林間学園、社会福祉法人城山学園

臨床人間科学学外実習Ⅲ（多文化共生臨床実習）	
目的	多文化間対人援助の実践能力を身につける。
施設	多文化まちづくり工房

臨床心理学外実習Ⅰ・Ⅱ	
目的	精神科治療およびリハビリテーション施設において対象者の様々な疾患と障害についての理解と対応の基礎を学ぶ。また全人的医療が行われるチーム医療の現場を体験し、専門職の機能と役割を考える。
施設	NTT 東日本伊豆病院、財団法人復康会鷹岡病院、財団法人復康会沼津中央病院、JA 静岡厚生連遠州病院

#### (5) 資格取得への支援

本研究科で取得できる中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状は以下である（修了後に取得できる資格については、後述6-1参照）。

	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
臨床人間科学専攻	社会	公民
比較地域文化専攻	国語、社会、英語	国語、地理歴史、英語、
経済専攻	社会	公民

臨床人間科学専攻臨床心理学コースでは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する「臨床心理士」資格試験の受験資格の取得に必要な教育プログラムを開設している。

臨床人間科学専攻共生社会学コースおよびヒューマン・ケア学コースでは、「専門社会調査士」資格が取得できる教育プログラムを開設している。

#### (6) 「飛び入学」制度

平成19年度から経済専攻は、社会的要請に応え学生の勉学意欲の増進を図るため、学部教育で特に優れた成績を修め、かつ修士課程への進学に意欲をもつ学生に対し、早期進学を促すことを目的として「飛び入学」（飛び

級入試) 制度を導入した。現在のところ、この制度を利用した入学者は出てきていないが、いつでも対応できる体制である。

## 2. 社会からの要請への対応

### (1) 社会からの要請 (学術の動向) に基づく教育課程の編成

臨床人間科学専攻では、ヒューマン・ケア分野の専門職へのニーズに応え、臨床心理士や専門社会調査士など資格取得のための教育プログラムを提供している。

本研究科が中心になって運営している「こころの相談室」は、対人援助専門職業人養成のための臨床実習の場であるとともに、地域住民のこころの健康に関する相談に応じることで地域社会のニーズに応じている。

### (2) 研究生・科目等履修生・聴講生・特別聴講生など

本学学則に基づき、研究生・科目等履修生・聴講生・特別聴講学生を積極的に受け入れている。入学状況については次の通りである。

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	学生数	修得単位数	学生数	修得単位数	学生数	修得単位数	学生数	修得単位数	学生数	修得単位数
研究生	2		2		2(※1)		6(※2)		2	
科目等履修生	2	10	1	2	0	0	0	0	3	12
聴講生	0		0		0		0		0	
特別聴講学生	0	0	0	0	1	2	2(※3)	10(内2単位 県大 単位互換)	2	2(県大 単位互換)

※1 研究生2名のうち1名は平成21年10月1日～平成22年9月30日まで在籍。平成22年度の学生数にも含めております。

※2 研究生6名のうち1名は平成22年10月1日～平成24年3月31日まで(?)在籍。平成23年度の学生数にも含めております。

※3 特別聴講学生2名のうち1名は平成22年10月1日～平成23年9月30日まで在籍。平成23年度の学生数にも含めております。

### (3) 入試制度の多様化とリカレント教育

社会人を対象とする社会人特別選抜入試 (大学院設置基準第 14 条特例適用の社会人も含む) および「4年制大学卒業に準じる」という規定の積極的活用により、現場で活躍する職業人のリカレント教育を担っている。

### (4) 社会人の学びの環境整備

社会人学生を対象に長期履修制度を導入し、履修上の便宜を図っている。また、大学院設置基準第 14 条特例による夜間開講・土曜日開講を実施し、社会人学生が就労しながら学ぶための弾力的な時間割編成を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上の点から、学生の多様なニーズ社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮されていると判断する。

### (大学院課程)

**[5-5]教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等 (研究・論文指導を含む。) が整備されていること。**

**観点5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。**

#### 【観点に係る状況】

本研究科の修了に必要な総単位数は 30 単位以上であり、専攻毎に必修科目、選択必修科目、自由科目の単位数内訳は異なる (次表、参照) が、各専攻は、教育目的・内容と教育課程に即して総合講義、講義、演習、特別演習、実習を有機的に組み合わせた授業科目を体系的に配置している。

[臨床人間科学専攻]

区分	履修方法	単位数
必修科目	本専攻の総合講義	4
	研究指導教員による臨床人間科学特別演習	4
	小計	8
選択必修科目	本専攻の講義又は演習・実習	10以上
	小計	10以上
自由科目	他専攻を含む本研究科において開講される科目	2以上
	小計	2以上
合計		計30以上

[比較地域文化専攻]

区分	履修方法	単位数
必修科目	イ 所属する研究指導分野の演習	2
	ロ 所属する専攻の研究指導教員の特別演習	4
	ハ 留学生対象総合講義（留学生のみ必修）	4
	日本文化事情 日本社会事情	
	小計	6（留学生は10）
選択必修科目	イ 所属する専攻の総合講義 （留学生対象総合講義を除く）	2
	ロ 所属する専攻の講義又は演習・実習 （総合講義を除く）	14
	小計	16以上
自由科目	本研究科において開講する科目から、自由に選択して履修する	2以上
	小計	2以上
合計		計30以上

[経済専攻]

区分	履修方法	単位数
必修科目	イ 所属する研究指導分野の演習	2
	ロ 所属する専攻の研究指導教員の特別演習	4
	ハ 留学生対象総合講義（留学生のみ必修）	4
	日本文化事情 日本社会事情	
	小計	6（留学生は10）
選択必修科目	イ 所属する専攻の総合講義 （留学生対象総合講義を除く）	2
	ロ 所属する専攻の特別講義又は地域連携ワークショップ	2
	ハ 所属する専攻の講義又は演習・実習 （総合講義・特別講義を除く）	12
	小計	16以上
自由科目	本研究科において開講する科目から、自由に選択して履修する	2以上
	小計	2以上
合計		計30以上

観点5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

- ① 履修ガイダンスを実施し、組織的な履修指導を実施。また、指導教員制の下、全教員がオフィスアワーを設け

個別的な学習相談や教育指導を実施している。

② 多様な講義と演習や実習を開講し、学生自ら修了に必要な科目を体系的に選択することができる体制になっている。

授業形態別の開講状況は、専任教員が演習と講義を最低1本ずつ開講するシステムをとっており、バランスに配慮している。また、臨床人間科学専攻では、演習と講義以外に実習（学外施設実習も含む）も行い、実地の専門能力の養成に配慮した教育体制をとっている。

③ 講義や演習で使用するプリント教材はシラバス内容との整合性に留意して、専門の論文・文献などを組み合わせて、講義のテキストや演習での院生による報告・討論の素材とするほか、新聞報道記事やテレビ番組を録画した映像資料を使用して院生の現代的問題関心を高めるのに活用している。

④ 多くの授業で、情報機器を活用している。例えば、パワーポイントを使用して、院生にわかりやすい講義を展開しているとともに、上記の映像資料を使って映像面から理解も深めている。統計などを使う一部の授業では、学生各人にPCを操作させる実習も行っている。

⑤ 少人数教育の利点を生かして通常の講義・演習では、院生と教員および院生同士の質疑応答を重視する教育を行っている。

⑥ 授業で、予習・復習についての指示を与え、授業時間外の学習時間の確保を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上の理由により、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

### 観点5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

#### 【観点到に係る状況】

授業名、担当教員名、予復習、成績評価の方法、オフィスアワー等に加え、教育課程の編成の趣旨に即した授業目標・内容・計画を掲載したシラバスが作成されている。シラバスは Web 上に公開され、授業履修計画の作成にあたって活用されている。また、学年当初のガイダンスにおいてシラバスを履修の手引きとして使用するとともに、各院生の研究計画に沿った科目の選択や受講した科目の授業の予習・復習に活用している。授業の目標・内容・計画・進め方が詳しく記され、教員からのメッセージやオフィスアワーも併記することで、院生とのコミュニケーションを重視したきめの細かい指導を実践している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上により、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

### 観点5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

#### 【観点到に係る状況】

大学院設置基準第14条特例に基づく社会人の学生を対象に長期履修制度を行って、多様な社会からの要請に応えるとともに、有職者・社会人にも履修の便宜を図っている。時間割については、有職者・社会人の事情を配慮し、夜間開講・土曜日開講などを活用して、就学を容易にするための多様な教育方法、弾力的な時間割の編成・

工夫を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

以上の理由により、大学院設置基準第 14 条特例に基づく社会人の学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

**観点 5-5-⑤ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。**

【観点到に係る状況】

正副ふたりの指導教員をおく制度については、臨床人間科学専攻と経済専攻では早くから導入しているが、比較地域文化専攻では副指導教員を置くこともできるという位置づけでほとんど活用されていなかった。しかし、平成 22 年度から 3 専攻すべてで正副ふたりの指導教員を置くことになった。主たる研究指導教員は入学直後に決め、学生が大学院について何でも相談できるように配慮していると同時に、入学当初より個別指導が受けられる体制にしている。副指導教員については、学生の研究テーマが固まるのも見定めてから、1 年次の後期までに決めている。本研究科では、副指導教員制に対して、研究指導教員以外の視点や立場、さらには、別の問題意識に触れることによるメリットを期待している。なお、研究テーマについては各研究指導教員が専門の知識・能力を活かしつつ、学生の要望に配慮して決定している。

ティーチング・アシスタント（TA）の活用という点では、授業補助としての教育活動の実際を体験させることは、中学や高校の教職につく学生にとっては教育能力の向上に直接つながるし、教職とは関係しない学生にとっても、貴重な職業体験であり、研究関連分野の教育に触れることで研究能力の向上にも役立っている。TA の採用にあたっては、公募制を原則として公平を期している。過去 5 年間の TA 採用状況は次の通りである。

人文社会科学研究科生の TA 採用状況

専攻	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
臨床人間科学専攻	9人	15人	22人	13人	14人
比較地域文化専攻	8人	10人	11人	9人	9人
経済専攻	11人	8人	11人	15人	12人
合計	28人	33人	44人	37人	35人

【分析結果とその根拠理由】

以上により、研究指導に対する取組はほぼ適切に行われていると判断されるが、複数教員による指導体制についてはなお改善すべきものがある。

（大学院課程）

**[5-6] 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。**

**観点 5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。**

【観点到に係る状況】



人文社会科学研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については明文化されていなかったため、平成24年12月に以下のように定めた。

### 人文社会科学研究科 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

人文社会科学研究科は「臨床人間科学専攻」「比較地域文化専攻」「経済専攻」という3つの専攻を設けており、具体的には、以下のような能力を習得した者にそれぞれ修士（臨床人間科学）、修士（文学）、修士（経済学）の学位を授与する。下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学位授与の条件とする。

#### 各専攻に共通して求められる資質・能力

##### 1. 専門基礎能力

人文社会科学に関する高度で専門的な研究を展開する上で必要となる幅広い教養と深い知識、学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている。

##### 2. 研究遂行能力

人文社会科学の専門領域における今日的課題に対して、先行研究の的確な整理と自らの問題意識に基づいて、研究を遂行することのできる能力を有している。

##### 3. 専門応用能力

人文社会科学に関する各領域を総合的に把握しながら、現代社会が抱える様々な問題を解決できるように、専門的な知識や方法を応用し、実際に活かす能力を有している。

##### 4. 社会への発信と貢献

人文社会科学の各領域において異なる見解を尊重しながら、他者と積極的に意見を交換することを通じ、自らの研究成果を社会に発信する能力をもち、職業人としての資質を備えている。

#### 専攻ごとに求められる資質・能力

「臨床人間科学専攻」は、多様な文化・社会構造、倫理や法・制度を踏まえ、社会的問題解決に寄与する実証的研究を遂行する能力を修得した者に修士（臨床人間科学）の学位を授与する。

「比較地域文化専攻」は、地域社会と国際社会の両方に通用する広い視野と自立した思考能力を有し、過去から現代への歴史を踏まえて未来への展望を切り拓く力と、学位にふさわしい分析力と応用力を修得した者に修士（文学）の学位を授与する。

「経済専攻」は、経済学・経営学に関する専門的知識に基づき、現実の経済情勢、企業経営に対して学際的・総合的な分析と政策・戦略提案を行うことができる能力を修得した者に修士（経済学）の学位を授与する。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、明確に定められている。

**観点5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。**

#### 【観点に係る状況】

1. 成績評価基準は静岡大学大学院規則第9条および人文社会科学研究科規則第10条、修了認定基準は静岡大学大学院規則第11条及び第17条および人文社会科学研究科規則第17条および別表Ⅰ、Ⅱに基づき作成され、学生に配布される『人文社会科学研究科便覧』等に掲載・公表されている。

2. 成績評価を学生の到達度に対応させるために、5段階の評価方法を設定し、公表している。

3. 成績評価・単位認定は、人文社会科学研究科規則第10条に授業担当教員が行うことを定めている。これに基づき期末試験だけではなく、レポート課題、出席等、授業の特性に応じた多面的な評価を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価・修了認定基準は、静岡大学大学院規則に基づき人文社会科学研究科規則に定めている。成績評価基準はシラバス、学務情報システムをつうじて公開し、周知している。成績評価基準にしたがって、成績評価、単位認定は適切に実施されている。

観点5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

臨床人間科学専攻—授業科目の成績評価基準

下表に示したように、AからFの成績評価の際に重視するポイントの中で、当該科目の成績評価において重視する項目を定めた。この項目に焦点をあてた評価を行い当該科目の成績評価を行うことで、専攻における成績評価のあり方の統一化をはかっている。

表 科目別成績評価のポイント

【科目群】		講義・演習					実習		
		対人援助の倫理と法	臨床人間科学	専門科目	臨床科目	方法論科目	施設実習	臨床心理実習	方法論実習
A：専門的知識	専門的知識の理解と習得	◎	◎	◎	◎	◎	※	※	※
	専門的知識の応用力			○	○	○	◎	◎	◎
B：臨床的技法	臨床的技法の理解と習得	○			◎		※	※	
	臨床的技法の応用力	○			○		○	◎	
C：実証的研究能力	調査方法論の理解と習得		○	○	○	◎	※		※
	調査方法論の応用力		○				○		◎
D：倫理的課題	倫理的課題の理解と習得	◎	◎	◎	◎	◎	※	※	※
	倫理的課題への対応能力	○					◎	◎	◎
E：多様性への配慮	国際的視点への配慮	◎	◎	○	○	○	◎		◎
	多文化共生の視点への理解	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎

F：論理的思考と 表現力	資料・データの検討と理解			◎	◎	◎	※	※	※
	先行研究の体系的集約能力			◎	◎	◎	※	※	※
	プレゼンテーション・記述力	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

注 評価基準：◎＝特に重視する／○＝重視する

※＝履修にあたり既に獲得していることが期待される項目

例：「対人援助の倫理と法」における成績評価

教育目標の達成や成績評価の客観性を確保するため、専攻会議等で複数回に及ぶ議論を経て、6項目の評価観点（A 専門的知識、B 臨床的技法、C 実証的研究能力、D 倫理的課題、E 多様性への配慮、F 論理的思考と表現力）を掲げ、各種授業科目群ごとに、どの観点を重視して成績評価するかを明確にした。この作業を通じて、各種授業において設定されるべき教育目標の更なる明確化が達成された。しかしながら、これによってどの程度当初の目的が達成されたかについての事後的な検証は、教員間における意見交換など経験的な段階にとどまっており、まだ不十分である。事後的な検証を行い、コースごとに評価基準を精緻化する必要がある。

上記のように、臨床人間科学専攻では、一定の措置が講じられているが、他の専攻では特に講じられていない状況にある。

【分析結果とその根拠理由】

以上の点から成績評価の正確さを担保する措置は一部でしかまだ講じられていない。

**観点5-6-④ 学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。**

【観点到に係る状況】

課程修了の認定は、所定の単位を修得し、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について、研究科委員会の議を経て認定される。

学位論文の審査基準については研究科便覧に明記されており、下記にあげる5つの審査項目について

- A：優れている
- B：良好である
- C：一定の水準に達している
- D：水準に達していない

の4段階で評価を行っている。合格の基準は、①まず全てがC評価以上であり（1項目であってもD評価があれば不合格）②そのうち少なくとも3項目においてB評価以上であること、としている。

審査は専攻ごとに詳細は異なるが、ほぼ共通する5つの項目に関して行われる。

- (1)論文テーマについて
- (2)先行研究や関連研究について
- (3)研究方法について
- (4)論文の記述と構成について
- (5)論文の独自の価値（オリジナリティ）、主張について

指導教員（主査）及び副指導教員（副査）に他分野からの教員1名以上を加え、3名以上で査読・口頭試問・評価を行い、その結果を専攻会議で確認し、研究科委員会で承認する。

なお、臨床人間科学専攻では論文提出後の最終試験（口頭試問）を広く学内外に公開して実施することにした。公開審査会の開催を専攻ホームページや学内の電子掲示板に掲載し、広く参加を呼びかけた。次年度以降に修士論文の執筆を予定している学生もほとんど参加するため、教育効果も大きい。また、各専攻とも修士論文要旨を発行し学内外に公表している。

審査基準の事前周知、審査態勢の整備、口頭試問の公開、要旨集の公開など一連の改善によって、学位論文の水準の確保と審査の透明性と客観性を保証する状況になったと評価できる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上によって、修了認定基準にしたがって、修了認定は適切に実施されている。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

本研究科の教育目的のもと、2年間一貫少人数教育を軸に教育課程が体系的に編成されている。経済専攻では、経済学・経営学分野におけるいっそう幅広い学識・素養を身につけるため、平成 17 年度より静岡県立大学大学院経営情報学研究科との単位互換制度がスタートし、同研究科で開講される講義が単位認定されており、少なからぬ学生がそれを活用している。

#### 【改善を要する点】

成績評価の正確さを担保する措置は特に講じられていない。

### (3) 基準5の自己評価の概要

本研究科は、静岡県内唯一の総合的な人文社会科学系大学院としての特色を生かし、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人を養成することを目的とした教育課程が体系的に編成されている。これに基づき各専攻の教育方針に基づいた教育が実現されている。こうした点から教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程が体系的に編成されている。

本研究科では、こうした教育課程の編成の趣旨に沿って、総合講義、専門科目・専門演習、臨床現場実習、研究法、特別講義および地域連携ワークショップなど、各専攻の特性を生かした授業が配置されている。授業内容の大半は、教育目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている

単位の実質化にあたっては、学務委員会を中心とし履修ガイダンスを実施し、組織的な履修指導を実施。また、指導教員制の下、全教員がオフィスアワーを設け個別的な学習相談や教育指導を実施している。シラバスについては、授業の目標、学習内容、授業計画、成績評価の方法・基準等が明示されており、Web上に公開されている。学生の履修計画の作成にあたって活用されている。研究指導に対する取組はほぼ適切に行われていると判断されるが、複数教員による指導体制についてはなお改善すべきものがある。

TAとして院生を雇うことで、授業補助とともに院生の教育の一環としても活用している。TAの採用に公募制を取り入れるなど、有能な院生を授業補助に活用し、TAをより有効に活用するための制度を整備した。TAとしての活動を通じた研究能力の育成、教育的機能の訓練等を行っている。

成績評価・修了認定基準は、静岡大学大学院規則に基づき人文社会科学研究科規則に定めている。成績評価基準は学生に配布される『人文社会科学研究科便覧』シラバス、学務情報システムをつうじて公開し、周知してい

る。成績評価および修了認定基準にしたがって、成績評価、単位認定および修了認定は適切に実施されている。成績評価の正確さを担保する措置は特に講じられていない。

なお、臨床人間科学専攻の取り組みは、「対人援助職の倫理的・法的対応力の育成」プログラムとして、平成21～23年度「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択された。その報告書は、以下のURLに掲載されている。

<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rinsho/gp.html>

以上のとおり、教育課程の編成状況、その内容、水準、授業形態、学習指導法、成績評価等から総合的に判断すれば、教育課程は教育の目的にもとづいて体系的に編成されており、その内容・水準も現時点においては基本的にはほぼ適切であるが、改善すべき点もある。

【基準6】教育の成果

【6-1】教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

観点6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

1) 単位修得状況は、前基準の5-3-②B表に示した通りで、学部全体でみると、1年次～3年次にかけて年度ごとに約40単位を修得しており、これは半期20単位（概ね10科目）に相当する。4年次には卒業研究など約10単位余を修得し卒業単位を満たしている。夜間主コースの学生は1～3年で年30単位ほど修得しており、卒業までの年限の実態と対応した単位修得状況となっている。GPA値は全学年を通じて2.3（夜間主は2.0）程度であり（ただし4年次生は留年者等を含むため若干下がる）着実に学習成果を挙げている。

2) 進級制度については経済学科が年次ごとに進級基準を設けて進級判定を実施してきたが、現在は、2年次から3年次と3年次から4年次になる際に実施している。進級状況は概ね約9割強となっている。

卒業の状況を入学年度別の卒業率でみると下表のとおりである。

6-1-①標準修業年限内卒業率

標準修業年限で卒業した者の割合

卒業年度	平成19年度(2008.3)			平成20年度(2009.3)			平成21年度(2010.3)			平成22年度(2011.3)			平成23年度(2012.3)		
	入学者数 (2004年度)	卒業者数 (2007年度)	卒業率(%)	入学者数 (2005年度)	卒業者数 (2008年度)	卒業率(%)	入学者数 (2006年度)	卒業者数 (2009年度)	卒業率(%)	入学者数 (2007年度)	卒業者数 (2010年度)	卒業率(%)	入学者数 (2008年度)	卒業者数 (2011年度)	卒業率(%)
夜間主コース以外	512	410	80.1%	452	351	77.7%	447	361	80.8%	442	347	78.5%	467	352	75.4%
夜間主コース	93	57	61.3%	82	60	73.2%	81	47	58.0%	78	30	38.5%	75	39	52.0%
人文社会科学部全体	605	467	77.2%	534	411	77.0%	528	408	77.3%	520	377	72.5%	542	391	72.1%

※長期履修制度利用学生、留学による留年者等を含む

標準修業年限×1.5倍で卒業した者の割合

卒業年度	平成19年度(2008.3)			平成20年度(2009.3)			平成21年度(2010.3)			平成22年度(2011.3)			平成23年度(2012.3)		
	入学者数 (2002年度)	卒業者数 (2008年度)	卒業率(%)	入学者数 (2003年度)	卒業者数 (2009年度)	卒業率(%)	入学者数 (2004年度)	卒業者数 (2010年度)	卒業率(%)	入学者数 (2005年度)	卒業者数 (2011年度)	卒業率(%)	入学者数 (2006年度)	卒業者数 (2012年度)	卒業率(%)
夜間主コース以外	511	467	91.4%	538	488	90.7%	512	471	92.0%	452	413	91.4%	447	409	91.5%
夜間主コース	91	76	83.5%	94	82	87.2%	93	69	74.2%	82	72	87.8%	81	60	74.1%
人文社会科学部全体	602	543	90.2%	635	570	89.8%	605	540	89.3%	534	485	90.8%	528	469	88.8%

※長期履修制度利用学生、留学による留年者等を含む

標準修業年限で卒業した者の割合

卒業年度	平成19年度(2008.3)			平成20年度(2009.3)			平成21年度(2010.3)			平成22年度(2011.3)			平成23年度(2012.3)		
	入学者数 (2004年度)	卒業者数 (2007年度)	卒業率(%)	入学者数 (2005年度)	卒業者数 (2008年度)	卒業率(%)	入学者数 (2006年度)	卒業者数 (2009年度)	卒業率(%)	入学者数 (2007年度)	卒業者数 (2010年度)	卒業率(%)	入学者数 (2008年度)	卒業者数 (2011年度)	卒業率(%)
社会学科	86	69	80.2%	82	64	78.0%	83	74	89.2%	86	78	90.7%	83	67	80.7%
言語文化学科	85	62	72.9%	81	59	72.8%	86	62	72.1%	85	57	67.1%	84	58	69.0%
法学科	147	126	85.7%	97	82	84.5%	90	74	82.2%	89	73	82.0%	92	71	77.2%
経済学科	194	153	78.9%	192	146	76.0%	188	151	80.3%	182	139	76.4%	208	156	75.0%
法学科(夜間主)	47	22	46.8%	37	21	56.8%	34	21	61.8%	35	9	25.7%	37	11	29.7%
経済学科(夜間主)	46	35	76.1%	45	39	86.7%	47	26	55.3%	43	21	48.8%	38	28	73.7%
全学科	605	467	77.2%	534	411	77.0%	528	408	77.3%	520	377	72.5%	542	391	72.1%

3) 昼間コースでは概ね75～80%の学生が標準修業年限で卒業しているが、留学等で標準年限を超える場合も多く、それらの学生を考慮して×1.5で卒業した割合をみると9割を超えている。有職者を対象とした夜間主コースでは標準修業年限で卒業する学生の割合が低く、特に法学科夜間主コースで低いことが特徴的である。

4) 資格取得について履修制度として設けている教員免許(中学・高校)、学芸員資格、社会調査士資格の状況を見ると、前基準の5-1-③6A 教員免許取得実績資料、5-1-③6B 学芸員資格取得実績資料、5-1-③6C 社会調査士資格取得実績資料に示したように、毎年、教員免許状を50～70人程度、学芸員資格を約20人程度、社会調査士資格を約10～20人程度取得しており、希望者は履修指導に沿って所定の単位を取得すれば、資格を取得できる状況となっている。

5) 卒業論文を必修としている社会・言語文化・経済の3学科においては、ゼミナールなどの演習を通じて、1対1のきめ細かな指導によって論文の質を高め、同時に分野ごとの合同発表会や複数教員による口頭試問の実施などによって客観的に高い水準を維持している。(前基準観点5-3-④参照)

### 【分析結果とその根拠理由】

卒業率、進級率、資格取得を希望するの取得率、卒業論文質保証などの点から見て、各学年および卒業時において学生が身に付ける学力、資質・能力において、教育の成果や効果は上がっていると判断される。

## 一研究科一

### 【観点に係る状況】

#### 1. 単位修得状況

単位修得状況(年次別平均修得数)は次の通りである。臨床人間科学専攻では他の比較地域文化専攻や経済専攻の学生と比べて平均修得単位数が多くなっているのが特徴であり、資格取得を目指す学生などもいることが関係していると思われる。比較地域文化専攻や経済専攻の学生では、とくに2年次の平均修得数が少なめで、修士論文のための調査や研究を中心にした学生生活であり、指導教員による特別演習(2単位+2単位)に授業履修を集中させていることが読み取れる。

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
臨床人間科学専攻	26.4	13.4	42.4	14.6	41.6	12.2	35.8	10.3	39.0	10.3
比較地域文化専攻	23.6	9.9	25.5	8.6	24.9	8.0	24.9	7.4	25.8	8.5
経済専攻	20.3	5.5	23.9	10.8	25.6	8.2	24.2	5.3	22.3	4.9
法律経済専攻		2								

#### 2. 学位取得状況

学位取得状況(修了状況)は、次表の通りである。平成19年度以降は、全体として4割から6割の間の学生が標準修了年限で修了している。平成18年度以前は6割以上の学生が標準修了年限で修了する年もあったし、専攻によっては、8割から9割の学生が標準修了年限で修了することもあったが、現在は、社会人を対象とする長期履修制度の導入が軌道に乗り、標準修了年限+1～2年での修了者も増えている。とくに、臨床人間科学専攻のヒューマン・ケア学コースでは学生のほとんどが専門職に就く社会人であり、ほとんどが3～4年間の長期履修生となっている。



平成19年度	在籍者	修了者	X		Y		Z		その他
			実数	割合	実数	割合	実数	割合	
臨床人間科学専攻	12	6	6	50%	0	0%	0	0%	0
比較地域文化専攻	18	12	10	56%	2	11%	0	0%	0
経済専攻	10	8	7	70%	1	10%	0	0%	0
法律経済専攻	2	0	0	0%	0	0%	0	0%	0
合計	42	26	23	55%	3	7%	0	0%	0
平成20年度	在籍者	修了者	X		Y		Z		その他
			実数	割合	実数	割合	実数	割合	
臨床人間科学専攻	19	12	8	42%	4	21%	0	0%	0
比較地域文化専攻	16	11	6	38%	5	31%	0	0%	0
経済専攻	15	9	8	53%	1	7%	0	0%	0
法律経済専攻	1	1	0	0%	0	0%	0	0%	0
合計	51	33	22	43%	10	20%	0	0%	0
平成21年度	在籍者	修了者	X		Y		Z		その他
			実数	割合	実数	割合	実数	割合	
臨床人間科学専攻	21	14	9	43%	5	24%	0	0%	0
比較地域文化専攻	19	16	14	74%	2	11%	0	0%	0
経済専攻	20	13	10	50%	3	15%	0	0%	0
合計	60	43	33	55%	10	17%	0	0%	0
平成22年度	在籍者	修了者	X		Y		Z		その他
			実数	割合	実数	割合	実数	割合	
臨床人間科学専攻	16	12	8	50%	3	19%	1	6%	0
比較地域文化専攻	17	14	12	71%	2	12%	0	0%	0
経済専攻	22	14	11	50%	3	14%	0	0%	0
合計	55	40	31	56%	8	15%	1	2%	0
平成23年度	在籍者	修了者	X		Y		Z		その他
			実数	割合	実数	割合	実数	割合	
臨床人間科学専攻	17	7	6	35%	2	12%	0	0%	0
比較地域文化専攻	20	15	14	70%	2	10%	0	0%	0
経済専攻	21	7	6	29%	2	10%	0	0%	0
合計	58	29	26	45%	6	10%	0	0%	0

注1) 在籍者数は、各年度5月1日現在における2年生の人数を示す。

注2) Xは、標準修了年限内での修了者数を示す。

注3) Yは、標準修了年限+1~2年での修了者数を示す。

注4) Zは、標準修了年限+3年以上での修了者数を示す。

注5) その他は、編入学者数を示す。

注6) 修了率=修了者数÷在籍者数

注7) 標準修了年限内修了率=標準修了年限内修了者÷在籍者数

注8) [標準修了年限+2年]以内修了率=[標準修了年限+2年]以内修了者÷在籍者数

注9) [標準修了年限+3年]以上修了率=[標準修了年限+3年]以上修了者÷在籍者数

### 3. 資格取得状況

本研究科修了者による教育職員専修免許状の取得状況は、次の通りである。静岡県教育委員会への教員免許状一括申請・受領分は免許状の種類別と専攻別に二つの表にまとめておく。

免許状の種類別の件数		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
中学校教諭	専修免許状	3件	1件	3件	1件	3件
	一種免許状	0件	0件	0件	0件	1件
高等学校教諭	専修免許状	6件	2件	7件	2件	5件
	一種免許状	0件	0件	0件	0件	2件
合計		9件	3件	10件	3件	11件



専攻別件数		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大 学 院	臨床人間科学	0件	1件	0件	0件	0件
	比較地域文化	9件	2件	10件	3件	11件
	経 済	0件	0件	0件	0件	0件
合 計		9件	3件	10件	3件	11件

比較地域文化専攻では、免許取得者が増える傾向にあるが、この専攻には、歴史、英語、国語を専攻とする学生が含まれ、教員志望の学生が多い。取得状況から判断して、教職志望者や現職教員のためのリカレント教育が着実に成果を上げていると言える。学校教員に修士課程程度は必要と考えられるようになってきており、今後、希望者がさらに増えることも予想されるが、対応はできるだろう。

臨床人間学専攻や経済専攻では、教員免許取得者がほとんど出ていないが、取得できる専修免許状は中学校・社会、高等学校・公民であり、必ずしも需要の高い教科ではない。また、すでに一種免許状を持っている者が必要単位を修得することで専修免許を得ることになっているが、現状では、この両専攻では、教員志望の学生が入学してくることが少なく、そのため、専修免許状の取得者がほとんどいないという状況である。両専攻の免許取得者の少ないことは、教育体制の不備に起因するわけではないので、改善すべき点があるとは考えられない。

#### 4. 学会等における報告

実力のある学生には学会等での発表を奨励・指導している。たとえば、臨床人間学専攻は研究者養成を主目標にしておらず、有職者も多いなかで、学会発表が、国際学会も含めて毎年6～16件、論文発表が5～8本と、一定程度の成果があった。具体的には、平成21～23年度に2名の院生が国際学会（International Visual Sociology Association, および International conference on Japanese studies.）で発表を行っている。

#### 5. 受賞状況

特記すべき受賞は報告されていない。

##### 【分析結果とその根拠理由】

学生の単位修得状況、修了状況、資格取得状況は良好で、修了生は、各領域の高度職業人として必要とされる専門的ならびに学際的な知識と技能を習得している。

**観点6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。**

##### —学部—

##### 【観点に係る状況】

##### 1. 学業の成果の達成度に関する評価

平成24年に在学全学生を対象として実施したアンケート調査の概要を以下に示す。

学生アンケート（学習到達度について 4年生のみ）によると「専門分野に関する知識・技術」（80%）、「幅広い教養と基礎学力」（77%）、「市民としての見識」（63%）、「英語の能力」（30%）、「初修外国語の基礎知識」（46%）、「問題発見/分析/解決能力」（75%）、「文章読解・表現能力」（75%）、「プレゼンテーション能力」（61%）、「コミュニケーション能力」（72%）、「コンピュータ活用能力」（49%）、「国際的視野(異文化理解・グローバルな問題の理解)」（51%）、「リーダーシップ」（48%）、「チームワーク(他の人と協力して物事を遂行する力)」（78%）が、「とても身についた」「やや身についた」と回答している。英語の能力以外は概ね学生の自己評価は概ね学習成果が上がっていることを示している。

なお、英語については「もっと身につけたかった」という解答が15%もみられ、学生のニーズも高いことが伺える。その点でコンピュータ活用能力についても9%の者が「もっと身につけたかった」と回答している。自由記述を併せてみると、共通教育の充実が期待されるとともに、専門教育での継続的な英語能力、コンピュータ活用能力の継続的な向上に寄与する学習課程の改善が期待される。

## 2. 学業の成果の満足度に関する評価

平成24年に在学全学生を対象として実施したアンケート調査の概要を以下に示す。

		男性	女性	無回答	計
人文社会科	1年生	214	171	1	386
	2年生	209	155	0	364
	3年生	190	145	2	337
	4年生	139	120	4	263
	無回答	62	4	2	68
人文社会科学部 集計		814	595	9	1,418
		男性	女性	無回答	計
人文社	1年生	55.4	44.3	0.3	100.0
	2年生	57.4	42.6	0.0	100.0
	3年生	56.4	43.0	0.6	100.0
	4年生	52.9	45.6	1.5	100.0
	無回答	91.2	5.9	2.9	100.0
人文学部 集計		57.4	42.0	0.6	100.0

		一般学生(昼間コース)	一般学生(夜間主コース)	社会人学生	留学生	無回答	計
人文社会科	1年生	325	50	4	5	2	386
	2年生	329	21	3	6	5	364
	3年生	274	50	7	1	5	337
	4年生	219	37	4	2	1	263
	無回答	59	5	2	1	1	68
人文社会科学部 集計		1,206	163	20	15	14	1,418

		一般学生(昼間コース)	一般学生(夜間主コース)	社会人学生	留学生	無回答	計
人文社会科	1年生	84.2	13.0	1.0	1.3	0.5	100.0
	2年生	90.4	5.8	0.8	1.6	1.4	100.0
	3年生	81.3	14.8	2.1	0.3	1.5	100.0
	4年生	83.3	14.1	1.5	0.8	0.4	100.0
	無回答	86.8	7.4	2.9	1.5	1.5	100.0
人文社会科学部 集計		85.0	11.5	1.4	1.1	1.0	100.0

## ■総合的な満足度

### 教育(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計
人文社会科	1年生	9.8	69.9	11.1	2.1	4.9	2.1	100.0
	2年生	10.7	65.7	15.4	3.0	3.6	1.6	100.0
	3年生	15.4	62.0	12.2	1.8	3.6	5.0	100.0
	4年生	14.8	65.8	11.8	1.5	4.2	1.9	100.0
	無回答	20.6	55.9	11.8	2.9	2.9	5.9	100.0
人文社会科学部 集		12.8	65.5	12.6	2.2	4.0	2.8	100.0



### 学習支援体制(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計
人文社会科	1年生	9.3	63.7	13.0	3.1	8.3	2.6	100.0
	2年生	9.3	59.6	19.5	2.2	7.7	1.6	100.0
	3年生	12.2	56.4	18.7	3.9	4.5	4.5	100.0
	4年生	12.9	57.8	18.6	3.4	5.7	1.5	100.0
	無回答	17.6	47.1	22.1	2.9	4.4	5.9	100.0
人文社会科学部 集		11.1	59.0	17.5	3.1	6.6	2.8	100.0



## ■教育・各種支援について

### <教育について>

受けるべき授業が適切に配置された時間割である(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計	改善し てほし い割合
人文社会科	1年生	13.0	44.6	24.6	6.0	10.1	1.8	100.0	15.3
	2年生	9.3	43.1	29.4	9.6	7.1	1.4	100.0	16.8
	3年生	14.2	39.2	23.4	12.8	4.2	6.2	100.0	17.2
	4年生	13.7	43.3	27.8	6.5	6.5	2.3	100.0	9.5
	無回答	11.8	48.5	25.0	10.3	1.5	2.9	100.0	10.3
人文社会科学部 集		12.4	42.9	26.2	8.8	6.8	2.9	100.0	14.8

教育内容に応じた適切な教育方法(授業の進め方)がとられている(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計	改善し てほし い割合
人文社会科	1年生	11.4	62.2	13.0	1.6	10.4	1.6	100.0	2.8
	2年生	9.3	59.1	21.2	2.5	7.1	0.8	100.0	4.1
	3年生	17.5	54.6	13.9	3.0	5.3	5.6	100.0	4.5
	4年生	16.3	55.5	16.0	4.2	5.7	2.3	100.0	2.7
	無回答	13.2	58.8	20.6	4.4	1.5	1.5	100.0	1.5
人文社会科学部 集		13.3	58.2	16.2	2.8	7.1	2.5	100.0	3.5

成績評価の基準が明確で適切である(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計	改善し てほし い割合
人文社会科	1年生	18.7	50.8	19.2	2.8	7.0	1.6	100.0	5.7
	2年生	20.6	44.5	22.5	6.6	4.4	1.4	100.0	4.9
	3年生	23.1	46.6	17.5	4.5	3.3	5.0	100.0	2.4
	4年生	26.6	42.2	20.5	3.4	5.3	1.9	100.0	2.7
	無回答	16.2	51.5	26.5	4.4	0.0	1.5	100.0	2.9
人文社会科学部 集		21.6	46.6	20.2	4.4	4.8	2.4	100.0	4.0

全学共通教育を通じて、幅広い教養や基本的知識・スキルを得ることができる(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計	改善し てほし い割合
人文社会科	1年生	11.1	47.9	27.7	3.4	8.5	1.3	100.0	2.6
	2年生	10.7	50.5	24.5	7.1	6.3	0.8	100.0	3.3
	3年生	12.8	47.8	23.1	6.5	5.0	4.7	100.0	2.1
	4年生	16.7	36.9	27.8	8.7	7.2	2.7	100.0	3.8
	無回答	10.3	50.0	29.4	7.4	0.0	2.9	100.0	1.5
人文社会科学部 集		12.4	46.6	25.9	6.3	6.5	2.3	100.0	2.8

英語教育を通じて、英語の能力を高めることができる(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計	改善し てほし い割合
人文社会科	1年生	12.4	37.8	33.2	8.3	7.3	1.0	100.0	5.7
	2年生	5.8	36.0	37.6	15.4	3.8	1.4	100.0	9.3
	3年生	6.2	24.9	40.4	18.1	5.6	4.7	100.0	6.8
	4年生	7.2	24.0	35.0	25.9	5.3	2.7	100.0	12.5
	無回答	8.8	33.8	36.8	16.2	2.9	1.5	100.0	2.9
人文社会科学部 集		8.1	31.5	36.5	16.1	5.4	2.3	100.0	8.0

情報処理教育・IT教育を通じて、情報処理能力を高めることができる(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計	改善し てほし い割合
人文社会科	1年生	11.1	41.2	31.9	7.3	7.8	0.8	100.0	4.4
	2年生	6.3	43.4	31.6	11.8	6.0	0.8	100.0	4.1
	3年生	8.0	40.9	30.9	10.1	4.7	5.3	100.0	4.5
	4年生	9.5	34.2	33.8	14.8	5.7	1.9	100.0	6.5
	無回答	13.2	48.5	22.1	13.2	1.5	1.5	100.0	1.5
人文社会科学部 集		9.0	40.8	31.5	10.8	5.9	2.1	100.0	4.6

専門科目を通じて、それぞれの分野に応じた能力を身につけることができる(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計	改善し てほし い割合
人文社会科	1年生	20.2	57.8	12.4	2.1	6.7	0.8	100.0	0.5
	2年生	19.0	58.0	16.2	1.6	4.4	0.8	100.0	1.1
	3年生	19.0	58.5	12.8	3.3	2.1	4.5	100.0	1.8
	4年生	19.0	56.7	13.7	4.2	4.2	2.3	100.0	1.5
	無回答	17.6	60.3	17.6	2.9	0.0	1.5	100.0	0.0
人文社会科学部 集		19.3	57.9	14.0	2.7	4.2	2.0	100.0	1.1

取得しようとする資格に必要な授業が整備されている(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計	改善し てほし い割合
人文社会科	1年生	10.9	33.4	26.2	7.8	20.7	1.0	100.0	6.5
	2年生	9.6	33.2	31.0	11.3	13.7	1.1	100.0	6.6
	3年生	9.8	26.4	32.3	15.7	10.4	5.3	100.0	7.1
	4年生	12.9	25.5	30.0	17.1	11.4	3.0	100.0	4.6
	無回答	7.4	41.2	30.9	10.3	8.8	1.5	100.0	2.9
人文社会科学部 集		10.5	30.6	29.8	12.4	14.2	2.5	100.0	6.1

インターネットにアクセスする環境が整備されている(構成比:%)

		思う	やや思う	あまり 思わない	思わない	どちら ともい えない	無回答	計	改善し てほし い割合
人文社会科	1年生	26.4	50.8	12.2	2.3	7.0	1.3	100.0	2.8
	2年生	22.0	47.3	18.4	5.8	5.8	0.8	100.0	4.9
	3年生	28.8	35.6	18.1	7.4	5.3	4.7	100.0	5.0
	4年生	29.7	40.7	16.0	8.0	3.8	1.9	100.0	4.9
	無回答	26.5	33.8	19.1	14.7	4.4	1.5	100.0	5.9
人文社会科学部 集		26.4	43.6	16.2	6.1	5.6	2.1	100.0	4.4



図書館に勉学に必要な蔵書や学習環境が整備されている(構成比:%)

		思う	やや思 う	あまり 思わな い	思わな い	どちら ともい えない	無回答	計	改善し てほし い割合
人文社会科	1年生	28.0	51.3	10.6	1.8	6.7	1.6	100.0	3.9
	2年生	28.6	49.7	14.3	1.9	4.4	1.1	100.0	4.7
	3年生	31.2	42.4	13.6	4.5	3.9	4.5	100.0	3.9
	4年生	27.8	42.6	16.3	5.7	5.7	1.9	100.0	5.3
	無回答	33.8	42.6	13.2	8.8	0.0	1.5	100.0	4.4
人文社会科学部 集		29.1	46.8	13.5	3.5	4.9	2.2	100.0	4.4

これらを見ると、「教育についての総合的な満足度」に対して「満足」(12.8%)、「やや満足」(65.5%)と約8割弱の学生が総じて満足感を示している。「学習支援体制についての総合的な満足度」では「満足」(11.1%)、「やや満足」(59.0%)と約7割が満足感を示している。

個別に見ると、「専門科目を通じて分野に応じた能力」(77%)、「全学共通教育を通じて幅広い教養と基本スキル」(59%)、「英語の能力」(40%)、「IT教育を通じた情報処理能力」(50%)を身につけられると評価している。英語の能力以外は概ね学生の期待する学習成果が上がっていることを示していると思われる。

なお、英語については4年生で「高めることができると思わない」「改善してほしい」割合が突出して高くなっている。これは就職活動などで実際に社会から求められる英語スキルに直面することで「もっと身につけたかった」という意識になることが推測され、学生のニーズも高いことが伺える。自由記述を併せてみると、共通教育における英語教育の充実が期待されるとともに、専門教育での継続的な英語能力向上に寄与する学習課程の改善が期待される。

#### 【分析結果とその根拠理由】

「学部生アンケート」(平成24年度実施)結果によれば、教育に関する総合的な「満足度」は、「満足」が12.8%、「まあ満足」が65.5%で合計すると約8割弱の学生が一定の満足度を示している。(n=1,418)平成18年度に実施した『「大学生活・学習」に関するアンケート』結果によれば、教育に関して満足している学生(「満足している」「まあ満足している」)は、48.6%であったので、教育に関する総合的な満足度は概ね改善されているといえよう。英語力とIT活用能力については今後更なる改善が期待される面もあるが、学業の成果の達成度に関する評価および学業の成果の満足度に関する評価は概ね高く、学習成果が上がっていると判断される。

### 一大学院一

#### 【観点に係る状況】

#### 1. 学業の成果の到達度に関する評価

本研究科の大学院教育改革準備委員会が平成19年度に実施した『学業の成果に関するアンケート調査』の学業修得度項目(「十分達成した=5」～「まったく達成しなかった=1」で数値化、平均値3)では、学生の評価が高かった項目として「所属専攻の専門分野に関する知識・技術」(3.47)、「課題発見/解決能力」(3.59)、「コミュニケーション能力」(3.42)があり、少人数教育の成果が着実に上がっている。また、学業目標の達成度項目では、2年次生になるほど達成度は高く(3.4)、全体として本研究科での学生の学業成果に対する学生の評価は高い。

#### 2. 学業の成果の満足度に関する評価

前述アンケート調査の満足度項目では、学業の取組への満足度は1・2年次生ともに高い(3.5)。

### 【分析結果とその根拠理由】

アンケート等によれば、学業の成果の到達度に関して学生自身の評価が高く、授業に関する学生の満足度も高く、学業の成果についても、学生の満足度は比較的高い数値を示している。以上の結果から判断して、本学部の意図した教育の成果・効果があがっていると判断される。

### 【6-2】卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

**観点6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。**

#### —学部—

##### 【観点に係る状況】

本学部学生の卒業後の進路状況の総括表を資料編に示す。

「H19年度～H23年度卒業生進路状況調査表（概要等用）」参照

出所：静岡大学就職情報資料室 [http://www.career.ipc.shizuoka.ac.jp/std/modules/stats/index.php?content\\_id=3](http://www.career.ipc.shizuoka.ac.jp/std/modules/stats/index.php?content_id=3)

就職決定者の就職先は、民間企業が70～80%、公務員が20～30%である。H19年度からH21年度においては、民間企業への就職が8割、公務員が約2割であったが、H22、H23年度においては、公務員の割合が25～30%と増加していることから学生の公務員志向の強まりが見て取れる。

民間企業の産業別内訳を見ると金融・保険業が最も多く20%前後、次いで製造業が約10%、その他のサービス事業が約10%、卸売・小売業7%～8%となっている。公務員のうち国家公務員は約4%であり、残りを地方公務員が占めている。地方公務員の割合は、H19年度には13%であったがH23年には21%とその割合を大きく伸ばしている。

就職先を地域別で見ると、「中部静岡県」の割合が高く過去5年間で平均的に45.0%前後となっており、次いで「関東」が20%超となっている。「中部静岡県以外」は、15～20%となっている。「関東」への就職割合と「中部静岡県以外」の割合は年度によって順位が入れ替わるものの、「中部静岡県」をメインにほぼこの3つのエリアに就職する学生が集中している。「中部静岡」と「中部静岡県以外」の合計から静岡県内の就職率を見ると、平均して60%～65%となっており、地元での就職志向が非常に強いという特徴が指摘できる。

### 【分析結果とその根拠理由】

過去5年間における本学部の詳細な進学・就職率については次に示すとおりである。

（人文卒業生進学・就職等学科別一覧【平成19～23年度】、資料2参照）

「進学率」については、平成20年度8.2%から平成21年度11.0%と増加がみられたが、平成22年度には9.6%、平成23年度には7.4%と近年は進学率の低下がみられる。ただし、言語文化学科や社会科学では、この5年においても10%～15%前後の進学割合が保たれており、減少傾向が顕著なのは法学科においてである。平成20年度から平成21年度の進学率が16%～18%であったのに対し、平成22年度には9.6%、平成23年度には6.6%と大幅な減少がみられた。このことが全体的な減少に影響したと思われる。

「就職率」について見てみると、平成20年度75.7%から平成21年度には70.9%と全体的にはやや低下がみられたものの、平成22年度には74.2%、平成23年度には76.1%と近年においては増加の傾向がみられる。以上の推移から判断して一定の成果は上がっていると考えられる。

学科ごとに分析を行うと、社会学科は、70%前後の就職率であり、また言語文化学科においても70～80%の割合を保っている。法学科については、平成20年度から60%前後の数値で推移していたものが、平成23年度には初めて71.1%と7割を超えるレベルに達した。これは過去5年間に於いて最も良い数値となっている。経済学科は、恒常的に85%～89%と非常に高い就職率となっている。さらに、夜間主について見てみると、法学科夜間主は、年度による就職率の変動幅が大きいものの、平成22年度は54.8%、平成23年度は57.1%とここ2年間に於いては連続で比較的良好な就職率を保っている。経済学科夜間主については、平成19年度には40%に満たなかった就職率が、平成20年度には65.9%、平成21年度には54.8%となっている。また、平成22年度は62.1%、平成23年度では68.8%と直近の2年間で60%超の数値となっており、5年前よりも20%も数値が改善されているのは注目すべき点である。以上の推移から判断して、教育の成果は上がっていると判断される。

さらに、就職を希望する学生の就職率を示す「就職希望者就職率」をみると、平成20年度、平成21年度が約90%と非常に高い割合となっていた。平成22年度は、85.6%、平成23年度は、87.2%と割合は若干低下したもののそれでも依然として高い数値となっている。就職希望学生の内8～9割が希望通り就職出来ている状況が窺える。経済不況という状況下にもかかわらず高い就職希望者就職率となっていることを考慮すると、大学教育が社会の求める人材ニーズとうまく合致しており、高い学習効果が得られていると判断される。

## 一研究科一

### 【観点に係る状況】

#### 1. 進路・就職の状況

本研究科修了時の進路状況は次の表の通りである。平成21年度以降「就職」が70%を超え、高度専門職業人を養成することをアドミッション・ポリシーでも宣言しているが、文系修士を必要とする社会の要請にも合致し、学生の就職活動も軌道に乗り始めたことをうかがわせる変化である。

#### 進路状況

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
就職	15	53.6%	13	50.0%	18	72.0%	26	96.3%	21	77.8%
進学	1	3.6%	3	11.5%	5	20.0%	0	0.0%	2	7.4%
その他	12	42.9%	10	38.5%	2	8.0%	1	3.7%	4	14.8%
合計	28	100%	26	100%	25	100%	27	100%	27	100%

なお、臨床人間科学専攻臨床心理学コース修了生のほぼ全員が、次表に示すように修了後に資格を得て、心理臨床に関連する職に就いている。

#### 臨床人間科学専攻臨床心理学コース修了生の資格取得と進路

【臨床心理学コース】	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
修了生数	6	5	11	7	5
資格取得者	5	4	10	7	24年度以降 受験資格
臨床専門職就職者	6	5	10	6	5

注)「修了者」は修了した翌年度に資格試験を受け、その合格者が、「資格取得者」となる。「臨床専門職就職者」は、修了した時点で臨床専門職関係に就職し資格試験受験準備を行うものを含む。

臨床人間科学専攻の就職状況はコースごとに事情が異なる。



**臨床心理学コース**：平成 21, 22 年度に臨床心理学コースを修了した学生の進路は、就職・進学を合わせて 100% と良好である。17 名が対人援助のさまざまな職種に就き、全国で活動している。21-23 年度中の修了生は、博士後期課程に進学した 1 名を除き、臨床心理士資格試験に全員合格した。

主な就職先は、医療と福祉領域がそれぞれ 7 名となっている（単科の精神科病院、総合病院内の精神科、精神科クリニックに心理職として、福祉関係の公的機関や社会福祉法人の心理職、区役所や社会福祉協議会に一般職として採用された者など）。両職とも職務内容は地域住民の福祉支援である。教育領域は 3 名で、大学の学生相談や中学校のスクールカウンセラーである。修士課程 2 年間という短い期間であるが、心理臨床のさまざまな技能と対人援助職としての倫理観を身に着けた高度専門職業人として、地域社会での活躍が期待される。（\*23 年度修了生の臨床心理士資格試験は 24 年 10 月に実施される）

**ヒューマン・ケア学コース**：21-23 年度中在籍した学生は一人をのぞいて全員、有職の社会人学生であった。看護師、管理栄養士、言語聴覚士、音楽療法士、介護福祉施設長、大学教員、介護教員など多様な対人援助職として勤務しながら、2 年間ないしは 3, 4 年間（長期履修制度を利用）本専攻で研究し、修了後も同じ職場で勤務することが多い。修了後、非常勤から常勤職となったり管理職となり、一層指導的な立場で専門職の指導にあたるケースも多い。社会人以外の学生（24 年 3 月修了）は、静岡市に採用され福祉関連部門への配属を希望している。また、EPA に基づく外国人介護職受け入れに関わる関連団体の連携強化を目的とした「ふじのくに EPA ネットワーク」の中心的役割を担う修了生を排出している。

**共生社会学コース**：専攻全体で展開された調査関係の 4 科目だけでなく、各教員の「臨床社会学研究法」でも院生の問題関心に即して、個別に種々の調査法について指導を行った結果、修了生全員が、調査データを用いた実証的な修士論文を作成した。そのうちの 3 名は、英語で論文を完成させた。2 名の院生が国際学会（International Visual Sociology Association, および International conference on Japanese studies.）で発表した。本コースの院生は毎年 1～2 名と数は少ないが、1 名がドイツのオルテンブルグ大学の博士課程に、1 名が早稲田大学大学院博士課程に進学した。ブラジルのテレビ局の日本支社、薬局チェーンの調査研究部門に就職した院生各 1 名を輩出している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本研究科修了後の進路の状況については、教育目的に照らして、学生の単位修得状況、修了状況、資格取得状況は良好である。修了生は各領域の高度職業人として必要とされる専門的ならびに学際的な知識と技能を習得している。社会人（初めから有職者）も増え、修了後に資格を取得したのち就職するケースも多く、上記の表の数字だけでは捉えられないところがある。しかし、修了生の就職率は向上しており、修了生の大半は就職・進学ともにキャリアアップしている。臨床人間科学専攻臨床心理学コースでは着実に臨床心理士資格取得者を出している。

**観点 6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。**

#### —学部—

#### 【観点に係る状況】

平成 24 年に静岡大学では学部卒業生の就職先に対し就職先アンケートを実施した。調査対象は、過去 5 年間に 2 人以上就職している企業等で、送付数 600 件、回答数 220 件（回答率 36.7%）である。回答数の内訳は、①静岡県内企業 47.7%、静岡県外企業 50.9%、②従業員数 500 人以上の企業が 60.9%、100～499 人が 30.9%であった。③産業別にみると、製造業 28.2%、卸売・小売業 13.6%、官公庁 13.6%、情報通信が 11.8%、金融・保険 10.9%、

サービス業が10.9%であった。

就職先調査と並行して卒業生にもアンケートを実施した。調査対象は、平成21年度卒業生（卒業後3年目）全員で、送付数1889件、回答数300件（回答率16.5%、不達数を除く）である。

### 【分析結果とその根拠理由】

上記の企業アンケートによれば、企業が採用の際に重視している点として「人物評価」（積極性・協調性）が50%以上を占め、学生の採用に際して非常に重要性が高い項目となっていることがわかった。次いで「職務能力の適正」が20～25%前後であり、「基礎知識・教養」が18%前後となっている。業務を遂行していく上で特に重視されているのが「コミュニケーション能力」81.4%と「チームワーク」74.5%であり、次に「問題発見能力/分析/解決能力」50.9%となっている。さらに加え「専門分野に関する知識」や「幅広い教養と基礎学力」を重視している企業は、23%～25%となっており、業務遂行に当たってこれらの項目も考慮されていることがわかる。以上のアンケート結果から、学部卒業生に対しては即戦力となる「専門知識・技術」や「課外活動経験」の要素はさほど重視されていないが、「職務能力の適正」や「基礎知識・教養」といった人物評価に関係の深い要素、および、「コミュニケーション力」「チームワーク」といった人間関係構築力が重視されていることがわかる。

このような企業が求める人材を踏まえ静岡大学卒業生の各項目の習得度合を見てみると、「コミュニケーション能力」が十分習得されていたと評価している企業の割合が非常に高く、19.3%となっている。これは、6学部中最も高い数値となっている。それと並び高い評価を得ているのが「チームワーク」であり、19.3%と高い数値になっている。これらの2項目は、いずれも企業が採用に際して重要性が高いとしているものである。これらの点において高い評価を得ていることは学生の就職に関連して大変意味のある結果となっており、高い就職率を裏付けるものとなっている。また、企業側が求める人材の育成という観点からも企業側のニーズに合致した人材の育成が十分になされ、それに対する成果が得られていることを反映した結果となっている。

次に高い評価を得たのが「幅広い教養と基礎学力」の点であり、17.5%の企業が十分習得されていたとしている。企業側からすると人物評価に関わる人間性の判断要素となる項目であり重要度はやはり高いと言える。この点でも人文学部生の習得度が高いと評価する企業が多くみられた。しかし一方で、あまり習得されていなかったとする企業も9.6%存在することから、習得学生と未習得学生との両者が混在し、そして、両者間に教養・基礎学力の差が生じていることは否定できない。未習得学生への教育については今後の検討課題としたい。

それ以外で人文学部生の習得度が比較的高かった項目としては、「市民としての見識」、「文章読解能力」「コンピューター活用能力」であった。これらの点については、一定の教育成果が得られていると考えられる。

他方、習得度をさらに上げる必要がある項目としては、「リーダーシップ」「プレゼンテーション能力」「問題発見能力/分析/解決能力」が指摘できる。「リーダーシップ」については、25.4%の企業があまり習得していないとしており、「プレゼンテーション能力」は、習得が不十分とする割合が15.8%、「問題発見能力/分析/解決能力」については、7.0%となっている。

しかし、総合的にみると、人文学部生を採用したことについて「非常に満足」としている企業は、24.6%、「概ね満足」とする企業が71.1%となっており、全体で95%の企業から満足が得られている。また、今後の採用意向についても、「積極的に採用したい」とする企業が41.2%、「現在と変わらず採用」とする企業が50.9%を占めている。以上のことから、現在採用している卒業生に対する企業側の高い満足度が窺える。また、今後も変わらず採用したいとしていることから企業側の人文学部生に対する高い信頼度と人材として一定の評価が得られていることの反映と見て取れる。以上の結果から、今度取り組むべき課題点はあるものの非常に高い教育成果を上げていると言える。

上記の卒業生を対象としたアンケートでは、学生生活で「専門分野に関する知識・技術」（n=62）が「とても

身についた」(21.0%)、「やや身についた」(59.7%)と約8割が肯定的回答を示している。同様に、「幅広い教養と基礎学力」(12.9%、62.9%)、「市民としての見識」(9.7%、40.3%)、「英語の能力」(4.8%、14.5%)、「問題発見/分析/解決能力」(9.7%、58.1%)となっていて、英語能力以外では総じて肯定的評価を得ており、卒業生の評価から判断しても教育成果を上げているといえる。

## —研究科—

### 【観点に係る状況】

#### 1. 修了生からの評価

『静岡大学学生等評価アンケート調査』(平成24年全学実施。平成19・21年度修了生対象)の「大学院修了生」対象の結果を見ると、本研究科出身生の大学院の学生生活について総合的な満足度は「非常に満足」23.1%、「概ね満足」53.8%で4分の3以上が満足していることがわかる。項目としては、「教員とのコミュニケーションがとられていた」という点で「非常に満足」61.5%、「ある程度満足」38.5%と、なんと100%の修了生から満足した旨の回答が得られた。徹底した少人数教育の成果が現れていると言えよう。他にも「学生生活を通じて身につけることができたと思う能力」のカテゴリーで、「専門分野に関する知識・技術」「幅広い教養と基礎学力」「問題発見/分析/解決能力」の各項目において肯定的回答(「とても身についた」「やや身についた」の合計)が100%となっている。一方、肯定的回答が低かった項目を列挙するなら(数字はいずれも「非常に満足」と「ある程度満足」、「とても身についた」「ある程度身についた」の合計値)「学会やシンポジウムへの参加が推奨されていた」、「研究の指導体制が適切だった」38.5%、「自由に使用できる「自学用教材」が充実していた」23.1%、「就職・進学のための情報提供や相談窓口が整備されていた」23.1%、「就職等に必要な資格取得のための支援体制が整備されていた」15.4%、「企業(関係者)や卒業生から職場の話聞く機会があった」7.7%と、特に修了後のキャリア支援の点(研究者としての自活支援を含む)で、問題があることを示している。

とは言うものの、「仕事や日常生活の中で静岡大学大学院で学んだ事や経験の総合的な役立ち度」の面で84.7%の肯定的回答が得られ、「静岡大学大学院で再び学ぶ機会を持つ希望の有無」で肯定が61.5%あることも勘案するなら、人文社会科学研究科の学習成果は十分に挙がっていると見なすことができる。

#### 2. 企業等就職先からの評価

同調査の大学院修了生就職先企業による評価については、今回は本研究科修了生の調査母数が少なく、意味のある結果を導き出せない。ただ、前回調査(平成19年度)によると、本研究科修了生の修得度について、「課題発見/解決能力」、「コミュニケーション能力」が「十分修得していた」で他項目より高くなっており、全ての項目が「重要度が高く、修得度が高い」の範囲にあり、修了生採用の総合的な満足度でも、「非常に満足」と「やや満足」を合わせると83.3%と高い評価を得ている。企業等就職先の評価から、専門職業人の養成という本研究科の目的は達成していると判定できる。

### 【分析結果とその根拠理由】

修了生の大半は多くの項目において、高い評価している。修了生を採用した企業、および、社会人学生修了者が元からいた職場からの評価も高く、学習効果は上がっていると評価できる。ただし、卒業後のキャリアに関する支援については不足している。

## —学部—

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

学生が身に付けるべき学力、資質・能力や人材像が明確化されている。学生の単位取得状況・卒業状況等は高い水準で推移しており、学生が身に付けるべき学力や資質・能力について、教育の効果はあがっている。また、卒業生、企業および保護者のアンケートによれば、教育効果に対する評価は高く、本学の意図した人材が育成されていることが伺われる。

#### 【改善を要する点】

教育目的を組織的、継続的に調査し、達成状況を検証する組織・体制が構築されていない。また、卒業時の教育成果を評価する仕組みに加え、卒業までの各学年において教育成果効果を評価する仕組みの構築も求められる。

### —研究科—

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

学生が身に付けるべき学力、資質・能力や人材像が明確化されている。本研究科修了後の進路の状況については、教育目的に照らして、学生の単位修得状況、修了状況、資格取得状況は良好である。修了生は各領域の高度職業人として必要とされる専門的ならびに学際的な知識と技能を習得している。修了生の就職率は向上しており、修了生の大半は就職・進学ともにキャリアアップしている。臨床人間科学専攻は着実に臨床心理士資格取得者も出している。

#### 【改善を要する点】

教育目的を組織的、継続的に調査し、達成状況を検証する組織・体制が構築されていない。また、卒業時の教育成果を評価する仕組みに加え、修了までの各学年において教育成果効果を評価する仕組み、修了後のキャリアに関する支援体制の構築も求められる。

#### (3) 基準6の自己評価の概要

本研究科で育成しようとする人材像を教育目的として明確にしている。また、FD委員会等を設置し、授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況を検証している。学生の単位取得状況・修了状況等は高い水準で推移しており、学生が身に付けるべき学力や資質・能力について、教育の効果はあがっている。臨床人間科学専攻は着実に臨床心理士資格取得者も出しており、「対人援助職の倫理的・法的対応力の育成」プログラムは事後評価を受け、「目的はほぼ達成された」という評価を得ている (<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rinsho/gp.html> 参照)。

また、平成24年度においては修了生、就職先企業へのアンケートを実施し、意見を聴取したが、本研究科の教育成果や効果に対する評価は高いものであった。

**【基準7】施設・設備及び学生支援**

**[7-1]教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。**

**観点7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。**

**【観点に係る状況】**

本学部の校舎は、人文学部A棟、B、C棟および共通教育L棟の一部であり、その総面積は、10,953㎡である。

学部・研究科教育用施設として、大講義室（1）、講義室（25）、演習室（15）および学生控室等を完備しているほか、社会学科・言語文化学科には共同研究室が、法学科・経済学科には、資料室・法令判例室・法情報室・学生用図書室が設置されている。また全学施設として、附属図書館、体育関連施設、情報関連施設、学生宿舎などが整備されている（表7-1-1A、7-1-1B参照）。

講義室には、視聴覚機器等を配置し、冷暖房施設をすべての教室において整備している。建物の耐震構造は大規模地震を想定した耐震基準を満している。

人文棟入り口、トイレについてバリアフリー化がなされている。また、エレベーターが配備されており、人文棟内での移動についてバリアフリー化がなされている。

各教員には、研究室が配備され、学部運営や学科運営に必要な施設として、共同利用の会議室を完備している。学部共同利用室として、研究用の撮影機材を収納し、撮影作業をおこなうことが可能な撮影室、種々の印刷を行える印刷室などを配備している。

プロジェクト研究を推進するために、アジア研究センター室、経済研究センター室、地域社会文化研究ネットワークセンター室が設置されている。

表7-1-1A 学科別の共同研究室・資料室等

	共同研究室	資料室等	実験・実習室等
社会学科	6	6	10
言語文化学科	7	0	1
法学科	1	2	2
経済学科	4	4	1
学部共同利用	3	0	1
計	21	12	15

表7-1-1B 大学院共同研究室について

	共同研究室
臨床人間科学専攻	2
比較地域文化専攻	2
経済専攻	4
計	8

**【分析結果とその根拠理由】**

教育用施設・設備に関しては、基本的な整備がなされている。ただし、時間帯によっては演習室が不足がちであり、時間割編成により調整している。また、教室が人文学部棟と共通教育棟に分かれており、学生の休み時間の移動に支障がある場合がある。特に、学生数が一番多い経済学科の学生は、人文棟に併設されている大講義室

と共通教育棟を行き来せざるを得ず、効率的な学習の妨げになっている。今後の課題としては、人文系の教室を1箇所統合するなどが必要である。また、学生の控室はまだ不足しており、昼食を教室でとらざるをえない学生も存在している。以上の課題は、全学的なスペースの割変えによってのみ根本的な解決をはかれるものである。また、そのためには、大規模な講義にも利用できるようなホールを静岡キャンパスの中心地域に整備していくことが必要である。静岡大学は、「静岡大学キャンパスマスタープラン 2010-2015」を策定し計画的な施設整備を行っているが、その中の長期計画で、人文社会科学部が纏まって研究・教育ができるように施設整備を行う構想がある。以上の課題を解決するために、この構想を早期に現実化させることが必要である。

### 観点7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

#### 【観点到に係る状況】

- ・総合情報処理センターと連携して全学生にネットワークIDを与え、インターネット接続可能としている。学部共通の情報機器配置の教室を設け、無線LANやソフトの拡充を図るとともに、各学科の共同研究室にも必要機器を整備している。

- ・社会科学において「社会学方法論演習」をはじめとする授業では、多くの資料をWebに掲載するなどして、学生同士が協同しながら主体的に課題に取り組むように運営されている。法学科では、E-Learningによる学習支援システムとして、「Power Campus」及び「学ぶ君」（名古屋大学提携）の全学利用システムを導入した。演習室（2室）に情報コンセント及び無線LANを配置しているほか、社会科学にコンピュータ室、法学科に法情報室が置かれている。

- ・平成24年10月に実施された在校生対象の「大学生生活・学習に関するアンケート」によれば、「インターネット接続環境が整備されているか」との問いに対する本学部生の回答は、「そう思う」26.4%、「やや思う」43.6%、「あまり思わない」16.2%、「思わない」6.1%、「わからない」5.6%、「無回答」2.1%で、改善を望む学生は4.4%である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

- ・全学的情報ネットワークシステムのなかで、基本的な整備がなされ、有効に活用しているが、人文社会科学部内において学生が自由に利用できる情報機器の配置をさらに拡充することが課題である。

### 観点7-1-③ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

#### —学部—

#### 【観点到に係る状況】

- ・各学科における施設面における自主的学習環境の整備状況は以下の通りである。

【表7-1-3】

社会	・5つのコースでそれぞれ学生のための共同研究室を設け、机・椅子、図書雑誌（大型辞書・各種事典・基本文献・専門雑誌等）、及びパソコン・視聴覚機器・ソフトを整備して、学生の自主学習のために利用の便を図っている。
言語文化	・7つの履修分野がそれぞれ学生のための共同研究室を設け、机・椅子、図書雑誌（大型辞書・各種事典・基本文献・専門雑誌等）、及びパソコン・視聴覚機器・ソフトを整備して、学生の自主学習のために利用の便を図っている。

法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法情報室」の整備し、コンピューター8台を設置するとともに、論文・判例等の検索システムを利用できるようにした。</li> <li>・自習室に机10台と椅子16脚を配置し、学生の自習の便宜を図っている。</li> <li>・法政資料室、自習室での配架雑誌を充実するとともに、学生用コピー機1台を設置している。</li> <li>・E-learningシステム整備の一環として、シラバスシステム"PowerCampus" (<a href="http://www5.hss.shizuoka.ac.jp/pc/top/index2.html">http://www5.hss.shizuoka.ac.jp/pc/top/index2.html</a>)を活用している。これにより予復習・レポートの課題や参考文献を提示したり、授業時間外での質疑応答を行うなどして、自主的学習の便宜を図っている。</li> <li>・E-learningシステム整備の一環として平成19年10月より教育支援システム「学ぶ君」 (<a href="http://www.hss.shizuoka.ac.jp/law/manabukun.html">http://www.hss.shizuoka.ac.jp/law/manabukun.html</a>)の試行運用を行い、20年4月より本格運用を開始した。これにより、法学科の学生は5,000問以上にも及ぶ択一式問題データベースをいつでもどこでも自由に利用できるようになった。</li> </ul>
経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的学習を促進するため、3年生にコピーカードを支給しているほか、各種補助金制度を設けている。</li> </ul>

・上掲表に示された取り組みにもかかわらず、人文社会科学部に割り当てられている建物スペースが絶対的に不足しているため、自習室や談話室などの共用スペースを十分に学生に提供できていないのが現状である。また、建物スペースの管理は学科単位で行われているため、学生1人当たりの共用スペース面積は学科間の格差が大きい。

・前述の「大学生活・学習に関するアンケート」の結果によれば「自習スペース、ラウンジが整備されているか」との問いに対する本学部生の回答は、「そう思う」23.9%、「やや思う」43.0%、「あまり思わない」24.8%、「思わない」6.6%、「わからない」4.5%、「無回答」2.1%で、改善を希望する学生は6.2%であった。

・同アンケートによれば「図書館に勉学に必要な蔵書や学習環境が整備されているか」との問いに対する本学部生の回答は「そう思う」29.1%、「やや思う」46.8%、「あまり思わない」13.5%、「思わない」3.5%、「わからない」4.9%、「無回答」2.2%で、改善を望む学生は4.4%である。

**【分析結果とその根拠理由】**

・人文社会科学部に割り当てられている建物スペースが絶対的に不足しているため、自主的学習環境を整備するための十分なスペースを確保することが困難である。

・そうした状況にもかかわらず、学科ごとに継続的な改善努力がなされている。

・平成23年度に人文社会科学部棟の1階のラウンジがリニューアルされ、リニューアル前より確実に学生の利用が増えている。丘陵状キャンパスの最上部に学部が位置しているため、授業の空き時間を有効に過ごせる場所の整備は今後も重要課題である。

・平成22年度に大学附属図書館のリニューアルがなされ、明るく利用しやすい空間に生まれかわった。また、グループ学習の可能なハーベストルームも設置され、図書館入口にはギャラリーが設けられ、研究成果の展示も行われている。

・上記のとおり、自主的学習環境に関わる施設のリニューアルの試みが為されているものの、大学施設全体の老朽化のマイナスは覆いがたい。上述の「大学生活・学習に関するアンケート」によれば、「静岡大学を志望した理由」として「施設が良い」の項目を選択した学生は2.9%に留まる。また、「入学前に感じていた静岡大学に対するイメージと比較して良くなかった理由」として「大学の施設、設備が良くない」の項目を選択した本学部学生は21.8%であり、「講義がおもしろくない」(16.9%)を抑え、イメージ低下要因の第1位となっている。(なお、人文社会科学棟に関しては、平成25年度に改修予定である。)

## —研究科—

### 【観点に係る状況】

各専攻に学生用の自習室を設置している。自習室には、パソコンやプリンター等の情報機器やコピー機設置し、コピーカード(1000枚分)を配布している。また、各専攻には、学生の主体的な学習を支援するため図書・雑誌・資料を置く資料室や学生室を設置している。附属図書館は平日9時から22時(土日は9時から19時)まで開館しており専門雑誌や専門書の随時利用を保証するとともに、学生から要望のあった図書等は、教員が学生用図書に申請し附属図書館に配備するようにしている。

総合情報処理センターと連携し、すべての学生にセンターのネットワークIDを付与し、インターネットに接続可能としている。

また、臨床人間科学専攻では平成21年度に、実践的能力の向上とともに状況を分析して適切な対応策を提起できる広い意味での政策能力の基盤となる調査能力の向上に力を入れ、そのために、院生自習室や社会調査室等にシンクライアントならびに統計ソフトなども含めた情報基盤整備を行った。

### 【分析結果とその根拠理由】

自主的学習環境は、比較的十分に整備され、効果的に利用されている。

**【7-2】学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。**

### 【観点に係る状況】

・就職支援体制と取り組みについて：

人文社会科学部では、各学科選出の教員によって構成される学部・就職委員会が全学・就職支援課、学部・学務係、同窓会と連携・協力ながら、学生の就職活動を支援している。特に、平成23年度より、学生支援センターから就職支援についての専門的知識と経験を有する特任教授が学部・就職委員会に加わり、支援体制が刷新された。また、平成18年度に学部・インターンシップ委員会が就職委員会から独立・分離したが、同委員会との協力関係はその後も継続し、「マナー講座」開催などはインターンシップ活動との連携のもとに行われている。

就職支援には学生の具体的なニーズの把握が欠かせない。就職委員会では、全学・就職支援課が主体となって開催する支援事業に加え、人文社会科学部学生懇談会、厚生会理事会において学生からの希望、意見を聴き、それらを反映した支援を重点的に行っている。過去5年間に学部・就職委員会が企画・実施した「就職活動への実践的支援」は以下のようになる。

- ・ビジネスマナー講座を開催(インターンシップとの連携をはかり、7月開催)
- ・就職ガイダンスの実施
- ・学生支援センターと連携し面接対策講座(少人数での実践練習)
- ・学生支援センターと連携し、キャリア相談会を開催
- ・キャリア支援室の開設(平成21年度～)

上記の中で、23年度から新たにキャリア相談会を企画し、昼年6回・夜年2回開催した。重点課題として展開しているのは就職相談であり、エントリーシートや面接カードの添削の相談のみならず、就職支援カウンセラーと相談することで自分の就職活動、キャリア形成のヒントが得られるという効果が生まれている。



**観点7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。**

—学部—

【観点に係る状況】

- ・新学期冒頭に、教務委員が学年別・学科別の履修指導ガイダンスを実施している。
- ・とくに1年生に対しては、学科別の全体ガイダンスだけでなく、新入生セミナー担当者（指導教員）が個別に履修相談に応じ、履修申告状況のチェックを行っている。
- ・2年生以上に対しては、下記のような進級・履修ガイダンスを行っている。

【表7-2-1】

社会	・2年進級に伴うコース選択のために、「全体ガイダンス」と「コース別ガイダンス」を実施している。そして、コースごとの個別面接を通じて所属コースを決定している。
言語文化	・2年次からのコース選択をするため、1年次に「コース別説明会」を実施している。そして、コース別個別面接を通じて所属コースの決定を行っている。 ・卒業論文作成に向けた専門分野所属を2年次1年間の受講の後に最終決定する。
法	・2年進級時および3年進級時におけるゼミ選択に際し、「ゼミ・ガイダンス」（全教員参加）を行い、学生の希望を尊重して所属ゼミを決定している。
経済	・2年進級時にゼミ選択の「全体ガイダンス」を行うとともに、さらに「ゼミ別説明会」を開催して、所属ゼミを決定している。（夜間主コースは3年進級時）

- ・シラバスのデジタル化を実施し、WEB上でのシラバス閲覧を可能にしている（なお、デジタルに不慣れな1年生向けに、シラバスの印刷物（冊子）を配布している）。

【分析結果とその根拠理由】

- ・授業科目等のガイダンスは、教員の個別指導やシラバスのデジタル化などにより、おおむね適切に実施されていると認められる。

—研究科—

【観点に係る状況】

新学期冒頭に、学務委員が各専攻で履修ガイダンスを行うとともに、『履修の手引き』等に各教員の研究室の電話番号とメールアドレスを掲載し、学生からの申し出により助言や指導を行う体制をとっている。また、研究指導教員が個別に履修相談に応じ、履修申告状況のチェックを行っている。

シラバスのデジタル化を実施し、WEB上でのシラバス閲覧を可能にしている。なお、履修上の注意事項について、『履修に手引き』を印刷物（冊子）として配布している。

【分析結果とその根拠理由】

授業科目等のガイダンスは、研究指導教員の個別指導やシラバスのデジタル化などにより、おおむね適切に実施されていると認められる。

**観点7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。**

—学部—

【観点に係る状況】

- ・学習支援に関する学生のニーズを把握するため、授業評価アンケート、学部懇談会などを実施し、全学レベルではオピニオンボックスの設置がなされている。
- ・授業評価アンケートでは、学生の授業満足度を数値化するだけでなく、自由記述によって学習支援に関する学生ニーズを把握することが可能となっている。尚、授業評価アンケートに対する各教員のコメント「授業評価アンケートに込めて」が人文社会科学部のホームページにて学内限定で公開されている。
- ・平成 16 年度から、学部懇談会（昼間学生対象、夜間主学生対象各 1 回）を毎年開催し、授業や教育環境の改善、学習支援等に関して、直接学生の意見・要望を聞く機会を設けている。平成 19 年度からは、学生間の意見集約をより徹底するため、新入生セミナー各クラス、各ゼミ・コースから代議員を選出するという方式をとっている。なお、平成 21 年度より、懇談会前に文書で集約された学生側の要望と、懇談会当日に学生から上がった要望、それに対する学部側の回答（取り組みの成果を含めて）を、学部ホームページで公表しており、以下のアドレスから各年度の文書にアクセスすることができる。

<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/hyoka/index.html>。

- ・法学科、経済学科では、それぞれ法政学会、経済学会の活動の一環として、毎年、学生に購入を希望する図書を聞き、それに基づいて書籍の購入を行っている。
- ・また、法政学会、経済学会で学術講演会（年 2 回）を開催するにあたっては、事前に学生の希望を聴取して講師を選んでいる。
- ・従前より、学科ごとにコース制やゼミなどの少人数教育を通して、とくに指導教員が中心となって学生に対するきめ細やかな履修指導や学生相談・助言活動を行ってきた。
- ・各教員に配付される冊子『指導教員の手引き』には学生支援の指針が示されている。冊子には、指導教員は前期・後期各 1 回以上の個別面談を行い、その内容を「学生カード」に記録し、それによって系統的な助言や指導教員間の円滑な引継ぎを容易にすることが明記されている。また、学業面、精神面で困難を来している学生に対する対応についても記されている。
- ・全教員が毎週最低 1 時間のオフィスアワーを設定するとともに、学部ホームページ、各開講科目のシラバス、学務掲示板、各研究室ドアなどにその時間帯を掲示し学生への周知徹底を図っている。なお、学部ホームページには、教員全員のオフィスアワーが掲載されている。
- ・さらに教員の連絡先（メールアドレス、電話番号）を『履修の手引き』に記し、いつでも気軽に相談・助言を受けられる体制を整備している。
- ・本学部の教員を対象とした「学生支援等に関するアンケート」（平成 24 年 10 月実施）の結果によれば、各教員の学生相談活動の実施実績は以下の通りである。

【表 7-2-2A】

社会	・オフィスアワーにおける年間相談件数の平均は 5.1 件。1 件あたり平均 26.1 分。オフィスアワー外における年間相談件数は 10.9 件。一件あたり 30.3 分。
言語 文化	・オフィスアワーにおける年間相談件数の平均は 6.9 件。一件あたり平均 40.3 分。オフィスアワー外における年間相談件数は 10.5 件。一件あたり平均 30.3 分。
法	・オフィスアワーにおける年間相談件数の平均は 4.7 件、1 件あたり 33.8 分。オフィスアワー外の年間相談件数 8.8 件。1 件あたり 32.0 分。
経済	・オフィスアワーにおける年間相談件数の平均は 2.7 件。1 件あたり平均 18.6 分。オフィスアワー外における

年間相談件数は 10.3 件。1 件あたり平均 28.2 分

・上記のとおり、各種相談・助言体制はかなりの程度整備され、機能していると言える。しかし、学部懇談会では、一部の学生から「履修・単位取得などの問題について相談したいことがあっても、誰に相談してよいか分からない」「教員や職員によって返答内容が異なり戸惑う」といった声が寄せられている。そこで教務委員会を中心に相談体制の一層の強化を検討している。

・また、本学部教員は、以下の通り、授業時間外の学習・研究活動の支援を行っている。

【表 7-2-2B】

社会	大学院生の自主的研究合宿の講師、始業前 45 分間の統計セミナー（年 8 回）、大学院生対象心理査定研究会、心理療法をテーマとした集中自主ゼミ指導、中国近代史関係の史資料を読む会開催。
言語文化	年末年始の卒論添削（添付ファイルによるやり取り）、古文書講読の支援。調査の引率、読書会の開催、語学検定試験の予行演習、読書会、各国語の学習・研究活動支援。
法	夜間主演習に関わる発表準備の指導、新入生セミナーレポートの添削、読書会開催、卒業研究の指導。
経済	『経済論集』に向けた 3 年生の共同研究の指導。大学院受験指導、学生成果発表会に向けた指導、留学生の卒論についての文章チェック、毎年 2 泊 3 日のゼミ合宿、交換留学の準備指導。

・また、平成 24 年 10 月に実施された在学生対象の「大学生活・学習に関するアンケート」の結果によると、「学業や生活について、教員や相談員に相談する体制が整備されているか」という問いに対する本学部生の回答は、「そう思う」が 12.3%、「ややそう思う」が 38.9%、「あまりそう思わない」が 25.2%、「思わない」が 7.3%、「どちらとも言えない」13.8%、無回答 2.6%で、3.8%の学生が体制の改善を望んでいる。

・上記のアンケートによると、「学習支援体制が整備されているか」という質問については「そう思う」が 11.1%、「やや思う」が 59.0%、「あまり思わない」が 17.5%、「思わない」3.1%「どちらとも言えない」6.6%「無回答」2.8%で、改善を望む学生は 1.0%である。

・基礎学力不足問題に対処するため、経済学科では、1 年生向けに「経済数学 I」を開講し、大学受験レベルの数学と学部段階で必要とされるレベルの数学との隔たりを埋めている。

・学年末試験終了後、学科・学年ごとに修得単位数不足の学生を調査し、指導教員から単位不足の学生に対する面談による教育的指導が行われている。しかし、大学に登校していない学生、連絡がつかない学生など若干名については、指導教員による働きかけが困難な場合がある。

・夜間主コース(法学科・経済学科)では、平成 19 年度、再チャレンジ支援経費の予算措置を受け、とくに社会人学生に対する補習講座を開設した。具体的には、法学科では E-learning システムを活用した法学・政治学の基礎講座を、経済学科では実用英語の補習講座を開設した。(経済学科は平成 20 年度も講座を継続)

・留学生に対してはチューターを配置し、勉学面だけでなく生活面でのサポートを担当させている。なお、各年度の留学生数およびチューターの採用状況は以下の通りである。(表 7-2-2C 参照)。

【表 7-2-2C】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
留学生数	61	58	62	57	63
(正規留学生数)	(8)	(29)	(25)	(31)	(38)

チューター数	18	22	30	21	22
--------	----	----	----	----	----

(注) \*表中の留学生数は正規の留学生のほか、科目等履修生、研究生、特別聴講学生も含む。

この表を見ると、すべての留学生に満遍なくチューターが割り当てられているわけではない(平成24年度充足率は正規留学生で57.9%、全留学生で34.9%)が、交換留学生については制度的に100%チューターを割り当てている。また、その他の留学生(正規生留学生・交換留学生以外の研究生や科目等履修生)についても、希望があれば可能な限りチューターの配置を行っているが、チューター制度そのものの案内をあまりしておらず、また2年生以上の学生については大学生活に慣れることもあってチューター割当の希望があまり出ていない。

- ・留学生に対する教育指導・支援体制を一層充実させるため、留学生に対するアンケート調査を実施している。また、学部の授業のなかで「日本語上級作文Ⅰ・Ⅱ」を開講し、学部としても留学生の日本語教育に取り組んでいる。

- ・毎年4月に留学生歓迎会を開催し、学部・大学院の留学生と国際交流委員会とが懇談し、留学生同士の交流の場とするとともに、留学生の要望や生活支援について相談する機会としている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

- ・学生ニーズの把握という点では、個々の教員レベル(授業評価アンケート)、学部・学科レベル(学部懇談会など)での対応がなされ一定の成果を上げているが、今後より組織的な対応を強めるための工夫・改善も必要と思われる。

- ・指導教員を中心とする相談・助言体制が整備され、さらに教員の研修体制も確立されているという点で、おおむね適切に学習相談・指導が行われているとあってよい。実際にも、多くの教員が学生からの相談を積極的に受け入れ、そうした相談活動を通して問題解決に至っている事例も多い。

- ・要特別支援者に対する学習支援、とくに基礎学力不足者、修得単位数不足者への対応は適切に行われている。
- ・夜間主コースを中心に、社会人学生への支援も適切に行われている。

### 一研究科一

#### 【観点に係る状況】

学習支援に関する学生のニーズを把握するため、研究科として専攻ごとに、院生懇談会などを実施している。また、学生数が教員数に比べてかなり少ないので、研究指導教員を中心に個々の教員レベルで、学生のニーズをきめ細かく把握し、学習支援を行なっている。

専攻ごとに少人数教育を通して、とくに研究指導教員が中心となって学生に対するきめ細やかな履修指導や学生相談・助言活動を行ってきた。さらに教員の連絡先(メールアドレス、電話番号)を公開することにより、いつでも気軽に相談・助言を受けられる体制を整備している。

留学生については、留学生用総合講義(日本文化事情、日本社会事情)を必修科目として開講している。

社会人学生を対象に長期履修制度を導入し、履修上の便宜を図っている。また、大学院設置基準第14条特例による夜間開講・土曜日開講を実施し、社会人学生が就労しながら学ぶための弾力的な時間割編成を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生ニーズの把握という点では、個々の教員レベル・専攻レベル(院生懇談会など)での対応がなされ一定の成果を上げているが、今後より組織的な対応を強めるための工夫・改善も必要と思われる。

研究指導教員を中心とする相談・助言体制が整備され、おおむね適切に学習相談・指導が行われているとあって

よい。実際にも、多くの教員が学生からの相談を積極的に受け入れ、そうした相談活動を通して問題解決に至っている事例も多い。

留学生や社会人に対して、適切な学習支援が行なわれている。

**観点 7-2-③ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。**

**—学部—**

**【観点に係る状況】**

・本学部教員のサークルや自主ゼミなど学生の課外活動に対する支援等の実績（平成 20 年度～24 年度分は以下の通りである。

【表 7-2-3】

社会	サイクリング部、美術部、軽音楽部、学生サークル「静大ベスト」の顧問。
言語文化	演劇部、写真部、漫画研究会など4名の教員がサークル・部活動の顧問を務めている。
法	模擬裁判実行委員会の活動に対して、毎年、多くの教員が協力している。 バドミントン部、テコンドー部、将棋部、囲碁部、学生サークル「法社会学研究会」、「自遊時間」の顧問。
経済	軽音楽部、学生サークル「Ibuki」、「The eggs of peace」、リアカー（リサイクル）顧問。

【参照】模擬裁判実行委員会ホームページ

(<http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Library/1351/>)

【参照】法社研ブログ (<http://housyaken.jugem.jp/>)

・全学レベルでは、サークルの代表者と教員を出席者とする「運動会・文化系サークル定例会」が毎年開催され、学生の要望を聴取し、予算の範囲内で必要な支援を行うとともに、大学側からは、安全やマナーの遵守等について注意喚起を行っている。

・平成 24 年 10 月に実施された在校生対象の「大学生活・学習に関するアンケート」の結果によれば、「サークル活動、課外活動に対し大学としての支援が行われているか」という問いに対する本学部学生の回答は「そう思う」8.9%、「やや思う」29.9%、「あまり思わない」25.4%、「思わない」10.1%、「どちらともいえない」22.7%、「無回答」3.0%で、改善を望む学生は6.0%である。

**【分析結果とその根拠理由】**

・平成 20 年度～24 年度にかけての実績から見る限り、相当数の教員が学生の課外活動に対する支援を行っていると思われる。

・大学として組織的にサークル等課外活動支援を行っているが、そうした側面については学生に伝わりづらい側面がある。毎年開催される学部の学生懇談会では、サークル棟のスペース不足、老朽化、騒音の問題について毎回不満の声があがっているが、予算の制約のため、解決に至っていないのが現状である。

**観点 7-2-④ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。**

## —学部—

### 【観点に係る状況】

- ・生活支援等に関する学生ニーズを把握するために、毎年学部懇談会を実施し、ハラスメント対策としてハラスメント相談箱を学部の2カ所に設置し、全学的な多様な要求を把握するためにオピニオンボックスを設置している。前述の「大学生活・学習に関するアンケート」の結果によると「オピニオンボックスなどで学生が意見を言う体制が整備されていると思うか」との質問に対する回答は「そう思う」16.9%、「ややそう思う」29.8%、「あまり思わない」27.4%、「思わない」7.5%、「わからない」24.1%「無回答」3.0%である。
- ・平成24年10月に学部教員対象に行った「学生支援等に関するアンケート」の結果によれば、特別な配慮を必要とする学生への過去5年間における指導件数（教員一人あたり）は、以下のとおりである。
  - ・単位取得不測の学生への履修指導 1.4 件
  - ・精神的・身体的な問題を抱えた学生への指導 4.6 件
  - ・経済的困難を抱えた学生への指導 0.2 件
  - ・その他の困難を抱えた学生への指導 1.3 件
- ・平成17年度より、学部全教員を対象に毎年「学生指導研修会」を開催している。教員より希望のテーマを募り、それに沿って講師を依頼し、学生支援に資するテーマでご講演いただいている。
- ・各学科から1名ハラスメント相談員を選出し、相談員はハラスメント相談箱への投書をチェックするとともに、学生の相談に応える体制を整備している。ハラスメント相談員は、新入生セミナー講演会において「ハラスメント防止」に関する講師も務め、セクハラ、アカハラ、パワハラなどの悩みを抱え込まないよう学生に呼びかけている。
- ・前述の「大学生活・学習に関するアンケート」の結果によると、「生活支援体制が整備されているか」という質問に対する回答は、「そう思う」11.9%、「やや思う」49.0%、「あまり思わない」20.2%、「思わない」3.4%、「どちらとも言えない」12.7%、「無回答」2.8%である。
- ・また、同アンケートによると「進路支援体制が整備されているか」という質問については「そう思う」9.1%、「やや思う」43.2%、「あまり思わない」22.1%、「思わない」4.8%、「どちらとも言えない」18.3%、「無回答」2.5%である。
- ・なお、法学科・経済学科は、1990年代前半まで、学生生活実態調査を定期的に（ほぼ5年ごとに）実施してきた。これにより、学生の勉強時間からアルバイト収入の状況に至るまで、マスとしての学生像を的確に把握することが可能であった。そして、これらの情報が学生生活支援、カリキュラム改善に裨益するところ大であった。しかし、90年代後半からは、予算的な問題もあって、このような実態調査は長らく行われていなかった。平成21年になりようやく本学において第1回目の「学生生活実態調査」が実施され、160頁に及ぶ詳細な報告書が纏められた。こうした取り組みを定期的に行うことは今後の重要な課題である。
- ・健康相談（メンタル面も含む）については、全学保健センターの専門医が対応している。
- ・大学生活上のさまざまな相談については、指導教員、学部の学生委員、全学の学生相談室（教員とカウンセラーで構成）があたっている。
- ・学生の相談事のなかには、指導教員、学生委員、保健管理センター、学生相談室の緊密な連携をはかる必要があるものもある。そうした点については、『指導教員の手引き』の記述や「学生指導研修会」での講演により、教員の認識は高まってきているが、現時点では、明確な組織的連携・協力体制が確立しているとは言い難い。
- ・進路相談については、指導教員と就職委員および全学のキャリアサポート部門特任教授が対応している。
- ・各種ハラスメント相談に対応するため、平成19年度、従前のセクシュアル・ハラスメント対策委員会を改組

し、新たにハラスメント対策委員会を設置した。また、平成 21 年度よりハラスメント相談員が各学科から 1 名選出され、ローテーションにより 4 学科のうち 2 学科は女性委員枠となっている。各相談員は学生の相談に応じると共に、ハラスメント相談箱への投書の有無をチェックし、投書に対しては迅速に対応できるよう体制を整えている。

・全学的に学生からの声を受け止める投書箱としてオピニオンボックスが設置され、そこに投入された質問や要望については学部として対応しているが、近年、オピニオンボックスへの投書件数は減ってきている。オピニオンボックスの利用状況（人文学部関係投書件数）は以下の通りである。

【表 7-2-4】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
投書件数	5	1	2	0	2	0	0

注) 平成 24 年度は平成 25 年 2 月 1 日までの数字。

平成 24 年 10 月に在学生対象に実施された「大学生生活・学習に関するアンケート」の結果からすると、制度の周知が不十分であることが伺われる。

・学生への指導助言活動を適切に実施するため、平成 17 年度以降、毎年、保健管理センター（平成 24 年度より保健センターに改称）の精神科医などを講師に招き、学部全教員参加の「学生相談研修会」を開催している。

・各種相談に関する相談窓口（教務委員・学生委員・ハラスメント相談員の氏名と連絡先）を掲出している。  
 ・実際の相談事の処理手順を見ると、まず最初に指導教員が対応し、そこで解決できない問題は各種委員会に持ち込まれるというのが一般的であり、その意味で、現行の指導教員制はおおむね有効に機能しているといえるが、指導教員が各種休暇を取得する際の指導学生への指導に関する引き継ぎの方式が明確にされておらず、この点は改善を要する。

・平成 23 年度に、学生に対する複数指導体制（副指導教員導入など）について各学科で検討がなされたが、結論に至らなかった。指導教員の不測の事態なども考えると、副指導教員を決めておくことは必要なことと考えられる。

・平成 24 年 10 月に実施された「大学生生活・学習に関するアンケート」の結果によれば、「健康管理およびカウンセリング制度が整備されている」との問いに対する本学部生の回答は「そう思う」16.4%、「やや思う」46.3%、「あまり思わない」14.7%、「思わない」3.5%、「わからない」17.1%、「無回答」2.0%で、改善を希望する学生は 1.1%である。

・同アンケートによれば、「就職情報提供窓口が整備されているか」との問いに対する本学部生の回答は「そう思う」11.6%、「やや思う」40.8%、「あまり思わない」19.7%、「思わない」3.2%、「どちらとも言えない」22.1%、「無回答」2.5%で、改善を希望する学生は 14.2%である。

・留学生については、平成 20 年度に新設した人文学部奨学金制度（後出）の留学生枠（1 名分）を設け、平成 24 年の学部名称変更に伴い「人文社会科学部奨学金制度」と改称して、制度を維持している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部レベルでは、学生ニーズの個別的な把握はかなりの程度適切に行われていると認められる。今後は、全学的な学生生活実態調査を継続していくことが課題となる。

＜全学委員会・センター—学部委員会—指導教員＞という多層的な相談・助言体制が整備・確立されているという点で、制度的課題はあまり見当たらない。問題は、この体制が十分に機能しているか否かという点である。少なくとも直接に学生に接する指導教員レベルの対応はうまく機能していると評価できるが、学部全体からみた



場合、学生の十分な満足を得るには至っていない。

・前述の「学習支援等に関するアンケート」の結果からすると、特別な配慮を必要とする学生への指導は、概ね教員一人につき、年に1件強である。教員生活においては、こうした特別な配慮を必要とする学生への指導に当たる場面が必ずや生じると見るべきであり、「指導教員の手引き」を熟読し、学生指導研修会にも参加しヒントを得ておくことが必要である。困難な事例については、教職員間の連携を図ることが必要である。

・問題行動を起こす学生や学業不振の学生の中に、指導教員との連絡が途切れてしまっている例がかなりの割合で見られる。全体からすればごく少数の学生であるが、大学から足が遠ざかりがちな学生にこそ指導や支援が必要となるという現実がある。教員の多忙化が進む中で困難な課題であるが、こうした視点を持つことが教員に求められている。

学部で可能な個別対応のレベルでは、適切に生活支援等が行われていると認められる。

## —研究科—

### 【観点に係る状況】

- ・生活支援等に関する学生ニーズを把握するために、オピニオンボックス、院生懇談会などを実施している。
- ・予算的な問題もあって、学生の生活実態調査は一度も行われていない。それだけに、本研究科として組織的に学生の勉学・生活実態調査を定期的に行うことは今後の重要な課題である。
- ・健康相談については、全学保健管理センターの専門医が対応している。
- ・大学生活上のさまざまな相談については、研究指導教員、学務委員、全学の学生相談室（教員とカウンセラーで構成）があたっている。
- ・進路相談については、指導教員と就職委員等が対応している。
- ・全学的に学生からの声を受け止める投書箱としてオピニオン・ボックスが設置され、そこに投入された質問や要望については学部として対応することとしている。
- ・留学生については、学内外の奨学金の募集情報を可能な限り紹介し、推薦状を積極的に書くなどの努力を行っている。しかし、予算上の制約からきわめて不十分な状態にある。

### 【分析結果とその根拠理由】

専攻レベルでは、学生ニーズの個別的な把握は適切に行われていると認められる。今後は、学生生活実態調査を実施するなど全体的な学生ニーズ把握が課題となる。

学生の健康相談、生活相談、進路相談等のために、必要な相談・助言体制はある程度、整備され、機能しているが、十分ではない。

- ・生活が困難な留学生などに対する生活支援等は十分に行なわれているとはいえない。

## 観点 7-2-⑤ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

### —学部—

### 【観点に係る状況】

・平成 21 年に刊行された「静岡大学学生生活実態調査報告書」によれば、静岡大学の家計支援者の年間収入は、国立大平均値より約 200 万円低い 593 万円である。学生の主たる収入については、「家庭からの援助」が 49.2%、アルバイトが 34.1%、奨学金が 14.7%となっており、家計からの支援を主たる収入としている学生が全国平均よりも少なく、アルバイト収入を主たる収入としている学生が全国平均よりも多い。「アルバイトにより学業に支障が出ている」と答えた学生の割合は少ない(4.7 %)ものの、決して恵まれた状況にあるとは言えない。平成 24 年 10 月に実施された在学生対象の「大学生生活・学習に関するアンケート」の結果によれば、本学部学生の一週間平



均のアルバイト日数は「1日以下」6.6%、「2日」15.5%、「3日」26.0%、「4日」16.9%、「5日」9.6%であり、アルバイトをしていない学生は25.1%である。アルバイトに社会勉強や自己実現の意味もあるとはいえ、経済的困難から学業の時間が充分に取れないほどアルバイトに励まざるを得ない学生も相当数存在するものと推察される。

ちなみに同アンケートによれば奨学金を得ている学生は41.0%、受けていない学生は58.9%、無回答0.1%である。家計水準に比して奨学金受給率は低いが（全国平均は53.5%）、学生に対する経済面での支援が重要な問題であることに変わりはない。

・経済面の援助については、学生支援機構を通じた奨学金制度の紹介や申請のサポートを行うとともに、平成18年度より学部独自の制度として「人文学部奨学金制度」を創設し、平成24年度の学部名称変更に伴い「人文社会科学部奨学金制度」と名称を替え、制度を維持している。これは、「学業成績に優れ、経済的理由により就学困難な者」（A型）と「学業成績が特に優れた者」（B型）である学部生4名（A型・B型各2名）並びに大学院生1名（A型）の計5名に対して年間20万円を支給するものである。なお、平成20年度からは、A型のなかに留学生枠（定員1名）を設けた。

- ・人文学部奨学金制度の運用開始後は、毎年定期的に学部所属教員に拠金を呼びかけ、賞与からの天引き方式で基金の充実を図っている。奨学寄付金の受け入れ状況は、以下の通り。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
件数	15	66	56	58	68
金額	185,000	567,000	477,000	568,000	784,000

・また、家族が東日本大震災の被害を受けた学生に対しては、全学措置として、被害の程度に応じ、平成23年度及び24年度の授業料の免除や半額免除、支援金の支給を行った。また平成23年度には、本学部の学生厚生会からも支援金を支給した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

・独自財源を持たず、かつ毎年配分子算額を削減されている学部が、単独事業として学生への経済的援助（奨学金給付・貸与、授業料免除など）を行うというのは極めて困難である。これは、本来、全学的課題であって、学部が責任を負うべき課題ではない。

・にもかかわらず、そうしたなかであって、上記奨学金制度を立ち上げ、学部独自に学生支援を行っているということは高く評価することができる。

・しかし、給付対象者は毎年4名にとどまっているため、残念ながらその効果は限定的である。

### —研究科—

#### 【観点に係る状況】

・経済面の援助については、学生支援機構を通じた奨学金制度の紹介や申請のサポートを行うとともに、平成18年度より学部独自の制度として「人文学部奨学金制度」を創設した。これは、「学業成績に優れ、経済的理由により就学困難な者」（A型）と「学業成績が特に優れた者」（B型）である学部生4名（A型・B型各2名）並びに大学院生1名（A型）の計5名に対して年間20万円を支給するものである。なお、平成20年度からは、A型のなかに留学生枠（定員1名）を設けた。

・人文学部奨学金制度の運用開始後は、毎年定期的に学部所属教員に拠金を呼びかけ、基金の充実を図っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

- ・独自財源を持たず、かつ毎年配分予算額を削減されている学部が、単独事業として学生への経済的援助（奨学金給付・貸与、授業料免除など）を行うというのは極めて困難である。これは、本来、全学的課題であって、学部が責任を負うべき課題ではない。
- ・にもかかわらず、そうしたなかにあって、上記奨学金制度を立ち上げ、学部独自に学生支援を行っているということは高く評価することができる。
- ・しかし、大学院生の給付対象者は毎年1名にとどまっているため、残念ながらその効果は限定的である。
- ・なお、臨床人間科学専攻では、「学生の学外研修支援事業」として実習授業のほかに、専門職などを対象としたさまざまな研修会等に学生が参加し、臨床実践力を高め各分野の現場状況について理解を深めることを奨励した。そのための学外研修支援事業として、平成 21-23 年度研修・授業外の学外実習 のべ 51 名、114 件、学会・学術集会参加 のべ 35 名、56 件、総計 のべ 86 名、170 件で、その参加費用を支援した。

### －留学生－

留学生への経済的支援について

学外の諸団体が私費外国人留学生にかかる各種奨学金を給付している。こうした情報を留学生に周知し、学部国際交流委員会で面接の上、推薦順位をつけ、全学委員会にあげて、そこで推薦者を決定している。こうした経済的支援によって給付を受けている留学生は 100 余名であり、増加傾向にある。給付額の総計は年間 1,400 万円から 1,900 万円程度であり、21-24 年度四年間の累計は 6,700 万円強にのぼる。（国費留学生を除く）（資料 3 参照）

(2) 優れた点及び改善を要する点

### －学部－

#### 【優れた点】

経済的に厳しい学生の割合が多い現状からみて、人文社会科学部独自の取り組みである学部奨学金制度が学生への経済的支援という点で果たすべき役割は重要である。

#### 【改善を要する点】

全学的な責任で、建物スペースを確保し、学習環境を整備することが必要である。

### －研究科－

#### 【優れた点】

授業料まで自己負担している学生の割合が多いという現状からみて、人文学部独自の取り組みである学部奨学金制度が学生への経済的支援という点で果たすべき役割は重要である。

#### 【改善を要する点】

生活が困難な留学生などに対する生活支援等はきわめて重要である。

(3) 基準 7 の自己評価の概要

### －学部－

学生に対するガイダンス・相談・助言・学習支援などに関して、教員個人レベルでの対応はいうまでもなく、学部・学科レベルでの組織的対応についても一定の成果を上げていると評価することができる（もちろん、個々具体的な点で改善すべき点を残しているが）。ただ、制度の周知が不十分なために、制度が活用されていない面もある。

学生支援等を実施する場合、その前提として学生の生活実態（学習・生活・経済状況など）を総体的に把握することが不可欠である。平成 21 年には、本学において第 1 回「学生生活実態調査」が実施され、160 頁に及ぶ詳細な調査報告書が刊行され、全教員に配付されると共に、大学のホームページにも報告書の PDF ファイルがアップされている。[http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/pdf/20100419\\_02.pdf](http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/pdf/20100419_02.pdf) 今後も、数年毎にこうした調査を重ねていく必要がある。

#### —研究科—

学生に対するガイダンス・相談・助言・学習支援などに関して、研究指導教員を中心に教員個々人のレベルでの対応はいうまでもなく、専攻レベルでの組織的対応についても一定の成果を上げていると評価することができる。

学生支援等を実施する場合、その前提として学生の生活実態(学習・生活・経済など)を総体的に把握することが不可欠である。今後は、この点に関して、研究科として組織的に調査活動を実施することが重要な課題である。

**【基準8】内部質保証システム**

**基準 [8-1] 教育の現状について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。**

(1) 観点ごとの分析

**8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身につけた学習成果について、教育の目的等と照らした自己点検・評価を実施、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。なお、自己点検・評価は、在学生、卒業（修了）生、就職先等への意見聴取等を踏まえ実施しているか。**

**【観点到係る状況】**

・自己点検・評価および検証の実施体制について

部局内の評価委員会が組織されており、近年では平成18年度および20年度に自己点検・評価を行い報告書が作成された。18年度には在学生に限らず、就職先への意見聴取も行われている。20年度については在学生への意見聴取に限定される形で点検が行われた。また、現在、在学生と卒業生についてはアンケート調査を、卒業生就職先については聞き取り調査を実施した。

点検・評価の実施条件として、教育目的・目標が明確であることが条件となるだろう。この点についてみると、人文社会科学部憲章には、育成・輩出すべき学生についての記載があり、教育目標となっている。また、平成24年11月となるが、学部および学科のディプロマ・ポリシー(DP)が策定された。

・教育活動・学習成果に関するデータ・資料の収集・蓄積について

**【表 8-1-1】**

データ		管理場所	管理責任者	管理・保存態様
学籍関係	学籍簿	学務係	学務係長	原簿/学務情報システム
	入学試験	学務係	学務係長	
入試問題				
授業関係	合否判定資料			
	カリキュラム	学務係	学務係長	学務情報システム
	授業担当者名			
	シラバス			
成績				
	授業アンケート	学務部	教務課長	PCにデータ保存。一部データはMDで保存。アンケート用紙原本およびCS分析シート(コピー)は教務チームが保管。
進級・卒業	卒業判定資料	学務係	学務係長	学務情報システム
	就職情報			
	進級判定資料			学務情報システム
教養教育				
学位授与	学士	学務係	学務係長	

	修士		
その他	各種統計資料		

(分析と評価)

評価委員会のもとに点検・評価の手續・手法が経験として蓄積されてきており、実施体制自体はある程度確立されている。ただし、問題として、少なくとも今回の評価対象期間についてみれば、人文学部憲章における教育目標の内容は高度に理念的な水準に止まっていたところがあり、実際に達成水準を評価しうるだけの具体性に欠けている。あるいは憲章に準じた下位項目やそのための尺度が作成されたわけではなかった。本年度（平成 24 年度）に策定された DP に基づく評価方法が今後検討される必要がある。現時点では、シラバスにおける「授業目標」には、各学科の DP を反映させることが、学部として取り組まれた。具体的には、学科 DP に記載された教育目標の、さらにどの能力—たとえば市民的素養か、より専門的能力か—の涵養が、その授業で図られるのかを、各教員がシラバスに記載することになる。

教育活動・学習成果に関するデータ・資料の収集・蓄積については、データ収集はなされているが、一元的な管理がなされていない。より有効にデータを活用していくためには、FD 関連データに限らず、教務関連のデータと合わせて集中的にデータを管理し、基礎的な集計については各年度末までに揃えられているような体制が今後求められよう。

**8-1-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。また、自己点検・評価及び外部者による検証結果に対して、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。**

【観点に係る状況】

平成 16 年度、および 20 年度には自己評価書が作成され、その上で外部者による検証も実施されている。その時に報告書において指摘された事項に関しては、学部の中期目標作成等の際に参考にされた。予算・人員等の制約があって外部評価委員の意見をそのまま取り入れられた事項は少なかったが、学部の進むべき途に関して、間接的に採用された事項が少なからずあった。

**8-1-③ 学部・研究科等の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

【観点に係る状況】

◇授業アンケートおよびコメントペーパーに関して

・学生による授業評価アンケートを、平成 16 年度以降、毎年、前期・後期ごとに実施している。授業評価アンケート自体は、授業の終了期間（第 13～15 回）になされる。ただし、授業を 5 回程度行ったところで教員各自が全学で用意されたコメントペーパー（その一つは簡易版のアンケートの形をとっている）を利用して、学生の反応・評価を知り、その後の授業改善に役立てることが、FD 実施委員会から促され、多くの教員が実施している。

・授業評価アンケートはすべての開講科目を対象に実施されているわけではない。演習や 10 人以下の講義科目は最初から除外されている。また、各教員は、年間最低 1 科目以上にアンケートを実施することがノルマとなっ

ている。実施率等については表4を参照されたい。

・授業評価アンケートの結果は、学務部・教務課で集計され、分野別の平均値も付される形で実施教員に配布される。各教員はこの結果に対して、授業評価アンケート実施報告書（「授業アンケート結果に答えて」）を作成する。そこでは、結果をどのように受け止めているのか、そして今後の改善点がある場合にはどのような点があるのかが記される。この「答えて」は、FD 実施委員会によって回収され、学部のホームページで公開（アクセスは学内限定）されている。実施報告書の提出率（推移）については表4を参照されたい。

・授業評価アンケートは大学教育センターで作成されるが、平成23年度より設問内容と測定方式が変化している。設問内容については表2および表3の通りであるが、測定方式については、平成22年度までは0点～9点で、平成23年度からは1点～5点になっている。設問内容の変化について補足すれば、それまで授業のごく基本的な項目——たとえば声の大きさ、板書の仕方など——を分けて聞いていたが、変更後は、学生がその授業に対してどれほど主体的に取り組んだか、関心や興味が開発されたか、そしてどれほどの双方向性を感じられたかといった点が重視される内容となっている。

・またコメントペーパーは、「授業評価」ばかりでなく、授業内容についての質問・疑問を学生から集めるためにも、ごく日常的に使用されている。なお、3種のコメントペーパーは事務室に常に一定量が用意されており、教員が各自の方法に従って選択し使用することになっている。

#### ◇学部懇談会に関して

・毎年1回（6月実施）、学生委員会の主導のもとに学部懇談会を開催している。学生の所属学科・所属コースを基本的な単位として、学生生活全般に関わる意見を聴取・収集した上で、学生希望者と教員（各種問題の担当委員など）との意見交換会が行われる。FDに関わる部分では、たとえば本年度、プロジェクトなどの機材について、教員がよりスムーズに使用できるようになることが学生から要望として出された。

【表8-1-3A】授業評価アンケート結果（学部平均点）の推移

年度 設問内容	平成19		平成20		平成21		平成22	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
設問1 教員の声が聞き取りやすい	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.7	7.7
設問2 板書(PPT等)が読みやすい	6.7	6.8	6.9	6.8	6.9	6.7	7.0	6.9
設問3 教材(教科書等)の使い方が適切である	7.2	7.3	7.3	7.4	7.4	7.2	7.4	7.4
設問4 授業の主題・テーマが明確である	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.7
設問5 開始・終了時刻を守ろうとしていた	7.6	7.4	7.6	7.6	7.7	7.6	7.6	7.6
設問6 授業の進度が適切である	7.1	7.2	7.2	7.3	7.1	7.2	7.2	7.3
設問7 学生の反応を確かめながら講義をしていた	6.9	7.3	7.1	7.2	7.1	7.0	7.1	7.3
設問8 学生に公平に接していた	7.6	7.6	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8
設問9 学生の質問・相談に応じる姿勢があった	7.5	7.8	7.6	7.6	7.6	7.6	7.7	7.8
設問10 学習の雰囲気・秩序を保とうとしていた	7.3	7.5	7.4	7.5	7.5	7.4	7.5	7.6
設問11 授業でシラバスの内容が反映されていた	7.6	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.7
設問12 授業の難易度は妥当である	6.8	7	6.9	7.0	6.9	6.8	7.0	7.0
設問13 授業を受けて知識・技術が身に付いた	7.4	7.5	7.5	7.6	7.5	7.5	7.5	7.6
設問14 総合的に判断して満足が得られた	7.2	7.4	7.3	7.4	7.3	7.2	7.3	7.3
設問15 この授業を他の学生や後輩に推薦したい	7	7.3	7.2	7.3	7.2	7.1	7.2	7.3

【表8-1-3B】

	設問内容	平成23	
		前期	後期
設問1	この授業の欠席回数を教えてください(数字を直接記入。5回以上は5を記入)。	2.4	2.6
設問2	自分は、この授業のために、授業外の学習(予習・復習)を積極的に行なった。	2.8	2.9
設問3	自分は、この授業の内容を、主体的に学ぶことができた。(この授業について、関連資料を調べた、友人と議論した、図書館を活用した等)	3.2	3.3
設問4	教員は授業の内容を分かりやすく説明する努力をしていた。	4.1	4.1
設問5	教員は学生の反応を確かめながら(双方向性のある)授業をおこなう努力をしていた。	3.9	4.0
設問6	シラバスや第1回目のガイダンスで説明された内容が授業に反映されていた。	4.1	4.1
設問7	成績評価の方法と基準が明確に示されていた。	4.0	4.1
設問8	コメントペーパー、メール、電子掲示板などが活用されていた。	3.5	3.5
設問9	この授業の内容を理解することができた。	3.6	3.8
設問10	この授業を受けて、新しい知識や考え方、技術が身に付いた。	3.9	4.0
設問11	この授業の内容は興味深く、知的好奇心が刺激された。	3.8	4.0
設問12	この授業を受けたことによって、さらに当該・周辺分野を学んでみようと思った。	3.6	3.8
設問13	授業の方法全般(声の大きさ、資料、板書の見やすさなど(内容を除き総合的に判断))で満足が得られた。	3.9	4.0
設問14	授業の内容全般(授業方法を除き総合的に判断)で満足が得られた。	3.9	4.0
設問15	総合的に判断して、この授業は満足できる授業であった。	4.0	4.1
実施科目数		57	57

【8-1-3C】授業アンケート実施報告書提出率

	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
教員数(A)※1	108	102	98	97	100
実施数(B)	89	104	102	102	104
<b>実施率(B/A*100)※2</b>	82.4	102.0	104.1	105.2	104.0
実施報告諸提出者数(C)	78	68	87	81	95
<b>提出率(C/B*100)</b>	87.6	65.4	85.3	79.4	91.3

※1: 教員数は各年度4月1日の数値

※2: 全学的に各教員が年に1科目以上の実施を義務づけられている。複数科目行う教員もいる。

(分析と評価)



・表4によれば、実施率は平成20年度より改善され、その後一貫して100%を超えている。少なくとも全学で求められる各教員1科目のノルマは達成されている。

・表2・3の授業評価アンケート結果（学部平均）の推移をみれば、過去5年で大きな変化はないが、たとえば総合的な満足（H22年度までは問14、H23年度は問15）についてみても分かるように、概ね「80点」のラインが維持されている。たとえばアンケートを開始した平成16年後期では70点であったことも考慮すれば、一定の評価ができよう。

・表4でみるようにアンケート結果に対する「応えて」（実施報告書）の提出率には多少波が認められるが、過去3年についてみれば平均して85%程度と高い水準を維持している。この数値からみても、授業評価アンケート結果は各教員の授業改善に一定度結び付けられていることが推測される。

実際、アンケート結果（数値だけでなく自由記述も含む）やコメントペーパーに基づく改善例として以下のような教員の経験を聴取することもできた。たとえば、声の大きさや話すスピードの改善、授業計画や評価方法の明示化、配付資料についての工夫（内容だけでなく学生がメモをするスペースの確保など形式的な側面についても）などがなされ、またその点についての学生の良好なコメントが返ってくることで改善の意義が確認されているというものである。

## **基準【8-2】教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。**

### **8-2-① ファカルティ・ディベロップメント（FD）が適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。**

#### **【観点に係る状況】**

・上述のように、授業評価アンケートの結果およびコメントペーパーでの学生の回答を踏まえながら、個々の教員は着実に授業改善に取り組んでいる。付言すれば、全学で用意されたコメントペーパーではなく、学生と応答を図るために独自に作成した用紙等を活用している教員も各学科で一定数いることが確認されている。

・また、学科を単位としたFD懇談会も年1~2回、開催されており、授業方法等についての意見交換会も行われている（表8-2-1参照）。

・そして、学科によって方法は異なるが、授業改善のための取組として、教員相互の授業参観や大学教育センタースタッフによる授業クリニックを導入しての授業研究会などが行われている。この点については、学科による相違もあるので表5にまとめた。

・他に、やはり学科を単位とした学生発表会が年に1度開催されている。概ね各学科内のコースやゼミを代表として3年生が研究発表を行うが、他学年の学生と教員が多数参加して質疑応答を行うものである。この発表会は報告書も作成され、教員にとっては相互の教育実践を知り啓発される重要な機会となっている。

**表5 平成21年度～23年度の各学科におけるFD活動**

	授業改善懇談会	授業参観
社会学科	年1～2回開催している。映像データの使用方法、学務情報システムの利用法、対話的講義の進め方などについて情報交換・共有がなされた。その他FD活動の方法自体についても議論がなされた。	H18年度より実施要項を定め、教員相互の授業参観を行ってきた。各教員が毎年1つは参観授業を提供し、また参観することを勧奨している。評価対象の3年間についてみると、参観された授業は平均14.6／年であり、各授業の参観者は1～2名程度となる。被参観者と参観者で学べた点・要改善点について所定の報告書をFD委員に提出している。
言語文化学科	年1回程度実施されている。	基本的に相互の授業参観については自由だが、実際に行われる例は少ない。特に開講者から呼びかけがあったいくつかの授業について、希望者が参加している。
法学科	H21～22年度は年1回開催している。e-learning systemの「パワーキャンパス」「学ぶ君」の活用、クリッカーの利用、成績不良学生のフォローの仕方、新入生セミナーの授業内容について意見交換を行った。	H20年度およびH23年度に実施されている。参観対象科目は、1年次配当専門科目(平成20年度)、授業評価アンケートで高い評価を得た科目(平成23年度)であった。H21,22年度は、法学科教員がFDシンポジウムに報告者として参加したため、その活動報告をもって授業参観に代えることとした。
経済学科	H22年度に1回開催した。授業アンケートの実施方法について、アンケート用紙・内容の改善点などについて検討した。また、教育上のGood Practiceの紹介なども行い、確認や情報の共有を図った。	H17年度より実施されている。大学教育センターに参観の依頼し、コメントをもらって改善に役立てる方式と、教員相互に参観し、感想を伝えて改善を図る方式で実施してきた。これらを同時に行う場合もあった。実施回数は平均約3回／年であり、参加者数は9.3人／年であった。

※その他、各学科で取り組まれている関連活動もある。たとえば、法学科では、学内競争資金・H23年度教育研究プロジェクト推進経費を活用し、「憲法総論」に法学科3年生以上で組織する学習支援ボランティア(SA)を配置し、1年生の学習相談に当たらせ、教員にその情報をフィードバックした。

(分析と評価)

- ・まず、授業アンケートおよびコメントペーパーの活用によって、授業改善についてのPDCAサイクルが定着しているものと評価できる。
- ・各学科で行われるFD懇談会では授業の技法についての情報交換・共有を行う機会となっている。たとえば、学務情報システムの活用法、映像資料の活用法、講義時間中の学生とのコミュニケーションの取り方などが共有されるようになった。
- ・また、学科によって形式は異なるが、授業参観も行われており、ここでも授業改善のための情報交換が行われ

ている。ただし、既に5年以上続けている学科では、提供授業数・参加者数が減少する傾向もあり、新たな取り組みや工夫も求められるところである。

### 8-2-1② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

・学習者の教育支援に当たるティーチング・アシスタント（TA）の採用状況は以下の通りである。

表8-2-2 TA採用状況

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
社会	15	24	32	21	23
言語文化	2	1	1	1	0
法	0	0	0	0	0
経済	11	8	11	15	12
計	28	33	44	37	35

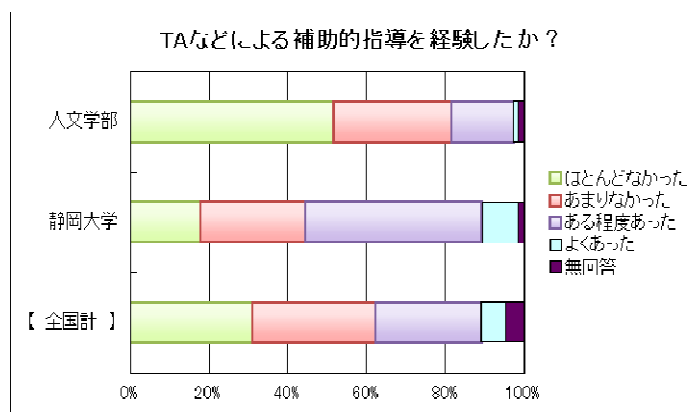
・TAに対する研修等の実施状況は以下の通りである。学部・学科レベルでは、4学科ともとくにTAに対する研修は実施されていない。TAの資質向上に関しては、大学教育センターから手引き書が配布された。

【表8-2-2A】

	研修内容	備考
社会	特に実施していない。	特記事項なし。
言語文化	特に実施していない。	特記事項なし。
法	特に実施していない。	特記事項なし。
経済	特に実施していない。	特記事項なし。

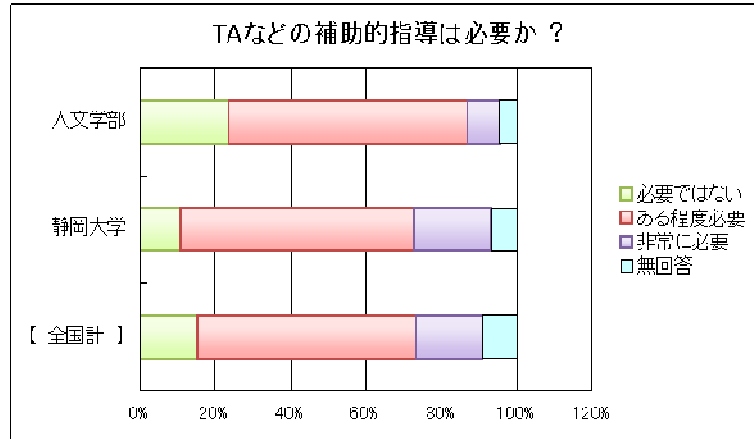
・以上のようなTAの配置は学生にどう評価されているのか。「全国大学生調査」（2008年）によれば、人文学部生は、全国平均に比べると、ティーチング・アシスタント（TA）などの補助的指導を経験していない学生の割合は著しく高い（「ほとんどなかった」と「あまりなかった」の合計は81.5%に達する、なお、全国平均は62.2%である）（図8-2-2B参照）。

【図8-2-2B】



その一方で、「TA などの補助的指導は必要でない」と考えている学生の割合（23.4%）も全国平均（15.1%）を上回っている。しかし、「非常に必要」「ある程度必要」の合計が72.0%に達していることにも注目する必要がある（全国平均75.8%）（図8-2-2C 参照）。

【図8-2-2C】



以上、要するに、人文社会科学部生は、TA などによる補助的指導を希望してはいるものの、実際はその希望が適えられていない状況にあると思われる。今後は、より具体的にどの授業に対して補助的指導が期待され、またどの授業に対しては必要ないのかを明らかにしたうえで、適宜、適切なTAの配置等を検討する必要がある。

（分析と評価）

・学科による相違もあろうが、TAを必要とする授業数に比して、大学院の規模が小さいため、十分な配置ができないという問題は構造的に存在する。

・また、共通の研修会などが開かれてこなかったことの原因として、二つの理由が考えられる。一つは、業務内容がプロジェクタ等機材の設定や配布物の印刷という水準に止まることにより、とくに研修を必要としなかった可能性。

もう一つは、そうした水準を超えた業務については、担当授業に関わる—つまりは専門分野に関わる—固有性が高く、分野横断的な研修等があまり有効ではないと考えられてきた可能性である。後者については、その資質の向上は、大学院生自身の研究能力の向上と一致する部分が多いところもあり、それは通常の研究指導として行われる。従って、TAとしての資質向上が図られてこなかったものと思われる。

しかし、TAの実際的な役割としてどのような水準のことがなされているのか、とりわけ高度な業務の場合には、担当教員はどのような点に配慮しているのかといったことについての情報の集約・共有が現在までなされておらず、こうした点からより有効なTAの活用法について議論していく必要があるだろう。

（2）優れた点及び改善を要する点

—学部—

【優れた点】

授業評価アンケートの実施結果を見る限り、開始時から授業の改善が進み、高い水準で維持されていることが分かる。それは、アンケート結果についての報告書提出率の高さからも伺われるが、個々の教員レベルでアンケートの結果を踏まえた授業改善の努力が継続的に積み重ねられている成果であると評価することができる。

また、各学科における教員相互の授業参観、授業改善懇談会、学生発表会等の取組が継続的になされており、

学部総体としてみても相当の蓄積になってきている。このため、単に教員個人の取り組みだけでなく、学科・学部レベルでの組織的取り組みも着実に積み重ねられており、一定の成果を上げているといえるだろう。

#### 【改善を要する点】

これまで学部・学科の各水準で DP が明確に定められていなかったため、各授業における受講生の評価は把握できて、組織的な単位における達成度の評価・検討は十分になされて来なかった。本年度に入って DP が定められたが、これを契機として組織的水準での教育成果を評価する方法を確立し、学科・学部の教育システム——やはり本年度になるが CP も学部・学科で定められた——とそのなかでの各授業の位置付けを定期的・循環的に検討していくような体制の構築が求められるだろう。

また、現在、学科単位で行われている授業改善懇談会などでは様々な議論がなされており、学部水準だけではなく全学的な水準での検討および一定の方向でのコンセンサスの確立が求められるような議題も多い。しかし、そうしたボトムアップ式的意思形成の手続きが不明瞭であり、教育の現場において関心を持たれた問題が深化されることなく、いわば立ち消えの状態になっていることも指摘できる。本学でいえば全学キャリアデザイン・FD 実施委員会の問題ともいえるが、FD に関わる全学的な議題形成・意思決定のあり方についても検討の余地があるだろう。

#### (3) 基準 8 の自己評価の概要

FD 活動は、授業評価アンケート、授業参観などを中心に着実に実施され、一定の成果を上げている。これは各授業・各教員の授業に関わる質・力量の向上を図る体制が整備されてきたものとして評価できる。ただし、学部・学科水準での教育目標に照らした検証、またその結果を受けた組織水準での教育システムの検討という意味でのシステムは、さらに確立されていく必要がある。付言すれば、ここにはデータの系統的な収集体制とともに一元的な管理体制が整備される必要性も含まれる。

ところで、上記の授業アンケートは基本的には全学委員会の主導のもとに導入され、人文社会科学部として高い水準で活用することができたものといえる。しかし今後は、現場的に関心を持たれている他の問題——教育懇談会等で問題となる議題——についても、必要なものについては全学で検討され、それがフィードバックされるようなシステムもさらに構築される必要性もあるだろう。

### 一研究科一

#### 【観点に係る状況】

多くの授業が超少数人数教育であるため、授業アンケートなどは調査しにくく、また大学院教育に特化したファカルティ・ディベロップメントはほとんど行われていないが、学部での取り組みが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると考えられる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部教育におけるファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると考えられる。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

院生懇談会で出た学生の意見は、専攻会議において大学院担当教員全員に紹介され、教育の状況に関する自己点検・評価に活用されている。

個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

平成 19 年度から、大学院自己評価FD委員会の下に、拡大のワーキング・グループ（WG）大学院教育改革準備委員会を設置し、大学院教育改革支援プログラムへの応募のために大学院教育課程改革に取り組んでいる。同委員会での議論を基礎に、専攻会議等において教育課程とカリキュラム改革の具体化を図っている。具体的には、大学院教育改革準備委員会を中心にアンケート調査、ニーズ調査、公開シンポジウムなどを行い、学生や社会からの要請を把握し、教育課程およびカリキュラムの改革に取り組んでいる。

#### 【改善を要する点】

授業評価等に関するアンケートは十分に行われていない。

大学院教育に特化した教育の質の向上や授業の改善策を講じる必要がある。

教育支援者や教育補助者に対し、研修等の取組が適切になされていない。

#### （3）基準8の自己評価の概要

教育活動の実態に関するデータ管理および分析という点では、一元的なデータ管理体制が確立しておらず、系統的・組織的なデータ分析も行われていないという点で問題点が残されている。

院生懇談会で出た学生の意見は、専攻会議において大学院担当教員全員に紹介され、教育の状況に関する自己点検・評価に活用されている。

平成 19 年度から、大学院自己評価FD委員会の下に、ワーキング・グループ（WG）大学院教育改革準備委員会を設置し、大学院教育改革支援プログラムへの応募のために大学院教育課程改革に取り組んでいる。

授業評価等に関するアンケートは十分に行われていない。

学部教育におけるファカルティ・ディベロップメントが、大学院の教育の質の向上や授業の改善に間接的に結びついている。

教育支援者や教育補助者に対し、研修等の取組が適切になされていない。

## 【基準9】管理運営

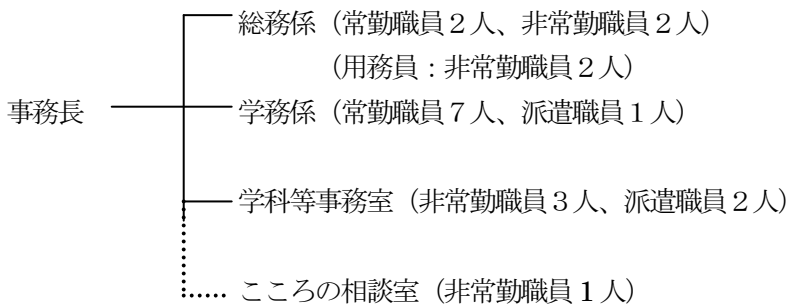
### (1) 観点ごとの分析

[9-1]管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。

**観点9-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。**

#### 【観点到に係る状況】

管理運営のための人文社会科学部事務部を下記のとおり組織し、人員を配置している。事務部組織は、本学部の総務を所掌する総務係、教務及び学生にかかわる業務を行う学務係、そして各学科の事務を行う学科等事務室をおき、事務職員を配置している。所掌事務内容は、別添「資料9-1：人文社会科学部各係の事務分掌」のとおりである。



\*なお、事務長は法科大学院の併任である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学部は4学科で構成され、それぞれ独自の「教育カリキュラム」もつために教務上の諸規則・諸規程が複雑であり学生に対する教務指導上の最終責任は各学科教務委員がもつ。しかし、学務係窓口で教務上の問い合わせ等を行う学生も多く、学務係職員の学生に対する責任ある対応に苦慮している。学部事務部への人的配置の増員等を検討する必要がある。

平成23年3月11日の東日本大震災を教訓として、大規模地震等の災害発生時における速やかな対応を可能とするために、平成23年度に各種要項等を改訂・整備した。現在、次の規定が整備されている。

- ・人文社会科学部緊急地震等対策本部設置要綱
- ・人文社会科学部地震等災害時・安否確認マニュアル
- ・人文社会科学部大規模地震時避難誘導マニュアル
- ・人文学部地震時自主防災隊の編成と活動
- ・人文社会科学部防災対策委員会が毎年度当初に行うべきことに関する覚書

また、自宅・アパートの標高と避難場所を記入できる「静岡大学地震防災カード」を全学部生、院生に配布し、記入を指導することにより防災意識の向上を図っている。これは、次年度以降も継続することとなっている。

毎年度、防災用品の更新及び拡充を実施している。現在、備蓄している防災用品は資料4を参照。

**観点9-1-② 学部・研究科等の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。**

**【観点に係る状況】**

全学の評価会議と協力して学生、保護者、卒業生及び企業等の就職先関係者に対しアンケート調査を実施し、そのニーズなどを把握している。また、学部および大学院別々に学生の声を直接聞くための学生懇談会を年1回開催している。学生懇談会で挙げた意見・要望には、学部長はじめ関係委員会でその対応を検討し必要な措置をとるとともにその結果を学部ホームページで学生に報告している。さらには、学内に設置されているオピニオンボックスへの投書という方式で学生は意見・要望を学長や学部長・研究科長に直接あげる仕組みを全学的に設置している。

教員は学科会議、教授会、研究科委員会等で学部・研究科の運営について意見を述べる機会が保証されており、また、具体的問題に関する意見・要望は各種委員会委員に直接述べることが出来る。

学部長と事務長は、事務職員が仕事上の意見・要望を上司に述べやすい環境を保持するよう努めている。

**【分析結果とその根拠理由】**

関係者の意見を聞きその声を学部・研究科の運営に反映するよう努め、可能なものは取り入れて学部・研究科の管理運営にあっている。ただし、予算措置が必要なものについては、対応が遅れることもある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

全学の評価会議と協力して学生、保護者、卒業生及び企業等の就職先関係者に対しアンケート調査を実施し、そのニーズなどを把握している。また、学部および大学院別々に学生の声を直接聞くための学生懇談会を年1回開催している。学生懇談会で挙げた意見・要望には、学部長はじめ関係委員会でその対応を検討し必要な措置をとるとともにその結果を学部ホームページで学生に報告している。さらには、学内に設置されているオピニオンボックスへの投書という方式で学生は意見・要望を学長や学部長・研究科長に直接あげる仕組みを全学的に設置している。

**【改善を要する点】**

関係者の意見を聞きその声を学部・研究科の運営に反映するよう努め、可能なものは取り入れて学部・研究科の管理運営にあっているが、慢性的な人員不足に起因する不満もあるため、組織改革や予算措置を含めて講じていく必要がある。

(3) 基準9の自己評価の概要

人員削減が進む中で、非常勤職員や派遣職員を利用して、管理運営体制に不備が生じないよう努力しているが、自ずと限界もある。東日本大震災を教訓とした危機管理体制の構築については格段に進歩したが、未だ解決すべき問題は多い。



## 【基準 10】情報等の公表

**[10-1] 学部・研究科等の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。**

(1) 観点ごとの分析

**観点 10-1-① 学部・研究科等の目的(学士課程であれば学科又は課程等ごと、大学院課程であれば専攻等ごとを含む)が、適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。**

### 【観点到係る状況】

本学部の教育の目的が定められている人文社会科学部規則は、毎年度入学生および学部教職員に全員配布している。また、毎年度発行の「人文社会科学部案内」に、学術憲章および学部・学科の教育目的・内容を記載し、ホームページ(<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/faculty/index.html>)にも掲載するとともに、教職員に配布している。毎年度の学期初めのガイダンスにおいて、各学科の教育目的・内容について説明している。

平成 24 年度には学部全体および各学科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、各学科の教育目的を明文化し、ホームページ等で公開した。

本研究科の教育目的については、毎年発行している冊子『静岡大学大学院人文社会科学研究科案内』に掲載し、大学院構成員に配布するとともに、上記のホームページでも人文社会科学研究科のアドミッション・ポリシーとして公開して、大学院構成員(教職員・学生)に周知している。

### 【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、教育の目的は、上記の冊子やホームページなどを通じて、入学(院)生、在学(院)生、教員、職員など学部および研究科の構成員に周知されていると判断する。

**観点 10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。**

### 【観点到係る状況】

#### 一学部一

人文社会科学部の「学術憲章」、「教育の目的」、「教育の方針」は、毎年度、更新・発行される『学部案内』とホームページ(<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/faculty/index.html>)に掲載するなど、社会に対し広く公表している。また、『学部案内』、毎年複数回開催されるオープンキャンパス(学部説明会)等に参加の高校生に配布するとともに、高等学校をはじめ関係諸機関に広く送付、公開している。

静岡大学は、基本理念や教育目的に従って全学共通の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を定めており、これに基づき、人文学部でも、より具体的なアドミッション・ポリシーを明確に定めている。それは、次のように明示されている。

### 【育てる人間像】

21 世紀の諸問題(地球環境問題、人口爆発と貧困、低開発と不平等、医療・福祉・教育・文化の発展、民族問題、経済社会の持続的成長、人口減少と少子高齢化問題など)に、社会、文化、政治、経済等の分野から取り組むために必要な専門知識と能力を身につけ、国際的な視野と幅広い教養を備え、人類社会の発展に貢献する市民・社会人を育成します。

### 【目指す教育】

人文社会科学諸分野の専門教育とともに、専門知識を生かして課題発見・問題解決する能力を育成するフィールドワーク教育（体験型教育）を行います。

### 【入学を期待する学生像】

人類社会が共に抱える諸問題に関心を持ち、人文社会科学に対する学習意欲と、そのための基礎学力を有する人の入学を期待します。

アドミッション・ポリシーは、静岡大学学生募集要項等の冒頭に記載され、静岡大学ホームページ上での公表はもとより、大学案内や学部説明会、関係機関への訪問等などにより、学内外に広く公表している。

人文学部では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）とそれに基づく選抜方針を周知し、多数の受験者を得るため、年に4回のオープンキャンパスを実施するとともに、静岡市中心部や浜松市などで、受験生や高等学校教職員を対象とする土曜進学相談会、学部説明会を年間30回程度開催している。夏期のオープンキャンパスには、人文学部全体で毎年1200～1300人程度が参加している。高校生対象の土曜進学相談会では、毎回およそ20名の受験生が参加している。また、学生募集要項、各入学試験に関する要項は、すべて静岡大学ホームページに掲載するとともに、静岡県内のすべての高等学校に配布している。静岡県外の高等学校に対しては、静岡大学への入学実績のある高等学校を中心に、これらの要項やチラシなどの配布をあわせて行っている。また、出張授業で高等学校へ出向いた折には、入試広報活動も併せて行っている。今後の課題としては、静岡市、浜松市だけで実施している学部説明会を、受験者の多い他県でも実施していくことが想定される。

### 【分析結果とその根拠理由】

本学部は、全学共通の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学部の特性を明確に示すアドミッション・ポリシーを定めている。さらに、この入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）はオープンキャンパスの実施、学部説明会の開催、学生募集要項のweb公開や高等学校への配布等によって、広く周知されている。

以上のことから、本学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は明確に定められているとともに、適切に公表、周知されていると判断する。

## 一研究科一

本研究科は、静岡県内唯一の総合的な人文社会科学系大学院であり、国際的かつ地域的期待に応えた先端的教育研究を展開している。スタッフは、人文学部の社会学科、言語文化学科、経済学科を基礎とする約80名の教員からなり、国立大学屈指の充実した教授陣を擁する文系総合大学院となっている。

なお、平成17年度に、それまでの法律経済専攻の一部から法務研究科が独立し、経済専攻が設置されたため、以下の資料もすべてそのような変更を踏まえて書かれている。

前述のような人材の育成には、多様な大学院生の個別のニーズに充分に対応する必要があり、そのため、高度専門職業人を目指す社会人（14条特例の社会人も含め）や人文社会科学系の学問・研究を母国であるいはわが国と母国との関係において生かそうと考える外国人留学生の積極的な受け入れも行い、それに対応できる教育を実施している。

教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が、研究科全体と専攻ごとに、次のように明確に定められている。

### 人文社会科学研究科 アドミッション・ポリシー

#### 1. 育てる人間像

個別領域を越えた学際的・総合的な学習と研究を通じ、広い視野と実践的学識・素養をもつ高度専門職業人と、

地域の課題にリーダーとして取り組み、改善策を提案し、地球の未来にも関心をもつ人材、分裂と衝突の時代を、共生と調和の時代に変えていく応用能力をもつ人材を育成します。

## 2. 目指す教育

人文社会科学研究科は、国際社会と地域社会に開かれた大学院教育の実践を基本方針として、専門性と学再生、国際性と地域性を兼ね備えた高度職業人の養成を理念としています。

## 3. 入学を期待する学生像

人類が歩んできた歴史を踏まえ、21世紀の国際社会が抱える諸問題に積極的に取り組む意欲をもち、人文社会科学の各分野に対し高度の研究意欲と実践意志を有する人の入学を期待します。

### 学科ごとのアドミッション・ポリシー

臨床人間科学専攻では、心理ケア、保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動などヒューマン・サービスや社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り実践的に活動する高度専門職業人をめざす人（既にその領域での職業経験を持つ社会人等を含む）を求めている。入学前のレディネスとして、研究方法を含む基礎学（倫理学・哲学、心理学、もしくは社会学）や関連する実践領域・実践活動についての基礎的な知識・技能もしくは経験、ならびに、人の生を尊重する態度・情熱・倫理観および感受性を兼ね備えていることが期待されている。

比較地域文化専攻では、人間社会と文化の探求、言語を媒介としたあらゆる精神文化への考察など、これらの学際的で高度な専門知識に対して強い関心をもち、グローバルな国際化時代に対応しうる広い視野と応用性のある研究能力をもつ高度専門職業人の育成をめざしている。より具体的には、さまざまな地域における共時的かつ通時的な社会現象や言語文化現象の解明を図りながら、物事の本質を見通す複合的な思考判断能力や学際的な実践応用能力を身につけたいと思う人材・資質を求めている。

経済専攻では、経済のグローバル化、情報化など現代の国際経済の諸問題や日本の社会経済問題に強い関心を持ち、それらの問題に取り組むための研究能力や高度な職業能力を身に付けることを目指す人材を求めている。とくに、将来、企業において経営管理・企業情報などの分野で高度な能力を発揮しようと思っている人や、地域の行財政の分野において地域経済政策などに貢献しようと思っている人を求めている。

このように、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は人文社会科学研究科全体および専攻ごとに明確に定められている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、毎年発行している冊子『静岡大学大学院人文社会科学研究科修士課程学生募集案内』に掲載し、関係する各方面に配布するとともに、静岡大学ウェブサイトの人文社会科学研究科のページ（<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/gradu/4-1.html>）でも公開して、大学院構成員（教職員・学生）に周知し、社会にも広く公表している。また、平成19年からは静岡大学大学院人文社会科学研究科説明会を開催し、受験希望者に対するきめ細かい説明と相談の機会を設けている。

#### （分析結果とその根拠理由）

本研究科では、研究科全体および専攻ごとに入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を上記のように明確に定めており、上記の冊子やウェブサイト、大学院説明会を通じて大学院構成員に周知され、社会にも広く公表されている。

### 観点10-1-③ 教育研究活動等についての情報が公表されているか。

#### 【観点に係る状況】

教育研究活動に関する中期目標・計画は大学のウェブサイトに掲載されて誰でも閲覧できるようになっている。「人文学部学術憲章」については平成16年3月に刊行された『静岡大学人文学部外部評価報告書』に掲載され、地元新聞紙でも報道された。その後人文社会科学部のウェブサイトおよび毎年発行される学部案内にも掲載されている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

中期目標・計画および「学術憲章」にある当学部・研究科の研究目的についてはインターネット、各種刊行物を通じて誰でも知りうる状態にある。

・自己点検・評価の結果等の教育研究活動等についての情報は、学部のウェブサイトへの掲載等により公表されている。

#### (3) 基準10の自己評価の概要

教育研究活動の目標、概要はホームページ等で随時公開されている。また、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育の目的についても平成24年度に見直し、明文化を行い、社会への発信に努めている。

## 【基準 11】 研究活動の状況及び成果

[11-1] 学部・研究科等の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

(1) 観点ごとの分析

### 観点 11-1-① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

#### 【観点到る状況】

人文社会科学部は研究上の目的を達成するため、4 学科 17 講座で、人文社会科学全体のかなりの部分をカバーする体制を取っている。講座は法学科を除いて修士講座で、修士課程の授業を担当しない法学科教員とその他の学科のごく少数の例外を除いて教員は学部を本務、研究科を兼務としている。人文社会科学研究科には臨床心理学講座を置き、4 名の本務教員を配している。その他、地域社会との研究連携を推進するための「地域社会文化研究ネットワークセンター」、特に経済学・経営学に関する地域連携のための「経済研究センター」、主にアジア研究およびアジアとの学術・教育交流を目的とする「アジア研究センター」、さらに大学院臨床心理学専攻の学内実習施設を兼ねる、市民を対象とした「こころの相談室」を附属施設として置いている。

採用・昇任にあたってはまず人事管理委員会を設け、設置基準を遵守するとともに、社会の要請、学生のニーズにフレキシブルに応えられるように、全体方針を決定する。採用にあたっては原則的に公募制を採り、当該学科 3 名、他学科各 1 名と委員長からなる個別の人事委員会を設置して、業績審査→候補者面接（模擬授業もしくはプレゼンテーションを含む）→教授会投票まで、段階ごとに各学科会の了承を得つつ、慎重に進めている。昇任についても公募および面接以外の手順は同様である。

研究の基礎となる研究費については財務マネジメント委員会が各学科の基礎的配分を決定すると共に、学科別競争的配分、学部競争的配分経費を設定し、執行部会議の議を経て学部・研究科の目的に合致した研究に然るべき研究費を配分している。

近年の運営費交付金の減額に伴って研究費も減少しているため、科研費を中心とする外部資金導入についてもサポートしており、科研費取得に向けた学習会の実施等を行っている。また、研究成果のうち、単行本については出版界の困難な事情にも鑑みて学部長裁量経費によって刊行助成を行い、人文学部研究叢書として発刊している（平成 17 年度から 23 年度までで 33 件、資料 5 参照）。

各個人の研究状況については自己評価書の提出によって絶えず検証するとともに、研究に対するインセンティブとして、優れた研究を発表した場合に特別昇給の対象とする措置もとられている。

その他、「特別研修制度」他を利用した研究専念期間（サバティカル制度）を設け、各学科の基準に従って授業・校務を免除する制度も作られている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

文科系のかなりの部分をカバーする総合学部として、時代のニーズに合う組織体制を作るよう努力しており、研究費の配分についても柔軟に対処しようとしている。優れた研究を生み出すよう、様々なインセンティブについても工夫している。

以下、各学科ごとに状況を記す。

#### 【社会学科】

##### 【観点到る状況】

静岡大学人文社会科学部憲章に謳う「地域社会をグローバルな課題の生きた現場として捉え、地域の特徴に根ざした教育研究の独創的展開を目指していかなければならない」という使命に基づき、社会学科は人間学、社会

学、心理学、文化人類学、歴史学という人文社会科学の専門分野における発展と連携に裏打ちされた「総合知」による教育と研究を目的としている。この学科の理念に基づき、大学院臨床心理学専攻と連携しつつ、人間学・社会学・文化人類学・歴史学という4大講座（平成25年度より5学科目制へ移行予定）による教育研究活動を行っている。例えば科学研究費を利用して、（平成17-19年度）「対人援助（心理臨床・ヒューマンケア）の倫理と法、その理論と教育プログラム開発」、（平成18-20年度）「薬の倫理学と薬剤師の倫理教育プログラムの構築及び薬の歴史文化論的研究」、（平成21-23年度）「エンハンスメント問題の倫理的・法的検討」等が（社会学科の教員を中核としつつも学科の枠を越えて）複数の専門分野にまたがる共同研究として行われてきた。

なお、研究活動の状況、特に著書・論文公表数、学会発表数等については毎年のデータを蓄積し、教員データベースに入力するよう推奨している。また、研究専念期間制度について、社会学科では学科としての制度を平成18年度に導入し、運営している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

専門性を担保しつつ、隣接分野の研究を支えとした教育研究体制は整備が進んできており、後に見るように、研究成果も多く挙がっている。但し、運営費交付金が削減されるなか、安定的な研究基盤を担保することが困難になりつつある。

### 【言語文化学科】

#### 【観点に係る状況】

言語文化学科では教育研究目標に「言語と文化の壁を越えて」を掲げ、既存の文学研究や言語学研究の枠内に留まらず、実践的な言語運用能力を媒介にして、広範な文化現象のさまざまな側面を深く探究し、学問としての未知の可能性を切り拓いていく教育研究を目指している。「一般」と「特殊」、「専門性」・「個別性」と「超域」・「越境」といった対照的な性格が学科の豊かさとなっている。

その実現に向けて、言語文化学科のコース編成は、〈地域〉に立脚した「日本・アジア言語文化」と「欧米言語文化」の2コースを、〈超域〉を旨とする「比較言語文化」コースが架橋するという弾力的な組織構成をとる。言語文化学科の教員組織は、学生が所属するコース・履修分野の体系と見合って、以下のように編成されている(括弧内は平成24年5月時点における専任教員の現員数、合計27名)。

日本・アジア言語文化コース (8)	日本言語文化 (5)
	中国言語文化 (3)
欧米言語文化コース (10)	英米言語文化 (6)
	ドイツ言語文化 (2)
	フランス言語文化 (2)
比較言語文化コース (9)	比較文学文化 (5)
	言語学 (4)

3つの大コースのもとに7つの小コースが配置され、それぞれが互いに連携しながら、言語によって表現される、あるいは言語学的方法によって分析可能な、全ての文化事象に関する研究教育を行っている。

専門領域も文学・言語・思想・芸術・歴史・宗教・文化など多岐に涉っており、研究教育の面からみてバランスの取れた組織となっていることも注目される。教員の採用にあたっては完全な公募制を採っており、厳正な人事手続きを行っているが、その結果、構成メンバー全27名中、女性が7名、外国人が3名を占める点が特色として挙げられる。特に日本アジア言語文化・欧米言語文化・比較言語文化の各コースに、それぞれネイティブ(中・米・韓)の教員3名を配置できたことは、実践的外国語教育を一層充実させ、学科全体の共同研究を遂行していく上でも大きな力となっている。

言語文化学科の学科会は隔週で開催され、研究・教育・学務に関するあらゆる議題が審議される。7つの小コースにはそれぞれ代表連絡委員がおり、コース会議も適宜に開かれ、研究から学務にいたるさまざまな情報を共有しながらさまざまな研究活動を展開している。

各人各様の研究と並行して、学科としての共同研究にも精力的に取り組んでいる。異なる言語同士の接触・対立・吸収・相互浸透などに特に関心を持つ教員が集まって、平成17年度から「翻訳文化研究会」を組織し、原則として月1回の研究会に加え、ゲストを招いて公開研究会も随時開催するほか、『翻訳の文化／文化の翻訳』と題した研究誌を年1回発刊している。研究メンバーが主体（代表者・分担者）となって申請した科学研究費も平成20年度から22年度まで3年間取得し、その研究結果を報告書にまとめたが、さらに24年度から再び3年継続の科研費を取得している。

教員を主体としたこれら共同研究とは別に、言語文化学科では一般学生の研究成果を広く公表するために、毎年12月に学生研究発表会を開催している。各小コースからそれぞれ選抜された7名の学生が、数年間かけて研究してきた自身のテーマについて教員・学生・一般市民に向けて発表するものである。外部評価開催年度には外部評価委員を招いて、学生に対する研究教育の質が保たれているか否か、第三者の公正な眼でチェックしていただいている。これは外部評価活動の重要な一環である。こうした学生発表会の内容や成果については、各年度末に4学科FD実施委員が中心になって編集する学生研究発表会成果報告書『人文学生発表会—しずおかの学びの場 [学びの場を大学と地方に広げる]』に詳しく報告されている。またこれとは別に言語文化学科では、3月末に当該年度の卒業生全員を対象とした『卒業論文要旨集』を継続して刊行し公表している。

以上概観してきた研究の諸成果は、社会学科と共同で年2回発行している紀要『人文論集』に発表するほか、各種報告書・学術著書の刊行や学会発表、人文社会科学部（言語文化学科）HPへの掲出等によって、専門学会のみならず、社会全体に随時発信している。またこれらの研究を支える資金としては、運営費交付金の他、科研費・学科別競争的配分経費・学部競争的配分経費・学部長裁量経費などが効果的に援用されている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上のことから言語文化学科は、各種の研究を推進していくための人的配置や学科組織が、適切に整備され機能していると判断する。

### 【法学科】

#### 【観点に係る状況及び分析結果】

法学科には、「国際関係法」、「公共生活法」、「企業関係法」、「社会生活法」、「法政理論」といった5つの分野ごとの括りがあり、各教員はこれらの分野のどれかに該当し、日常的な教育・研究が遂行されている。2012年10月1日現在、法学科所属教員の分野別数は以下のようなものである。

国際関係法 教授1、准教授0  
公共生活法 教授1、准教授3  
企業関係法 教授1、准教授4  
社会生活法 教授0、准教授2  
法政理論 教授4、准教授2

このように、法学科は教員数18名に対して、准教授が11名（61%）と比較的若い研究者が多いと言える。

教員の採用にあたっては、まず当該ないし関連分野の教員3名が人事委員として選出され、学部内に設置される人事委員会の構成員として、原則公募制に基づいて、応募のあった候補者の業績審査や面接を実施する。そして、教授会における投票までの間、段階ごとに学科における承認ならびに人事委員会を通じた各学科の了承のもとに慎重に採用の手続きを進めている。なお、昇任については、本人からの自己申告に基づいて手続きが開始さ

れるが、その後の手続きについて、公募ならびに面接以外は採用の場合の手順と同様である。

教員の研究の基礎となる研究費については、学部財務委員会による法学科への基礎的配分の他に、学部競争的配分経費等への申請等を通じて研究費の獲得に努力している。また、近年運営費交付金の減少に伴い、個人研究費も減少しているため、科研費と中心とする外部資金の獲得にも努力を傾けている。

また、各教員個人の研究状況については、自己評価書の提出が求められており、絶えず検証の機会が設けられている。

その他、学科独自に教員の研究専念期間（サバティカル制度）制度を設けており、全学の「教員特別研修制度」と共に教員個人の研究を促進するための機会が確保されている。

以上、学科内においても、時代のニーズに即した研究実施体制ならびに支援・推進体制を構築することができるように様々な努力を傾けている。

## 【経済学科】

### 【観点に係る状況】

経済学科教員は、専門研究領域にもとづき「経済システム」、「経済情報」、「公共政策」、「比較政策」および「経営情報」に編成されており、経済学、経営学領域の理論・実証研究をカバーする専門研究の実施体制が整えられている。

研究を支援・推進をするため、経済学科スタッフには、基本的に5年に1度、研究に専念する期間を保障している（サバティカル制度）。また、財政的な支援として、基礎的な配分（研究経費および教育経費）に加え、科研費、学内の各種競争的経費、また受託研究に関する情報を提供すると同時にその取得を推奨している。

また、学科内に研究報告委員を配置し、同委員の企画により定期的に「経済研究会」を開催し（年4回）、教員相互の研究の促進を図っている。なお、同研究会は、研究者はもとより広く地域にも公開としている。さらに、『経済研究』（年4回）、『経済研究センター叢書』（年1回）を発刊し、研究成果を公表する場を確保している。

こうした個人の研究を支援・推進する体制にくわえ、経済研究センターを設置し、同センターを中心に学科内に共同研究プロジェクト（平均年3本）を組織し、各種の競争的経費（科研費、裁量経費）を取得し、学科としての共同研究も推進している。

### 【分析結果とその根拠理由】

以上の点から経済学科は、専門研究を推進していくための人的配置や学科組織が、適切に整備され、円滑に機能していると判断される。

## 観点 11-1-② 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

### 【社会学科】

#### 【観点に係る状況】

研究テーマの選択、および研究の進行については基本的に教員個人あるいは教員集団の裁量に委ねられている。

また、平成18年6月に「社会学科研究専念期間に関する申し合わせ」を定め（平成24年5月に改正）、3ヶ月未満の研修は（コース内の了承を前提に）自由に、そして長期（6ヶ月以上1年未満）1名程度及び短期（3ヶ月以上6ヶ月未満）2名程度を認めるとしてきた。長期については赴任後5年を経過した者、短期は2年を経過した者という条件が付されている。研究専念期間を終えた者は「研究成果報告書」を提出し、とくに長期の者については「報告会」での成果報告を義務付けている。後に示すように、研究専念期間取得者は、念によって変動があるが、長期・短期合わせて年平均1.4人であり、申し合わせ制定時の想定を下回っている。



### 【分析結果とその根拠理由】

研究成果は、観点 11-2-①に示すように、十分上がっているように思われるが、研究専念期間制度利用が活発化していない点が課題として挙げられる。これは、学科独自の制度としての研究専念期間を取得した者の教育活動を代行する資源がないことが大きな要因であるように思われる。大学の「教員特別研修制度」での手当の貧弱さ（1部局1名を採用し、その1名につき非常勤1本）や、人件費枠の制限による学科の非常勤枠の大幅な削減という状況を考えると、学科だけでの努力では研究専念期間の充実には限界があることを示している。

### 【言語文化学科】

#### 【観点到に係る状況】

言語文化学科の研究対象や研究手法は、基本的に各人の裁量にまかされているが、日・英・独・仏・中・韓国・西・露語他の専門的語学力を前提にして、言語文化の新たな側面を探求していくことを基本的目的にしている。また、運営費交付金のみならず、科研費や学部および学科裁量経費を利用して、さまざまな切り口による各種共同研究も積極的に推進されている。

近年の校務多忙化に伴い、研究に充てられる時間が減少している事態に鑑み、半年ないし1年間集中して研究活動を行うサバティカル（研究専念期間・教員特別研修）制度も実施しており、研修後に提出が義務づけられている「教員特別研修成果報告書」の内容からも、個々の研究を一層推進する大きな支援になっていることがわかる。ただし、予算減による人員減少によって、本制度を利用する教員は最大でも毎年1名となっており、20名以上を数える学科としては決して多くない。予算面、人員面等の手当てにより、何らかの形で拡充が求められている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

言語文化学科の基本理念を踏まえた研究プロジェクトは、各種研究費のもとで積極的に企画され実行に移されているが、サバティカル制度等、研究時間を確保するための新たな方策が求められている状況にあると判断する。

### 【法学科】

#### 【観点到に係る状況及び分析結果】

研究テーマの選択、およびその研究の進行については基本的に教員個人の裁量にゆだねられている。教員個人あるいは学科内有志によるグループが、学部内競争的配分資金または外部資金を獲得しさらに研究を促進するため、様々なレベルで全学・学部内の支援体制を活用している。例えば、法学科教員と法科大学院教員の共同による静岡大学地域司法サービス研究会が県内及び県外地域における司法サービスの現状を調査・研究している。今後は外部資金を得て、この取り組みをさらに発展させることが望まれる。

### 【経済学科】

#### 【観点到に係る状況】

研究活動は基本的に教員個人、教員集団の自発性に委ねられているが、個々の教員の研究を組織的に支援する施策として、「経済学科集中研究要綱」（平成11年3月31日）、「経済学科集中研究要綱についての申し合わせ」（平成14年4月18日）を定め、これにもとづき研究専念期間を保障している。さらに、静岡大学教員特別研修制度の設置を受け、「教員特別研究の研修教員の選考方法に関する申し合わせ」（平成22年5月27日）を作成し、在外研修制度の円滑な運用を図っている。

また、『経済研究』（年4回）を発刊し、研究成果の公表の機会を保障している。なお、『経済研究』掲載論文は静岡大学学術リポジトリ（静岡大学付属図書館）をつうじて国内外に広く公開されている。また、定期的に「経

済研究会」(年4回)を開催し、経済学科スタッフ相互の研究の促進を図っている。

**【分析結果とその根拠理由】**

以上の点から、経済学科として研究活動を支援、推進する施策が適切に定められていると判断される。

**観点11-1-③ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。**

**【社会学科】**

**【観点到に係る状況】**

研究活動の状況、特に著書・論文公表数、学会発表数等については毎年のデータを蓄積し、教員データベースに入力するよう推奨している。

研究専念期間制度について、社会学科では学科としての制度を平成18年度に導入し、運営している。制度利用者には「研究専念期間報告書」の提出を義務づけており、長期の研究専念期間を終えた者は報告会において成果を報告することとなっている。

**【分析結果とその根拠理由】**

研究の質の向上・問題点の改善のための検証は必ずしも恒常的・組織的に行われていない。

**【言語文化学科】**

**【観点到に係る状況】**

研究活動の状況を把握する取組としては、年度ごとに実施されている教員データベースへの自己申告が指摘できる。著書・翻訳・論文・学会発表・学位取得を初めとした数値データは、毎年蓄積され項目ごとに客観的な評価がなされている。また数年ごとに実施される外部評価作業では、学外の複数の評価委員から指摘された問題点を検証し改善していく努力をしている。

質の向上や改善に結び付ける継続的な取組では、学科としての将来構想の下、女性教員や外国人教員の人事採用を公正かつ積極的に推進し、研究教育の面を重視した学科組織の強化を図ってきたことが指摘できる。さらに専任教員の昇任基準についても、言語文化学科に所属する教員特有の業績(翻訳作業や語学教科書執筆)の扱い方に十分配慮して、他の3学科とは違う言語文化学科独自の「申し合わせ」を作成し援用している。

**【分析結果とその根拠理由】**

以上のことから、研究活動の質的向上のための取組が適切になされていると判断する。

**【法学科】**

**【観点到に係る状況及び分析結果】**

研究活動の状況、特に著書・論文公表数、学会発表数等については、毎年のデータを教員データベースに入力するよう奨励されており、このことにより教員個人が自己の研究活動の状況を自己点検することができるようになっている。法学科では、学科内で定期的に所属教員の研究成果を報告し、参加者と検討する法政研究会を設けている。このような機会は、個人の研究活動の現状を見直すと同時に、新たな課題に気づきあるいは発見する重要な機会となっている。

**【経済学科】**

**【観点到に係る状況】**

教員の毎年の研究成果は、研究報告委員によって年度末にデータが収集され、翌年の『経済研究』の第1号に掲

載されている。くわえて教員は研究成果のデータを教員データベースに入力することが義務づけられている（なお、同データは教育・地域連携等のデータとともに処遇に反映されている）。こうした取組みにより個々の教員の研究成果が公開されるとともに、個々の教員は自己の研究活動に関して自己点検を行うことができるようになってきている。

さらに、経済学科では研究報告委員企画のもと「経済研究会」（年 4~5 回程度）を開催し、教員相互の研究の質を向上させる取り組みが行われている。また、サバティカル制度を利用した教員には、研究成果の『経済研究』等への公表とともに、「経済研究会」への報告が義務づけられている。また、教員が発表した著書や論文などの業績に関する合評会を定期的実施している。

【分析結果とその根拠理由】

研究活動の質の向上のための研究活動の状況を組織に検証し、問題点を改善する取組は行われている。だが、今後、いっそうの質の向上のためにはピア・レビューが必要である。このためレフリー制度を採用したジャーナルへの投稿を支援する制度等が必要と考えられる。

**【11-2】学部・研究科等の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。**

**観点 11-2-① 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。**

【観点に係る状況】

**【社会学科】**

平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間に、社会学科の教員が発表した業績は[表 11-2-1A]の通りである。年度による増減はあるが、おおむね活発な研究活動を示している。

**【表 11-2-1A】人文学部・人文社会科学研究科の研究実施状況(社会学科)**

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	計	年平均	教員一人当(年)
単行本(単著)	5	3	10	2	1	21	4.2	0.15
単行本(共著)(注1)	0	1	1	4	1	7	1.4	0.05
単行本(編著書)(注2)	7	5	3	6	5	26	5.2	0.19
論文(注3)	43	49	31	40	51	214	42.8	1.57
翻訳(注4)	11	5	3	1	2	22	4.4	0.16
学会発表	30	46	43	40	34	193	38.6	1.41
その他(注5)	30	41	37	41	34	183	36.6	1.34
サバティカル取得者	0	2	3	1	1	7	1.4	-
教員数	27.5	27.5	28	26.5	27	-	27.3	-

(注1)単なる分担執筆を除く。

(注2)共編著を含む。

(注3)共著論文を含む。

(注4)共訳を含む。単行本のみ。

(注5)新聞記事、事典項目、書評その他。

サバティカル(研究専念期間)制度にかんしてはおおむね年1～2名が活用しており、学内の支援制度以外に、「安倍フェローシップ」(H20. 8.13～21. 3.31)や「フルブライト奨学金」(H21. 8. 4～22. 8.18)による海外での長期調査も行われている。

また、地域との連携にかんしては、[表 11-2-1B]に示すように、地域の歴史関係の調査や意識調査が行われている。

[表 11-2-1B]受託・共同研究の実績

年度	内容・会社名等	金額
20	「東海道藤枝宿のマップ制作」藤枝市役所	500,000
21	「東海道藤枝宿のマップ制作」藤枝市役所	500,000
21	社団法人千葉県人権啓発センターからの委託事業「人権問題に関する市民意識調査」	962,000
22	社団法人千葉県人権啓発センターからの委託事業「人権問題に関する市民意識調査」	
22～23	静岡県民意識調査(中日新聞と共同、法・経済の教員も参加)	-
22	「静岡市手越向山遺跡の考古学的研究－弥生時代中期畠状遺構の調査－」(平成22年度・財団法人高梨学術奨励基金調査研究助成)	300,000

## 【言語文化学科】

### 【観点に係る状況】

平成19年度から平成23年度までの4年間に、言語文化学科の教員が発表した業績総数は以下の通りである。年度や項目ごとに多少の増減があるものの、総じて活発で安定した研究状況にあると言える。「成果物の公表件数」「国内外の共同研究」「競争的研究資金の応募件数」は年ごとに増加する傾向にあり、今後さらに拡大していく必要がある。また「科研費補助金の申請件数」のさらなる上乘せも大きな課題である。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研究出版物件数	27	28	22	26	25
研究発表件数	18	13	16	8	7
成果物の公表件数	21	21	12	21	30
国内外の共同研究件数	8	8	5	12	12
国内外の学術交流件数	11	9	10	11	10
地域との連携状況	14	17	13	16	12
科研費補助金の申請件数	14	13	14	11	11
その他の受託研究件数	2	2	3	2	3
競争的研究資金の応募件数	6	8	9	13	10

\*「研究出版物」には単著・共著・共編著・論文・翻訳が、また「成果物」には研究報告冊子・新聞記事・事典項目・書評などが含まれる。

**【分析結果とその根拠理由】**

バランスの取れた研究活動が活発に実施されており、その研究成果も4年というスパンで着実に積み上げていると判断する。

**【法学科】**

**【観点に係る状況】**

平成21年度から23年度にかけて、法学科教員が発表した業績数は以下のとおりである。

	21年度	22年度	23年度	合計
単行本（単著）	0	0	0	0
単行本（共著）	1	0	2	3
論文	13	14	25	52
書評・解説等	4	7	12	23
翻訳	1	0	4	5
学会発表	5	3	9	17
その他	1	2	3	6

法学科教員は教育、地域貢献、学内行政の負担を抱えながらも、研究者としての使命を達成すべく、熱心に研究活動を進め、その成果を主に論文という形で公表している。

また、法政学会を中心に法学科教員の研究紀要である『法政研究』も以下のように定期的に発刊されている。

平成19年度 『法政研究』第12巻1号、第12巻2・3・4号

平成20年度 『法政研究』第13巻1号、第13巻2号、第13巻3・4号

平成21年度 『法政研究』第14巻1号、2号、3・4号

平成22年度 『法政研究』第15巻1号、2・3・4号

平成23年度 『法政研究』第16巻1・2・3・4号

**【経済学科】**

**【観点に係る状況】**

平成19年度から平成23年度にかけての経済学科の教員の研究成果は以下のとおりである。毎年、着実に研究成果が公表されている。また、経済研究センターを中心に、地域への貢献といった学部の目標に沿った共同研究も実施されている。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
単行本数（単著）	0	0	0	2	2
単行本数（共著） *分担執筆を除く	0	1	1	0	1
単行本数（共編著） *共著論文を含む	8	1	1	0	3

論文数 *共著論文, 研究ノートを含む	26	30	33	39	40
翻訳数 *共訳を含む。単行本のみ	0	0	0	0	1
学会発表件数	10	9	12	16	14
その他 (本数) *調査、書評、新聞記事、事典項目、その他	4	7	8	11	14
国内外の共同研究件数	8	7	6	6	10
国内外の学術交流件数	2	2	2	3	2
地域との連携の件数	13	12	9	15	16

#### 経済研究センター活動実績

年 度	研究テーマ
平成 19 年度	静岡 SD モデルの開発
平成 19 年度	地域観光経済モデル構築と支援策
平成 19 年度	地域経済の面的再生への政策提言
平成 19 年度	国立大学法人の市場化に関する研究
平成 20 年度	地域別経済指標に基づく静岡 SD モデルの開発
平成 20 年度	ヒアリング調査にもとづく静岡県観光産業の現状分析の検討と地域振興
平成 20 年度	地域経済の面的再生に向けた政策提言の試み
平成 20 年度	企業価値と CSR の共進化に関する研究
平成 21 年度	ヒアリング調査にもとづく静岡県観光産業の現状分析の検討と地域振興
平成 21 年度	観光再生のための政策課題と地域政策の可能性・方向性
平成 21 年度	全国・静岡県連結産業連関表による地域経済の構造分析・地域連結産業連関表の作成と応用
平成 21 年度	米国税法における実質帳簿要件
平成 22 年度	「平成の大合併」期における合併特例債が自治体財政に及ぼす影響
平成 22 年度	不確かな税ポジションに関する明細書(Schedule UTP)の導入
平成 23 年度	「地域主権改革」と自治体財政—第 1 次、第 2 次地域主権一括法との関連で—
平成 23 年度	インドネシアの経済発展—日本とアジア NIES からの教訓—
平成 23 年度	FIN48 導入の会計実務への影響—TEI のコメントを中心に

#### 【分析結果とその根拠理由】

経済学科では個々の教員の専門研究が着実に行われており、また、地域連携に重点を置いた共同研究も活発に推進されている。

また、人文社会科学部では、学科を横断する研究プロジェクトとして、対人援助の倫理と法、生命倫理・ヒューマン・ケア関連の研究教育にこの間、継続的に取り組んできた。

#### [研究プロジェクト]

・平成 12～13 年度科研費 (基盤研究 C) 「いのちとところに関わる現代の諸問題の現場に臨む臨床人間学の方法論的構築」

- ・平成 15～18 年度科研費（基盤研究 B）「生命ケアの比較文化論的研究とその成果に基づく情報の集積と発信」
- ・平成 17～19 年度科研費（基盤研究 B）「対人援助（心理臨床・ヒューマンケア）の倫理と法，その理論と教育プログラム開発」
- ・平成 18～20 年度科研費（基盤研究 B）「薬の倫理学と薬剤師の倫理教育プログラムの構築および薬の歴史文化論的研究」
- ・平成 21～23 年度科研費（基盤研究 C）「エンハンスメント問題の倫理的・法的検討—日米独スイスの比較研究」
- ・平成 24～26 年度科研費（基盤研究 B）「介護と在宅医療における倫理的・法的問題の検討 専門職の問題対応能力の向上のために」

これらのプロジェクトは単なる研究ではなく、教育プログラムの開発を含んでおり、とくに臨床人間科学専攻の大学院教育や、対人援助職養成機関の教育と密接に連携して取り込まれ、このなかで、複合学部としての人文社会科学部の強みが活かされた。人文・社会科学、医学、心理臨床、薬学、介護福祉学など学際的な研究プロジェクトが生まれ、全国的にも例のない新しい挑戦がなされた。この一連の取り組みは『科研費ニュース』日本学術振興会、2010.Vol.2 で紹介された。

これらの研究プロジェクトの成果として、本学を含め広く対人援助と倫理・法教育の現場で、ワークショップ型授業で利用可能なテキスト『ケースブック 心理臨床の倫理と法』（知泉書館、2009 年）、『薬剤師のモラルディレンマ』（南山堂、2010 年）を出版した。これらは、心理臨床と薬剤師という専門職の倫理教育を扱った本格的な教科書として、その分野から注目されている。他に『くすりの小箱——薬と医療の文化史』（南山堂、2011 年）翻訳『科学技術研究の倫理 入門』（知泉書館、2013 年）も教科書として刊行されている。

これらの研究はそれぞれの分野でニーズが高く、研究プロジェクトが招聘された主な学会は下記の通りである。

- ・ International Conference Series ; Japanese and Asian Bioethics in Context.  
University of Tübingen（ドイツ・テュービンゲン大学） 2006 年 9 月 26-29 日  
The Regulations for Research on Human Embryos in Japan and Germany.  
（ドイツと日本におけるヒト胚研究規制の比較）
- ・ 日本人類遺伝子学会第 5 2 回大会  
2007 年 9 月 13 日 新宿 京王プラザホテル  
遺伝子技術によるエンハンスメント
- ・ 第 17 回日本医療薬学会  
2007 年 9 月 13 日前橋テルサ  
薬剤師の倫理トレーニングに活かすリベラルアーツ
- ・ CRC 養成研修会  
2008 年 8 月 27 日北里大学  
研究対象者が CRC に期待すること
- ・ 日本薬学会第 128 年会シンポジウム  
2008 年 3 月 28 日 はまぎんホール  
薬剤師の倫理教育の重要性
- ・ 第 18 回 日本医療薬学会年会シンポジウム  
2008 年 9 月 20 日 札幌コンベンションセンター  
ヒューマニズムという名の情操教育の限界——薬学教育モデルコアカリキュラムへの批判的コメント
- ・ 日本病院薬剤師会近畿学術大会シンポジウム「新たな医療の担い手養成へ～長期実務実習を目前に控えて～」  
2010 年 1 月 30 日 国立京都国際会館第 1 会場（メインホール）

実務実習に求められる医療人倫理教育

- ・日仏薬学会

2010年4月24日 日仏会館

薬剤師の役割変化と新しい倫理教育

- ・Workshop: "Leben, Sterben und Menschenwürde - ein deutsch-japanischer Workshop",

2011年3月3日 デュッセルドルフ大学

Menschenwürde und die traditionelle japanische Lebensanschauung (人間の尊厳と伝統的な日本の生命観)

- ・日本生命倫理学会第23回大会シンポジウム

2011年11月16日 早稲田大学国際会議場

「対人援助職の倫理的・法的対応力の養成～生命倫理学の戦線の拡大のために」

- ・第45回日本薬剤師会学術大会

2012年10月7日 アクトシティ浜松 B1F 中ホール

薬剤師に求められる倫理とは—薬剤師の人柄と倫理原則

- ・(社)日本臨床心理士会第5回 臨床心理士のための倫理ワークショップ

2012年2月18日 神戸国際会議場

心理臨床におけるモラルディレンマ

#### [地域社会文化研究ネットワークセンター]

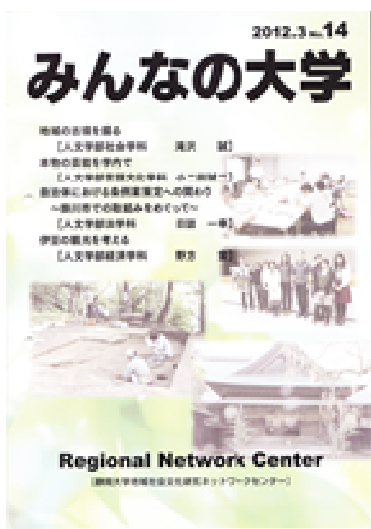
センターの活動記録 (平成19～23年度)

平成19～20年度	静岡の文化マップ作成(藤枝宿、県文化政策室との共同事業)
平成19年度	企画公演「パラオからのメッセージ～南の島の歌と踊り～」共催
平成19年度	人文学部特別教育プログラム「地域と連携した企画型フィールドワーク教育」
平成19年度	袋井市が「特定非営利活動法人国際教育文化交流会」に委託した「在住外国人生活支援事業のための実態調査」への協力
平成19～20年度	「芸術文化と社会をむすぶネットワーク会議」(県文化政策室、静岡文化芸術大学、富士常葉大学との共同事業)
平成19年度	ウィーン・フィル首席奏者エルンスト・オッテンザマー・クラリネット演奏会 (県演奏家協会の協力)
平成20年度	ウィーン・フィル首席奏者フランツ・バトロメイ・チェロ演奏会 (県演奏家協会の協力)
平成20年度	人文学部特別教育プログラム「ワークショップを活用した地域リーダー育成」 地域住民との学習会、協働ワークショップ開催
平成20年度	ネブラスカ大学オマハ校との提携企画公演「Percussion×Percussion」支援
平成21年度	フーゴ・ティチャーティ・ヴァイオリン演奏会 スウェーデン音楽療法講演会



平成21～23年度	「掛川市自治基本条例を考える市民委員会」への協力
平成21年度	「第24回国民文化祭しずおか2009」への協力
平成23年度	大学ネットワーク静岡の委託による公開講座「富士山静岡空港開港で新時代を迎えた静岡県の観光を考える」の開催（浜松大学、日本大学短期大学部と共同）

また、地域社会文化研究ネットワークセンターでは、フィールドワーク教育の成果や地域連携活動の実績などを紹介する広報誌『みんなの大学』及び『みんなの大学（フィールドワーク教育年次報告）』と、地域連携に係わる研究成果を公表する雑誌『地域研究』を年1回発行している。



<p><b>みんなの大学 Vol14 2012.3</b></p> <p>&lt;目次&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>+ 地域の古墳を掘る</li> <li>+ 本物の芸能を学内で</li> <li>+ 自治体における条例案制定への関わり ～掛川市での取組みをめぐって～</li> <li>+ 伊豆の観光を考える</li> </ul> <p><b>地域社会文化研究ネットワークセンター 発行</b></p>
---

[アジア研究センター]

以下、センターの活動のうち、個々のメンバー（年度ごとに異なるが、登録者約 20 名）の研究以外の主なものを記す。

平成 21 年度

5 月 14 日 人文学部教授会にて「人文学部アジア研究センター規則」承認。アジア研究センター正式発足。

1 月 29 日 シンポジウム「日本とアジアの相互の照射—近代日本とアジアはお互いをどのように捉えてきたか—」

パネリスト：村田 雄二郎（東京大学大学院総合文化研究科教授）

趙 景達（千葉大学文学部教授）

馬場 公彦（岩波書店編集部課長）

大野旭（楊 海英）（人文学部社会学科教授）

鈴木 清史（人文学部社会学科教授）

上利 博規（人文学部社会学科教授）

平成 22 年度

11 月 3 日 シンポジウム「いま、アジアからみえてくるもの」（静岡大学哲学会との共催）

提題 1 岩井淳（人文学部社会学科教授）

「世界史認識とアジアのミニ・システム—海洋史観と港市国家から考える」

提題 2 大野旭（楊 海英）（人文学部社会学科教授）

「アジア内陸部における自然と文化交流——文明論的認識の再検討と再構築」  
 提題3 上利 博規（人文学部社会学科教授）  
 「アジアの思想・文化と現代——近代文明史観の次に来るものをどう考えるか」

平成23年度

2月21日 公開講演会「今、中国をどう読むか！！」

講演：大野旭（楊 海英）（人文学部社会学科教授）

「モンゴル・日本・中国 関わり合った過去、いきかう現在」

講演：藤野彰（北海道大学教授）

「多元的中国への展望 チベットと客家を通して考える」

この他研究会を随時開催し、各年度にアジア研究センター報告書として『アジア研究』を発行した。

### 観点11-2-② 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。

【観点に係る状況】

#### 【社会学科】

社会学科における平成19～23年度の科学研究費補助金の取得状況を[表11-2-2A]に示す。

[表11-2-2A] 社会学科の科学研究費補助金取得実績(新規及び継続) (単位:千円)

種類	19(2007)		20(2008)		21(2009)		22(2010)		23(2011)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
基盤(B)一般	4	17,100	4	18,500	2	8,200	1	3,400	1	3,400
基盤(B)海外										
基盤(C)一般	4	3,700	7	7,500	8	7,900	11	10,300	10	7,400
萌芽	1	800	1	500						
若手研究(B)	4	3,200	2	1,500	4	4,000	3	2,500	2	1,400
特別研究院奨励費										
特定領域										
若手スタートアップ	1	380	1	133						
合計	14	25,180	15	29,330	14	20,100	15	16,200	13	12,200

獲得金額が20年度をピークとして下がり続けているのは、基盤研究(B)の採択がないためと分析される。とはいえ、件数自体はほぼ一定しており、またおおよそ教員の二人に一人は科研費が採択されていることを考えると、金額的には縮小しているものの、研究活動は堅調であると判断できる。

他方、社会学科における科学研究費補助金以外の外部資金獲得状況については[表11-2-2B]の通りである。年度によりばらつきがあるものの、おおむね堅調であると判断している。

[表11-2-2B] 外部資金獲得状況

年度	会社名等	金額
19	財団法人平和中島財団	1,200,000
20	財団法人トヨタ財団	700,000

20	財団法人トヨタ財団	350,000
20	財団法人三島海雲記念財団	450,000
20	財団法人三島海雲記念財団	250,000
21	日本臨床心理士養成大学院協議会	700,000
22	財団法人高梨学術奨励基金	300,000

専門領域における学会からの評価を端的に示すものとして、研究成果にかかわる近年の受賞状況については以下の通りである。

【表 11-2-2C】 受賞状況

年 度	氏 名	受 賞 名
平成 23 年	大野 旭(楊海英)	『墓標なき草原 内モンゴルにおける文化大革命・虐殺の記録 (上下)』(岩波書店、2009)により、第14回(平成23(2011)年)司馬遼太郎賞を受賞

## 【言語文化学科】

### 【観点に係る状況】

平成 19 年度から平成 23 年度までの 4 年間における研究活動について、その成果を質的に示す項目は以下のようになっている。特に競争的研究資金の獲得件数が大きく伸びていることが指摘でき、例えば平成 22 年度 14 件の総額は 2,406,400 円に達している。また平成 21 年度の受賞件数 2 の内訳は、第 2 回日本古典文学学術賞(岡崎真紀子『やまとことば表現論—源俊頼へ』[笠間書院・平成 20 年 12 月])及び第 20 回小泉八雲顕彰文芸作品コンクール最優秀賞(南富鎮「私の〈焼津にて〉」[焼津小泉八雲記念館・焼津市教育委員会])となっている。

【表 11-2-2D】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受賞件数	0	0	2	0	0
学会招待講演件数	2	1	2	4	1
科研費補助金の獲得件数	7	8	7	8	6
競争的研究資金の獲得件数	4	5	7	14	11

\* 「科研費補助金」には新規分と継続分が含まれる。

特色ある科研費採択研究課題としては、平成 20～22 年度の「恋愛・結婚をめぐる異文化交流・翻訳の諸問題」(基盤研究 C)において、専門分野をそれぞれ異にする言語文化学科教員 7 名が共同研究し、学科としての理念を研究面で実践した事例が挙げられる。この成果は上述『翻訳の文化／文化の翻訳』の刊行にもそのまま反映されている。同じく平成 22 年度新規採択の「華人の規範・アイデンティティと文化—(家)や在日の階層・文学・言説を焦点として」(基盤研究 C)は、本学部設置のアジア研究センターに所属する他学科研究者 3 名との共同研究であり、静岡大学が強く推進するアジア研究の中心課題の 1 つになっている。さらにまた、平成 22 年度から始まった「中世末の英文学における宗教と医学の共生的関係についての表象文化論的研究」「英国 18 世紀の人

生の物語に関する研究：個人の経験・物語の共有・公共心」(基盤研究C)は、従来の単なる文学研究に収まらないより広範な言語文化研究を目指している点に特色がある。これら以外では、北部フィリピンや台湾における少数民族言語及び北米インディアンのハイダ語に関する言語学の包括的記述研究の実践が特筆される。

**【分析結果とその根拠理由】**

個人研究の進展・充実は言うまでもなく、分野や専門を異にする研究者が集まって行われる共同研究も盛んに行われており、研究の質は十分に確保されていると判断する。

**【法学科】**

**【観点に係る状況及び分析結果】**

法学科における科研費の採択数(新規+継続)は平成21年度3件、平成22年度5件、平成23年度6件と増加傾向にある。また、外部資金についても平成22年度に1件(全国銀行学術研究振興財団)の助成を獲得している。

**【経済学科】**

**【観点に係る状況】**

経済学科における研究活動の成果の質を示す実績は以下のとおりである。科研費は継続的に5件前後を維持しており、その他の競争的資金も継続的に獲得している。また、受託研究も、過去5年間において8本受け入れており、継続的に地域社会の要請に答えている。

[表 11-2-2E]

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受賞件数	0	0	0	1	0
学会招待講演件数	0	0	0	1	1
科研費補助金の獲得件数 (新規・継続分)	2	5	8	7	5
競争的資金の獲得件数	5	5	7	9	9
受託研究件数	1	1	2	2	2

**観点 11-2-③ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。**

**【観点に係る状況】**

**【社会学科】**

社会学科における研究は地域の歴史、文化、行政、医療・福祉と密接な繋がりがあり、地方史編纂、各種審議会委員の就任、さまざまな講演活動など、従来から多くの連携活動が行われてきた。また、平成23年3月11日の東日本大震災に関連して、「こころの相談室」において本学科の臨床心理分野の教員による被災者への支援活動が行われた。

もちろん、長年にわたって発行されてきた紀要『人文論集』への執筆も活発であり、その他、学科の教員が運営に携わる学会・研究会の機関誌・研究誌の発行も盛んである(『静岡大学心理臨床研究』、『文化と哲学—静岡大学哲学学会研究紀要』、『アジア研究』など)。

## 【言語文化学科】

### 【観点に係る状況】

学外の査読付き学術論文への投稿と併行して、学内の研究誌である『人文論集』『アジア研究』『翻訳の文化／文化の翻訳』『駿府・静岡の芸能文化』にも多く研究論文が発表され、個人研究や共同研究の成果が社会に対して活発に発信されている。

地域に対する発信例としては、言語文化学科教員による「茶文化」や「日本語」に関する講演・ゼミナールが、静岡県の市民を対象にして数年実施されており、またいわゆる高大連携の一環として、県内の高校への出張講義も精力的に行われている。また、さらに平成 23 年から開始された「キャンパスフェスタ in 静岡」と題する大学広報イベントに際しては、他大学からゲストを招いて学科教員との共同シンポジウム、翻訳ワークショップなどを行って多くの市民の参加を見た。

また、地域との関連で学生と共に取り組む教育研究活動があり、特に平成 17 年度に言語文化学科の「学科共通科目」として開講された「静岡の文化」「情報意匠論」の存在は特筆される。これらの授業では、自分が暮らしている地域で現在いったい何が起きているのか、どんな未調査な問題が潜んでいるのかを発見し、それを人文科学の知を意識的に使うことで可視化し解決していくものである。これまでに図書館や博物館、美術館との連携、観光問題、地域の商店街やスーパーマーケットの広告展開、大学の課題などに取り組んできた。その成果は地元メディアにしばしば取り上げられており、静岡でかつて発刊されていた幼児指導絵本『あそび』の研究等、学術的にも意味のある発見や成果が生み出されつつある。

### 【分析結果とその根拠理由】

講演・論文・翻訳・学生との共同研究などの領域で、研究成果の持続的な発信が行われており、社会・経済・文化の発展に資する研究が実践されていると判断する。

## 【法学科】

### 【観点に係る状況及び分析結果】

法学・政治学を専門とする教員の知的資源を必要とする行政機関の審議会や各種委員会への招聘に関し、可能な限り対応しており、地域社会への貢献が十分になされている。

各種審議会委員への就任状況は次の通りである。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
審議会等委員 就任件数	10	17	18	22	26	31

## 【経済学科】

### 【観点に係る状況】

経済学科スタッフの研究は、以下の受託研究が示すように、地域経済の発展に活用されている。平成 19 年度以降、「静岡県総合計画人口・経済フレームに係るモデルの開発」、「アジア地域経済統合の背景およびその意義に関する総合的研究」、「空港開港に伴う静岡市の旅館ホテルの国際化対応と静岡市の国際ブランド力形成に関する産学共同研究」、「熱海市観光客動線調査業務」等の受託研究を受け入れ、専門研究の成果を地域経済に還元している。とりわけ、「静岡県総合計画人口・経済フレームに係るモデルの開発」において作成された静岡 SD モデルは静岡県総合計画見直し作業においても活用されている。

### 【分析結果とその根拠理由】

学会報告、論文等、研究成果は持続的に生み出されており、同時にそうした成果が地域経済社会に活用されている点からみて社会・経済・文化の発展に資する研究が行われていると判断される。

### (2) 優れた点・改善を要する点

#### 【優れた点】

・当学部・研究科における研究はその性質上、地域の文化、行政、福祉、教育、企業経営と密接な繋がりがあり、地方史編纂、各種審議会委員の就任、さまざまな講演活動など、従来から多くの連携活動が行われてきている。

・平成 16 年 4 月に「静岡大学地域社会文化研究ネットワークセンター」を設置し、地域連携の窓口および拠点形成し、多岐にわたる研究と連携活動を実施している。・平成 21 年 4 月に「アジア研究センター」を設置し、ますます存在意義を高めるアジアに関する研究、およびアジアとの学術・教育交流を推し進めている。

・言語文化学科は、日本・中国・韓国・台湾・東南アジア・イギリス・アメリカ・カナダ・ドイツ・フランス・スペイン・中南米・ロシアに跨る地域の言語や文化を研究する教員によって構成されており、その言語文化研究の裾野は広大である。学科の組織構成に明らかなる如く、これらの特色を活かした「地域」と「超域」を結ぶ共同研究も弾力的かつ継続的に展開されており、学問研究の「専門性」（縦の軸としての深さ）と「応用性」（横の軸としての広さ）は、言語文化学科における最大の特色であると考えられる。そこで得られた個々の具体的成果は絶えず社会に発信し還元されており、組織と人員の両面からも研究は効率よく実施され機能していると考えられる。

・法学科は学科構成員の人数は 18 人と他学科と比較して小規模であるが、法学・政治学研究の中核となる部分はカバーできるスタッフを擁している。そして、各個人が現代社会における法学・政治学が抱える様々な課題に果敢に挑戦する研究姿勢を保持し、日夜熱心な研究活動が続けられている。また、学科内における人事や研究費配分においても、公平性・公正性を保持した取組みが進められている。

・経済学科における「経済研究センター」の研究活動は地域の経済・行政に大きな関わりを持ち、いくつかの課題がその後科研費にも採択され、『現代の企業倫理』（静岡大学人文学部研究叢書 15、平成 19 年）『観光の活性化と地域振興—伊豆の観光を考える—』（静岡大学人文学部研究叢書 31、平成 24 年）等の研究成果に結実している。また静岡 SD モデルの研究成果は静岡県総合計画見直し作業に活用された。

・長年にわたって発行されてきた紀要類（『人文論集』、『法政研究』、『経済論集』）への執筆状況も活発であり、その他、各学科の教員が運営に携わる学会・研究会の機関誌・研究誌の発行も盛んである（『静岡大学心理臨床研究』、『文化と哲学—静岡大学哲学会研究紀要』、『アジア研究』、『翻訳の文化／文化の翻訳』、『駿府・静岡の芸能文化』など）。

・翻訳の領域では『日本茶文化大全』の翻訳（平成 18 年）は地域の文化・経済にも大きなインパクトを与えた。中国現代文学の翻訳（『雲上の少女』、平成 18 年）、フランス人研究者による日本文化研究の翻訳（『裏社会の日本史』、平成 18 年）等は発行部数が多く、社会・経済・文化の発展に大きく貢献している。

・政治学・経済学の分野で執筆された教科書（『現代政治学』、平成 19 年および『はじめよう経済学のための情報処理』、平成 16 年）は刊行以来、現在に至るまで多くの大学で採用されている。

#### (改善を要する点)

・言語文化学科の競争的研究資金の獲得は件数・金額ともに上昇している反面、科研費補助金や受託研究資金の伸び率が比較的緩やかであることは、今後の研究体制を考えていく上でさらなる改善が求められよう。研究成

果全体の発表状況は順調であるが、7 コースごとのばらつきがある程度認められ、将来的にもより一層の改善・努力が必要であると思われる。

- 運営費交付金の減額に伴い、基礎的研究費が削減されているため、法学科でも基本的文献・雑誌等の継続購入が困難になっており、研究の質確保に支障が出始めている。そのため、この点への対応が求められている。

- 法学科の教員数は平成 23 年度になり、ようやく 18 名の体制になった。平成 21・22 年度は 12 名の体制であったため、多忙化を極める現状においては、個人の研究を進めるために十分な時間を割くことができなかった。しかし、平成 23 年度以降教員数が増加したことにより、専門領域のバラエティも増加したことから、今後はさらに多様な研究成果の発揮が期待できる。今後は、法学科における研究専念期間取得制度を活用し、教員個人の研究がさらに高まるよう学科として対応することが求められている。

## 【基準 12】 地域貢献活動の状況

[12-1] 大学・学部等の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(1) 観点ごとの分析

**観点 12-1-① 大学・学部等の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。**

【観点到る状況】

人文社会科学部・人文社会科学研究科は、平成 16 年 4 月に静岡大学が国立大学法人として出発するに際し、学部・研究科の教育研究活動の理念と目標を『人文学部学術憲章』として関係者および社会に対し宣言し、人文社会科学部・研究科の教育研究活動を通して地域社会の発展に貢献することを明確にした。

「教育サービス面における社会連携活動」のあり方については、「教育の目標」の 2 番目に「社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多様な発展に貢献する」ことを学部・研究科の教育目標に掲げ、教育面の社会的ニーズに応えるための様々な教育サービス提供に取り組むことを学部・研究科の教育活動の重要な一環として位置づけている。

「研究サービス面における社会連携活動」のあり方については、「研究の目標」の 2 番目に「研究成果を社会に還元し、人類社会の持続可能な発展に貢献する。それはけっして一方的関係ではなく、社会への応答（アカウンタビリティ）は新たな質の研究課題を設定し研究を活性化の上でも不可欠である。その点からも、とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフィードバックしていく」ことを学部・研究科の教育目標に掲げ、研究面の社会的ニーズに応えるため「研究成果を社会に還元するとともに、地域社会のニーズに応える研究活動を推進し、地域発信型の文化と科学の創造的な発展をめざす。大学と地域との相乗的な活性化を支える拠点として、地域社会文化研究のための知のネットワークを構築する。」とし、その具体的措置として「地域社会文化研究ネットワークセンター」を設置している。センター独自の役割・目的については同センター Web ページやパンフレット等に明文化し、広報誌『みんなの大学』等で広く社会に公開している（センターの活動については、127～128 ページを参照）。

資料

12-1-①A 『人文学部学術憲章』 [http://www.hss.shizuoka.ac.jp/general/jin\\_kensho.pdf](http://www.hss.shizuoka.ac.jp/general/jin_kensho.pdf)

12-1-①B 地域社会文化研究ネットワークセンター <http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rnc/>

特に『みんなの大学』 <http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rnc/down.html>

【分析結果とその根拠理由】

以上から、本学部・研究科においては、地域貢献活動の目的を達成するための具体的方針が定められ、これらが適切に公表・周知されていると判断する。

**観点 12-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。**

【観点到る状況】

1) 教育活動の一環としての科目等履修生の受け入れ（観点 5-1-③参照）とは別に、市民開放授業（URL：[http://www.lc.shizuoka.ac.jp/class\\_list.html](http://www.lc.shizuoka.ac.jp/class_list.html) 参照）の本学部に係る受講実績は表 12-1-②A である。静岡大学全体の市民開放授業の受講実績の 40% 今日を本学部が担っている。



表12-1-②A 市民開放授業の受講実績（平成18年度～23年度）

		平成18年度				平成19年度				平成20年度			
		前期	後期	通年	計	前期	後期	通年	計	前期	後期	通年	計
静岡地区	共通科目	56	48		104	46	39		85	41	47		88
	人文学部	53	26	19	98	33	52	7	92	69	53	10	132
	教育学部	11	6		17	4	11		15	3	13		16
	理学部	6	7		13	10	3		13	14	8		22
	農学部	1	3		4	5	1		6	7	10		17
	計	127	90	19	236	98	106	7	211	134	131	10	275
浜松地区	共通科目	8	8		16	5	4		9	4	5		9
	情報学部	2	1		3	1			1				0
	工学部	1			1				0				0
	計	11	9		20	6	4		10	4	5		9
遠隔授業	共通科目	11	9		20	6	4		10	4	5		9
合計		138	100	19	257	104	110	7	221	138	136	10	284

		平成21年度				平成22年度				平成23年度			
		前期	後期	通年	計	前期	後期	通年	計	前期	後期	通年	計
人文学部		80	73	3	156	83	71	—	154	110	88	2	200

2) 公開講演会、シンポジウム等 (URL: [http://www.lc.shizuoka.ac.jp/symposium\\_list.html](http://www.lc.shizuoka.ac.jp/symposium_list.html) 参照) で当学部教員が企画して平成19年度～23年度に行った主な公開講演会、シンポジウム等は表12-1-②Bの通りである。

表12-1-②B おもな公開講演会、シンポジウム等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開講演会「緩和医療薬学の課題と展望」(鈴木勉教授)、平成19年6月29日(金)</li> <li>・公開シンポジウム「対人援助の倫理と法」(村木詔司教授、福永博文教授、白井孝一弁護士)、平成19年9月1日(土)</li> <li>・国際シンポジウム「医療薬学の歴史と文化」(Dr D.Lanzerath、Prof. &amp; Dr D.Renevey、奥田潤教授、松田純教授)平成19年9月15日(土)</li> <li>・公開講座「聞いてなっとく!日本語ゼミナール」(勝山幸人教授他)平成19年9月29日(土)</li> <li>・市民公開特別講義「雅楽と十二単着物ショー」(翁雅楽会/はくび着物学院)、平成19年11月15日(木)</li> <li>・ウィーン・フィル首席クラリネット奏者演奏会(オッテンザマー氏)、平成19年11月12日(月)</li> <li>・公開講演会「フランス保健医療システムにおける文化的差異」(M.C.プーシェル氏)、平成19年12月3日(月)</li> <li>・市民シンポジウム「あすの人材育成を語—静岡発21世紀知的人材育成」(三宅伸氏、大坪檀氏他6名)、平成20年1月28日(月)</li> </ul>
--

- ・公開講演会「足もとからの地球環境政策を考える」(宮本憲一氏)、平成20年2月2日(土)
- ・公開講演会「がんの痛みを葉でコントロール」(塩川満先生)、平成20年5月31日(土)
- ・公開講座「聞いてびっくり!日本語ゼミナール」(勝山幸人教授他)、平成20年9月27日(土)
- ・公開講演会「貧困とワーキングプア」(湯浅 誠氏)、平成20年12月4日(土)
- ・公開講座「英語で自分の「体験談」を書きましょう!」(Redford, Steven Wade)、平成23年5月28日(土)~平成23年7月30日(土)
- ・キャンパスフェスタ in 静岡 人文学部シンポジウム 「3.11後の静岡の地域社会・暮らし:いま、人文社会科学に何が出来るか」(牧之原市長 西原茂樹氏、東京大学社会科学研究所教授 宇野重規氏、首都大学東京准教授 山下祐介氏)平成23年11月20日(日)
- ・静岡大学人文学部名称変更記念 第2回市民公開講座 「今、中国をどう読むか!!現場から見た多層性・多元性」(中国問題ジャーナリスト・元読売新聞編集委員 藤野彰氏、大野旭教授)、平成24年2月21日(火)

臨床人間科学専攻主催によるおもな公開講演会等

平成21(2009)年度

1月12日	高齢者ケアにおける介護倫理 箕岡真子(箕岡医院内科医師, 東京大学大学院医学系研究科医療倫理学分野客員研究員)
2月12日	地域社会の発展と多文化共生 池上重弘(静岡文化芸術大学教授) / 竹ノ下弘久(静岡大学人文学部准教授)
3月20日	第1部 講演 医療界にまんえんする, QOLと緩和ケアの誤解を解く 中島孝(独立行政法人国立病院機構新潟病院 副院長) 第2部 実習 個人のQOL評価(SEIQoL)とはなにか? 実習で体験する 中島孝(同上) 後藤清恵(心理療法士, 新潟大学生命科学医療センター准教授)

平成22(2010)年度

5月31日	多文化共生のために——映画とシンポジウム 外国にルーツをもち日本で育った若者たちの今やアイデンティティを描いた <b>Roots of Many Colors</b> の上映と同映画の監督, 宮ヶ迫さんによる講演をもとにシンポジウム 宮ヶ迫ナンシー理沙(多文化共生教育ネットワークかながわ)
6月7日	多文化共生社会におけるケア人材 —— E P Aにおける外国人看護師・介護福祉士候補者受け入れ制度の問題点 望月ひろみ(聖隷福祉事業団人事部キャリア支援室E P A担当課長)

10月12日	日本人の死生観——その西洋および近隣諸国とのちがい 大嶋仁（福岡大学人文学部教授）
10月19日	ケアは国境を越えられるのか？ ——東南アジアからの看護・介護労働者受け入れ問題を中心に 大野俊（京都大学東南アジア研究所特任教授）
10月26日	ロボットスーツ HAL 福祉用®導入セミナー 大和ハウス工業株式会社ロボット事業推進室
11月2日	生命倫理学の誕生と米国生命倫理学の特徴 香川知晶（山梨大学大学院医学工学総合研究部教授）
12月21日	多文化共生の正義論——グローバル社会における移民受け入れを中心に 松元雅和（島根大学教育学部講師）
2月1日	日本のライフサイエンス政策と生命倫理 菱山豊（科学技術振興機構経営企画部長）

平成 23（2011）年度

5月2日	治療中止の法的問題——日本と諸外国の比較 甲斐克則（早稲田大学法科大学院教授）
5月23日	福祉多文化主義からネオリベラル多文化主義へ ——オーストラリアの事例を中心に 塩原良和（慶応義塾大学法学部教授）
5月30日	患者から患者様へ——人間・自然・神 高橋隆雄（熊本大学大学院社会文化科学研究科教授）
10月18日	「逝かない身体」を生きるために——ALS患者の独居支援 川口有美子（有限会社ケアサポートモモ代表取締役）
10月25日	公開デモンストレーション：脳の活動を目でみる——近赤外光脳機能イメージング装置の実際 島津製作所 近赤外光脳機能イメージング装置 FOIRE-3000®
11月8日	パーソナル・サポートサービス——対人援助の新しい形 西岡正次（豊中市市民協働部理事・くらしセンター長・豊中市パーソナル・サポートセンター所長）
11月15日	多文化共生の地域づくりと市民活動の役割 ——多文化コミュニティにおける対人援助 早川秀樹／グエン・ファン・ティ・ホアン・ハー（多文化まちづくり工房）

平成 24（2012）年度

2月5日	終末期医療と死生観—アニミズムと世代間連帯— 島藺進（東京大学大学院人文社会系研究科教授、(財)国際宗教研究所長）
------	--

## 臨床人間科学専攻公開講座

設立当初より、公開講座を定期的開催してきた。平成 17(2005)年には「いのちとケア」を、18(2006)年・19(2007)年には「対人援助の倫理と法」というテーマで、20(2008)年には実証的な社会調査の意義を解き明かす「データで読み解く現代社会」というテーマで、広く情報を発信してきた。教育改革によって充実させてきた教育プログラムを社会へ還元する目的で、毎年度開催した。年度ごとの講座内容を以下に示す。

平成 21(2009)年度

講座名	対人援助サービスの質的向上を目指して ～ヒューマン・ケアに支えられた共生社会のために～	
目的	経済状況が悪化する中、医療や福祉、教育、行政など多様な領域において、対人援助サービスの重要性がかつてないほどに高まっています。また、グローバル化が進むなか、対人援助分野で「多文化間ケア」に伴う課題が生じています。本講座では、こうした状況に適切に対応するために必要な知識を、各領域の研究者によって提供することを目的としています。	
講座日程と内容		
第1回	6月23日	多文化共生社会のヒューマン・ケア／松田純
第2回	6月30日	ケアをめぐる紛争・法・倫理／藤本亮*
第3回	7月7日	ケアリングの倫理と論理／堂園俊彦
第4回	7月14日	「病い」の体験を語り・わかちあうことの意味／南山浩二 〈コミュニティ〉と〈自己決定—ひきこもり支援を事例に〉／荻野達史
第5回	7月21日	静岡県における多文化共生と日系ブラジル人コミュニティ／竹ノ下弘久 支え合うことの難しさ：社会心理学の観点から／橋本剛
第6回	7月28日	児童養護の現場から—社会的養護というけれど／平岡義和

\*静岡大学法科大学院教授

平成 22 年度

講座名	多文化共生社会におけるヒューマン・ケア	
目的	医療、介護、教育、育児などヒューマン・ケアをめぐる様々な問題を学ぶとともに、これからの多文化共生社会において、これらの問題とどのように向き合い、いかに解決していけばよいのかを、共に考えたいと思います。	
講座日程と内容		
第1回	5月26日(水)	緩和ケア(終末期医療)におけるサポート／笠井仁
第2回	6月2日(水)	外国人看護師・介護士をめぐる問題／天野ゆかり*
第3回	6月9日(水)	文化の多様性と倫理の普遍性／堂園俊彦
第4回	6月16日(水)	ケアをめぐる紛争・法・倫理／藤本亮
第5回	6月23日(水)	ブラジル人の子供の教育機会をめぐる問題／竹ノ下弘久
第6回	6月30日(水)	誰が子どものケアをするのか—スウェーデン・フランス・アメリカ・日本の調査から／船橋恵子

\*静岡県立大学短期大学部助教／静岡大学大学院人文社会科学研究所臨床人間科学専攻学生

平成 23 年度

講座名	終末期医療の「いま」と「これから」——ヒューマン・ケアの視点から	
目的	ここ数年、終末期医療において、どこまで治療すべきなのかが問題になってきました。また、国家財政が危機的状況となる中で、医療・介護を含めた社会保障の制度設計も今後再検討される予定です。本講座では、こうした現状を踏まえつつも、ヒューマン・ケアという原点に立ち返り、望ましい終末期ケアのあり方を、参加者のみなさんと一緒に考えたいと思います。	
講座日程と内容		
第1回	5月24日(水)	最期をどう支え、どう迎えるのか？／松田純
第2回	5月31日(水)	声のもつ力／上藤美紀代*
第3回	6月7日(水)	終末期医療と法／神馬幸一
第4回	6月14日(水)	物語とケア／南山浩二
第5回	6月21日(水)	子どもにとっての<最善>と終末期医療／堂囿俊彦
第6回	6月28日(水)	終末期医療における心理的サポート／笠井仁

\*特定非営利活動法人ヒューマン・ケア支援機構副理事長／静岡大学大学院人文科学研究科修士

平成 24 年度

講座名	在宅医療・介護のこれからを考える～充実したネットワーク作りを目指して～	
目的	医療構造改革によって「病院（施設）から在宅へ」が国の政策の中心となり、在宅で療養する患者数は今後さらに増加することが予想されます。また、在宅患者は同時に介護を受けていることも多く、医療と介護の連携も重要な課題です。病院（施設）とは異なる環境にある在宅では、ケアをする側の思いと、受ける利用者側の思いにずれが生じ、対処に困る事例がしばしば生じます。そのようなときに、どのような対応が必要とされるのでしょうか。この講座では、様々な専門家の立場から、現在の問題点と解決に向けたヒントを提示してもらいます。	
講座日程と内容 場所：アイセル 21（静岡市葵生涯学習センター）		
第1回	5月22日(火)	訪問看護における、他職種との連携／大村早苗（医療法人社団静岡健康生会訪問看護ステーションふれあい所長）
第2回	5月29日(火)	地域包括ケアの現状と課題／大塚芳子（社会福祉法人美芳会理事）
第3回	6月5日(火)	在宅医療・介護と成年後見制度／宮下修一*
第4回	6月12日(火)	在宅におけるリハビリテーションの諸問題／青田安史（浜松大学保健医療学部准教授）
第5回	6月19日(火)	在宅医療・介護をどう支えるか／松田純
第6回	6月26日(火)	家族関係と高齢者介護のゆくえ／南山浩二

\*静岡大学法科大学院教授

3) 高大連携では、高等学校への出張授業、高校からの大学訪問・大学体験授業などをおこなっている。

表12-1-②3A\_1、表12-1-②3A\_2) は平成18年度から平成24年度の本学部教員が出張授業(＋学部説明)をおこなった高校の一覧である。

4) 表12-1-②3A\_1) 高校出張授業(平成18年度～平成20年度)

平成18年度	平成19年度	平成20年度
伊東高校	御殿場南高校	静岡東高校
伊豆中央高校	沼津西高校	湖西高校
韮山高校	湖西高校	袋井高校
三島南高校	静岡城北高校	掛川西高校
三島北高校	掛川西高校	清水西高校
富士宮北高校	静岡南高校	川根高校
富士宮西高校	伊豆中央高校	池新田高校
富士高校	富士東高校	静岡市立清水商業高校
富士東高校	川根高校	富岳館高校
富岳館高校	磐田南高校	磐田南高校
清水東高校	三島南高校	三島南高校
静岡南高校	清水東高校	藤枝東高校
小笠高校	榛原高校	榛原高校
島田高校	伊東高校	富士宮西高校
掛川西高校	富士宮西高校	掛川西高校
磐田南高校	静岡市立高校	伊東高校
磐田西高校	浜名高校	沼津西高校
浜松湖東高校	清水西高校	下田高校
浜松湖南高校	浜松湖南高校	浜松湖南高校
浜名高校	池新田高校	清水西高校
静岡市立高校	焼津中央高校	焼津中央高校
日大附属三島高校		星陵高校
星陵高校		西遠女子高等学校
		静岡雙葉高校
		磐田東高校

表12-1-②3A\_2) 高校出張授業・学部説明(平成21年度～平成24年度)

高校名	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	出張授業	学部説明	出張授業	学部説明	出張授業	学部説明	出張授業	学部説明
静岡市立	1		1		1			
静岡市立商業			1					
静岡西			1					

静岡南		1						
市立清水商業	1		1		1	1		
伊東	1		1		1		1	
磐田西	1		1		2		1	
磐田南	1		1		1		1	
掛川西		1		1				
湖西		1						
御殿場南	1		1				1	
清水西	1	1		1		1	1	
清水東		1					1	
星陵	1				1		1	
西遠女子	1				1		1	
浜名	1		1		1		1	
浜松湖南	1		1			1	1	
浜松市立			1					
袋井	1		2		2			
富士	1					1	1	
富士宮西	1		1				1	
三島北	1		1		1		1	
三島南	1		1					
吉原		1		1				
沼津西	1	1						
焼津中央	1		1					
榛原	1		1		1		1	
藤枝東			1					
下田			1					
韮山					1		1	
富士宮東						1		
沼津市立					1		2 (同日2授業)	
富士市立						1		
長野県立飯田					1			
掛川東							1	
気賀								1
大井川							1	
合計	19	7	20	3	16	6	19	1

平成 19 年年度～平成 24 年年度における高校の大学訪問・大学授業受講体験は表 1 2 - 1 - ② 3 B) である。

表 1 2 - 1 - ② 3 B) 高校の大学訪問大学授業体験 (平成 19 年年度～平成 24 年年度)

平成 19 年年度	平成 20 年年度	平成 21 年年度	平成 22 年年度	平成 23 年年度	平成 24 年年度
静岡高校	静岡高校	静岡高校	静岡高校	静岡高校	静岡高校
	浜松南高校	浜松南高校	浜松南高校	富士高校	

5) 研究情報の公開として、イノベーション社会連携推進機構(旧イノベーション共同研究センター) (<http://www.cjr.shizuoka.ac.jp/>) の教員研究課題検索システムや、イノベーション社会連携推進機構(旧地域連携協働センター) (<http://www.crc.shizuoka.ac.jp/index.html>) の教員データベース (<http://www.crc.shizuoka.ac.jp/database.html>) や、本学部・研究科における社会連携活動の拠点である地域社会文化研究ネットワークセンターの教員データベース (<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rnc/db.html>) で、本学部・研究科の教員が提供できる研究サービスについて情報提供している。

5) 本学部・研究科の多くの教員は、専門知識の提供のために審議会・委員会等に委員等として参加しているが、1 2 - 1 - ② C) は平成 19 年年度～23 年年度の就任状況である。

1 2 - 1 - ② C) 専門知識の提供のための審議会・委員会等の就任状況

区 分	のべ人数	平成 23 年度
都道府県関係	38 人	15 人
市町村関係	52 人	19 人
中央省庁関係	7 人	4 人
学術団体関係	19 人	12 人
非営利民間団体等 他	9 人	7 人
合 計	125 人	57 人

6) 本学には、大学院人文社会科学部研究科・臨床人間科学専攻は臨床心理士養成のための教育を行っているが、その教育実習組織として「こころの相談室」を設置している。表 1 2 - 1 - ② D) は、平成 19 年年度～23 年年度に「こころの相談室」で行った臨床心理相談にかかる実績とデータである。

1 2 - 1 - ② D) 「こころの相談室」臨床心理相談・年間相談ケース数とのべ面談回数

	臨床相談員	非常勤相談員	臨床研修員	合計
ケース数	12	1	17	30
のべ面談回数	172	13	173	358

#### 【分析結果とその根拠理由】

市民開放授業の本学部の現状等は資料の通りであり、教育サービス面での本学部・研究科の社会連携活動は一定の成果を上げている。第 2 に、地域住民への教育サービスでは、学部・研究科の教育活動としておこなう講演会やシンポジウム等で、社会的ニーズがあると考えられるものについては、公開講演会、公開市民シンポジウム等の形で開催しており、その実績も上がっている。高大連携でのオープンキャンパス、出張授業、高校の大学訪問受け入れも県内外で取り組んでおり、教育サービス面での社会連携活動は活発に行われている。

本学部・研究科の研究サービス面における社会連携活動は、その目的を具体的に達成するために設置した「地



域社会文化研究ネットワークセンター」を中心に、地域連携における研究サービス面での情報を発信し、また地域社会からの要望を受け入れている。その成果の一部は金額的には少ないとはいえ外部研究資金や委託研究、共同研究として結実している。また、本学部・研究科の多くの教員が、県内外の審議会や委員会等で専門知識の提供で地域の経済・社会・文化面で貢献している。さらに、「こころの相談室」では臨床心理士養成の教育実習機関としてではあるが、地域社会からの一般市民を対象として臨床心理相談を受け入れており、本学部・研究科における教育研究と社会連携の重要な活動として成果を上げている。

以上から、本学部・研究科における研究サービス面での社会連携活動は活発に行われているといえる。

#### **観点 12-1-③ 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。**

上記のような多岐にわたる社会地域連携活動においては、実施後にすべてではないが参加者を対象としたアンケートを実施し、満足度や改善すべき点、今後の企画立案の参考点などを導きだしている。過去に実施されてきた活動においては、おおむね高い満足度を得られており、活動の成果はある程度上がっているものと判断される。

#### **観点 12-1-④ 改善のための取組が行われているか。**

地域貢献活動の個々の取り組みごとに状況把握と改善のための取組が行われており、質の向上や改善に結び付ける組織的かつ継続的な取組みには至っていない。

### **(2) 優れている点及び改善を要する点**

#### **(優れている点)**

研究サービス面における社会連携活動を組織的かつ効率的に行うために、独自の組織として「地域社会文化研究ネットワークセンター」を設置し、本学部・研究科が対応可能な研究サービス面での情報を発信するとともに、地域からのニーズを受け止め、連携活動を展開する窓口としている。

#### **(改善を要する点)**

地域連携活動の重要性や必要性は、本学部・研究科の全ての教員に認識されているが、社会的ニーズとの関係もあて、実際に携わる教員に偏りが生じている。このような教員間の偏りはある程度避けようがないが、教員の教育、研究、社会連携、学内行政等の職務負担の分担を考えると、何らかの形で対応が求められ、同時に、研究サービス面での教員個人評価の普遍的方法の開発も緊急の課題であろう。

今後は、なるべく多くの社会連携活動においてアンケートなど評価のしくみを取り入れるよう働きかけ、それらのデータをネットワークセンターとして蓄積し、PDCAの仕組みを組織的に構築、実行する必要がある。

【基準 13】国際化の状況

[13-1]学部等の目的に照らして、教育の国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

**観点 13-1-① 学部等の教育の国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。**

【観点到に係る状況】

学部として「国際交流に関する中期目標」において、以下のように、目的を掲げている。

- ・海外の大学等との間の教職員の受け入れ・派遣及び学生交流を積極的に推進するとともに、開発途上国等への国際協力を図る。
- ・留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
- ・交換留学生制度の拡充など、学生の海外研修の機会を増やすように努める。
- ・学部としての留学生の受け入れ体制を整備する。

学部の広報誌やホームページに掲載されている。

関東もしくは関西における留学希望者への説明会（2007年度は大阪大学）において、周知している。

【分析結果とその根拠理由】

目的は明確ではあるが、学部としての独自性に乏しい。目標については、大学構成員はもとより、広く社会に周知されている。また学外での説明会へ可能な限り参加し、周知してきた。達成しようとする課題を、具体的に示す必要もあると思われる。

**観点 13-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。**

【観点到に係る状況】

<留学生の受け入れ状況>

国際交流協定にもとづく留学生の受け入れについての実績は、表 13-1-2A のとおりである。

表 13-1-2A 国際交流協定にもとづく留学生数

国名	大学名	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校	3	1	3	3	2	2	2	2	2
カナダ	アルバータ大学			1	1	1	1	2		
中国	浙江大学	1		1	1		2	2	1	1
韓国	朝鮮大学校	4	5	3	5	4	4	5	4	3
韓国	嶺南大学校	3	5	4	4	3	4	3	1	1
フランス	ロレーヌ大学 (旧ナンシー第2大学)				2			1		1
ドイツ	ボン大学	4	5	5	5	5	6	5	5	5
スウェーデン	イエーテボリ大学	2	1	1		1				
スロバキア	コメニウス大学					1	1		1	1
韓国	釜山大学						1	1	1	1
タイ	タマサート大学						2	2	2	2

韓国	慶北大学校							3	3	1
インドネシア	ガジャマダ大学							2(内大学院1)		
チェコ	マサリク大学									2
計		17	17	18	21	17	23	28	20	20

交流協定にもとづき、毎年20名ほどを受け入れ、着実に成果をあげている。受け入れ先も平成18年に8大学だったのが、平成24年には14大学になり、平成25年からリヨン第三大学も加わって15大学からの受入となる。また、正規生として1年次から受け入れている学生数の実態は、表13-1-2Bのとおりである。

表13-1-2B 正規生（1年次から）の受け入れ数

国名	平成19		平成20		平成21		平成22		平成23		平成24	
	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院	学部	大学院
中国	3	3	4	7	2	12	3	8	11	6	6	3
韓国	2	1	1	1	4		4		1		4	1
オーストラリア	1											
ミャンマー					1							
ベトナム		1		1	1		1	3				
ブラジル		1										
ルーマニア		2										
インドネシア				1								1
タイ						1						
オランダ										1		
計	6	8	5	10	8	13	8	11	12	7	10	5

毎年、学部生と大学院生を合わせて15～20名程度を受け入れてきた。中国からの留学生が過半を占めており、中国以外の国からの受け入れ増大、出身国の多様化が求められている。

さらに、学部と大学院でそれぞれ科目等履修生・研究生を受け入れている（表13-1-2C参照）。

表13-1-2C 科目等履修生・研究生の受入数の推移

国名	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度							
	学部		大学院		学部		大学院		学部		大学院		学部		大学院		学部		大学院					
	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生	科目等履修生	研究生				

中国	2	8				3		1	4	1		1	2	1		1		2		1
韓国												1						1		
インド ネシ ア	1												1	1						
タイ		1																		
ベトナム		2				2														
ルー マニ ア		1																		
フラン ス				1																
スリラ ンカ						1				2										
キュー ーバ									1											
オー ストラ リア										1										
ミャン マー										1				1						
インド												1								
計	3	12	0	1	0	6	0	1	5	5	0	3	3	3	0	1	0	3	0	1

科目等履修生・研究生は年によってばらつきがあるが、多い年は合計で15名程度受け入れている。国籍もアジア各国はもとより、東欧、西欧諸国に広がっている。これが大学院進学に繋がってきている。

<派遣及び派遣先の状況>

派遣については、派遣人数、派遣先とも安定的に推移している(表 13-1-2D 参照)。

表 13-1-2D 派遣先及び派遣人数の推移

国名	大学名	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校			2	2	1	2
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校 (ILUNO 授業料免除)	0	4	1	1	2	1
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校 (ILUNO 私費受講)	1	3	2	4	1	2
カナダ	アルバータ大学		1				1

カナダ	アルバータ大学(VSCP)	4		3	2	1	1
中国	浙江大學		1	2	5		5
中国	南京大學					1	1
韓国	朝鮮大學校	2					
韓国	嶺南大學校						
韓国	慶北大學校			1		2	1
フランス	ロレーヌ大学 (旧ナンシー第2大学)	1	2	3	2	2	2
スロバキア	コメニウス大学		1		3		1
ルーマニア	アレクサンドルアイオアンクザ 大学		1		1		
ドイツ	ヴッパタール大学			1		1	
チェコ	マサリク大学					1	
ドイツ	ボン大学	2	5		3	3	2
スウェーデン	イエーテボリ大学		1	1	1	1	1
計		10	19	16	24	16	20

(短期留学・自己留学を除く、大学間協定留学・部局間協定留学・ILUNO 留学・VSCP の数のみ計上)

また、夏季の短期語学研修にも、安定した数の学生を送り出してきた。平成 19 年からは、送り出し先も 1 大学 (嶺南大学校) 増やした (表 13-1-2E 参照)。表には記載していないが、平成 24 年 8 月には学生 16 名を教員・職員が引率して、部局間協定校の中国東華大学との交流や、上海市市街・工場等の見学を含めた短期研修を行った。

表 13-1-2E 夏季短期留学者数の推移

国名	大学名	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
アメリカ	ネブラスカ大学オマハ校	7	5	5	0	8
カナダ	アルバータ大学	5	5	1	6	9
韓国	朝鮮大学校	2	1	1(冬季)	1(冬季)	0
韓国	嶺南大学校	4	3	1	3	0
インドネシア	ガジャマダ大学					1(※1)
オーストラリア	シドニー大学		1(※2)			
計		18	15	8	10	18

(ILLNO 留学で、夏季留学となった場合の数は含めていない。)

※1 サマースクール ※2 部局間協定短期留学 (情報学部の協定校)

#### 【分析結果とその根拠理由】

海外からの留学生の受け入れ、および、本学学生の海外への派遣は、ともに順調に推移してきた。受け入れ先及び派遣先の大学についても、増加させてきたことは、表に示したとおりである。

#### 【観点に係る状況】

- ・ 人文社会科学部は、ボン大学文学部（ドイツ・平成 11 年）、イェーテボリ大学経済商法学部（スウェーデン・平成 10 年）、東華大学外国語学院（中国・平成 23 年）、国立政治大学社会科学院（台湾・平成 24 年）、ジャン・ムーラン・リヨン第 3 大学（フランス・平成 25 年）と部局間交流協定を締結し、学生と教員の交流を続けてきた。さらに、大学間交流協定を結んでいるタマサート大学（タイ）、ガジャ・マダ大学（インドネシア）などと新たに国際交流の拡大を推進している。
- ・ 国費学部留学生への大学進学説明会（大阪大学）等に参加し、学部の紹介をしている。
- ・ 受入を拡大する上では、提供できる宿舎数の少なさが最大のネックになっている。寮の増築等の対応が必要である。人文社会科学部としては、宿舎の割り当てができない事態の発生に備え、対応マニュアルを作成した。
- ・ 私費外国人留学生の中で入学した早い時期から不適應状態に陥り、それが長期化する事例が複数生じた。担当教職員が出身国の家族と連絡を取り合い、帰国を援助したが、早期の対応、家賃や学費の滞納などへの対応など、課題が残った。

#### 【分析結果とその根拠理由】

交流拡大が進んでいる。それは、受け入れ先および派遣先の大学が増加したことから明らかである。しかし、これ以上の拡大を進めるには、体制上・制度上の問題に直面している。それは、宿舎の問題及び不適應状態に陥った学生への早期対応の問題に現れている。

#### 観点 13-1-③ 活動の実績や学生の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

交流協定を結んでいる大学との交流は順調に行われており、また希望数も年々増加している。網羅的な調査を行ってはいないが、派遣学生、受け入れ学生から満足の声が聞こえてくることから、活動の成果が上がっていると判断される。ただし、一部不適應を起こす学生がいることが問題として挙げられる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

活動の実績は上がっている。網羅的な調査を行っていないため、満足度を数値的に表すことはできないが、概ね満足の声は聞こえている。一部不適應を起こす学生がいることは問題である。

#### 観点 13-1-④ 改善のための取組が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

派遣学生については現地の状況や留学の心構えなどを指導教員が個別に指導しているものの、学部総体として留学の実をあげるための取組はなされていない。また受け入れ学生の宿舎問題については学部として継続的に改善を図っているが、予算面の制約がある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記の不適應学生の扱いも含め、外に現れない声を汲み取る仕組みが必要であり、受け入れ学生の宿舎問題については引き続き要望を執行部に伝えている。